平成28年　第３回定例会

# 新 地 町 議 会 会 議 録

平成28年６月10日　開会

平成28年６月15日　閉会

新　地　町　議　会

# 平成２８年第３回新地町議会定例会会議録目次

招集告示 …… 1
応招・不応招議員 …… 2

第　１　号　（６月１０日）
議事日程 …… 3
出席議員 …… 4
欠席議員 …… 4
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名 …… 4
職務のための議場出席者 …… 4
開　　会 …… 5
開　　議 …… 5
議事日程の報告 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
会期の決定 …… 6
諸般の報告 …… 6
陳情等の報告 …… 6
常任委員会所管事務調査等の報告 …… 7
議案の報告上程 …… 7
提案者の説明 …… 7
散　　会 …… １３

第　２　号　（６月１３日）
議事日程 …… １５
出席議員 …… １６
欠席議員 …… １６
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名 …… １６
職務のための議場出席者 …… １６
開　　議 …… １７
一般質問 …… １７
２番　　吉　田　　博　議員 …… １７
４番　　寺　島　浩　文　議員 …… ２３

５番　　八　巻　秀　行　議員 …… ３５
１番　　齋　藤　充　明　議員 …… ４８
散　　会 …… ５６

第　３　号　（６月１４日）

議事日程 …… ５７
出席議員 …… ５８
欠席議員 …… ５８
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名 …… ５８
職務のための議場出席者 …… ５８
開　　議 …… ５９
一般質問 …… ５９
１１番　　遠　藤　　満　議員 …… ５９
１０番　　井　上　和　文　議員 …… ６３
散　　会 …… ７７

第　４　号　（６月１５日）

議事日程 …… ７９
出席議員 …… ８１
欠席議員 …… ８１
地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名 …… ８１
職務のための議場出席者 …… ８１
開　　議 …… ８２
議事日程の報告 …… ８２
議案第３２号の質疑、討論、採決 …… ８２
議案第３３号の質疑、討論、採決 …… ８４
議案第３４号の質疑、討論、採決 …… ８４
議案第３５号の質疑、討論、採決 …… ８５
議案第３６号の質疑、討論、採決 …… ８５
議案第３７号の質疑、討論、採決 …… ８６
議案第３８号の質疑、討論、採決 …… ８６
議案第３９号の質疑、討論、採決 …… ８７
議案第４０号の質疑、討論、採決 …… ８７

議案第４１号の質疑、討論、採決 ……８８
議案第４２号の質疑、討論、採決 ……８８
議案第４３号の質疑、討論、採決 ……８９
議案第４４号の質疑、討論、採決 ……８９
議案第４５号の質疑、討論、採決 ……９０
議案第４６号の質疑、討論、採決 ……９０
議案第４７号の質疑、討論、採決 ……９１
議案第４８号の質疑、討論、採決 ……１００
議案第４９号の質疑、討論、採決 ……１０１
陳情審査委員長報告 ……１０３
意見書案第１号～意見書案第３号の上程、説明、質疑、採決 ……１０５
閉会中の所管事務等調査の申し出 ……１０７
町長の挨拶 ……１０７
閉　　会 ……１０８

新地町告示第１５号

平成２８年第３回新地町議会定例会を次のとおり招集する。

平成２８年５月２７日

新地町長　　加　　藤　　憲　　郎

１　期　　日　　平成２８年６月１０日

２　場　　所　　新地町議会議事堂

## ○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１１名）

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １番 | 齋 | 藤 | 充 | 明 | 議員 | ２番 | 吉 | 田 | | 博 | 議員 |
| ３番 | 三 | 宅 | 信 | 幸 | 議員 | ４番 | 寺 | 島 | 浩 | 文 | 議員 |
| ５番 | 八 | 巻 | 秀 | 行 | 議員 | ７番 | 目 | 黒 | 靜 | 雄 | 議員 |
| ８番 | 森 | | 一 | 馬 | 議員 | ９番 | 鈴 | 木 | | 利 | 議員 |
| １０番 | 井 | 上 | 和 | 文 | 議員 | １１番 | 遠 | 藤 | | 満 | 議員 |
| １２番 | 菊 | 地 | 正 | 文 | 議員 | | | | | | |

不応招議員（１名）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ６番 | 八 | 巻 | | 孝 | 議員 |

# 第 3 回 定 例 町 議 会

(第　1　号)

# 平成２８年第３回新地町議会定例会

議　事　日　程　（第１号）

平成２８年６月１０日（金曜日）午前１０時開会

第　１　会議録署名議員の指名
第　２　会期の決定
第　３　諸般の報告
第　４　陳情等の報告
第　５　常任委員会所管事務調査等の報告
第　６　議案の報告上程
第　７　提案者の説明

出席議員（１１名）

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １番 | 齋 | 藤 | 充 | 明 | 議員 | ２番 | 吉 | 田 | | 博 | 議員 |
| ３番 | 三 | 宅 | 信 | 幸 | 議員 | ４番 | 寺 | 島 | 浩 | 文 | 議員 |
| ５番 | 八 | 巻 | 秀 | 行 | 議員 | ７番 | 目 | 黒 | 靜 | 雄 | 議員 |
| ８番 | 森 | | 一 | 馬 | 議員 | ９番 | 鈴 | 木 | | 利 | 議員 |
| １０番 | 井 | 上 | 和 | 文 | 議員 | １１番 | 遠 | 藤 | | 満 | 議員 |
| １２番 | 菊 | 地 | 正 | 文 | 議員 | | | | | | |

欠席議員（１名）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ６番 | 八 | 巻 | 孝 | 議員 |

---

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 町長 | 加 | 藤 | 憲 | 郎 |
| 副町長 | 佐 | 藤 | 清 | 孝 |
| 教育長 | 佐 | 々木 | 孝 | 司 |
| 総務課長兼会計管理者 | 岡 | 崎 | 利 | 光 |
| 復興推進課長 | 小 | 野 | 好 | 生 |
| 企画振興課長 | 泉 | 田 | 晴 | 平 |
| 税務課長 | 渡 | 部 | 和 | 秋 |
| 町民課長 | 菅 | 野 | 正 | 浩 |
| 健康福祉課長 | 小 | 野 | 和 | 彦 |
| 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 八 | 巻 | | 隆 |
| 建設課長 | 岡 | 田 | 健 | 一 |
| 都市計画課長 | 加 | 藤 | 伸 | 二 |
| 教育総務課長 | 佐 | 藤 | 茂 | 文 |

---

職務のための議場出席者

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 事務局長 | 平 | 間 | 正 | 光 |
| 主幹兼次長 | 目 | 黒 | 佳 | 子 |
| 書記 | 佐 | 藤 | 大 | 樹 |

午前１０時００分　　開　会

◎開会の宣告

○**菊地正文議長**　ただいまから平成28年第３回新地町議会定例会を開会いたします。

開議に先立ちまして、本年４月１日付で課長職の人事異動がありました。副町長に報告を求めます。

佐藤清孝副町長。

○**佐藤清孝副町長**　皆さん、おはようございます。それでは、私から平成28年度の人事異動発令後、初めての議会になりますので、異動しました課長の紹介をさせていただきます。

初めに、岡崎利光総務課長。

○**岡崎利光総務課長兼会計管理者**　総務課長の岡崎利光であります。よろしくお願いいたします。

○**佐藤清孝副町長**　次に、新課長の紹介をさせていただきます。

菅野正浩町民課長。

○**菅野正浩町民課長**　町民課長の菅野正浩でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**佐藤清孝副町長**　次に、小野和彦健康福祉課長。

○**小野和彦健康福祉課長**　健康福祉課長の小野和彦です。どうぞよろしくお願いいたします。

○**佐藤清孝副町長**　続いて、岡田健一建設課長。

○**岡田健一建設課長**　建設課長の岡田健一です。よろしくお願いいたします。

○**佐藤清孝副町長**　以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○**菊地正文議長**　ありがとうございました。

---

◎開議の宣告

○**菊地正文議長**　これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名であります。

なお、６番、八巻孝議員は病気入院中のため、本定例会への欠席届が提出されていますので、ご報告いたします。

---

◎議事日程の報告

○**菊地正文議長**　次に、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○**菊地正文議長**　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定によって、

７番　　目　黒　靜　雄　議員及び

８番　　森　　一　馬　議員

を指名いたします。

---

◎会期の決定

○**菊地正文議長**　日程第２、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会で慎重に審査の結果、本日から６月15日までの６日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から６月15日までの６日間に決定しました。

---

◎諸般の報告

○**菊地正文議長**　日程第３、諸般の報告については事務局長から報告させます。

平間正光事務局長。

○**平間正光事務局長**　ご報告申し上げます。

議会閉会中の動向につきましては、諸般の報告その２として印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、監査の結果の受理でありますが、一般会計及び特別会計の例月出納検査が平成27年度２月分、３月分、４月分及び平成28年度４月分について審査結果の提出がありましたので、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、町長より提出されました議案等の受理でありますが、議案第32号から議案第49号までの合わせて18件が提出されております。

また、平成27年度一般会計繰越明許費繰越計算書の報告、平成27年度特別会計繰越明許費繰越計算書の報告が提出されておりますので、お手元に配付しております。

次に、一般質問の通告の受理でありますが、吉田博議員はじめ６名の議員から11件の通告がありましたので、これらは執行機関に送付をいたしております。

以上であります。

---

◎陳情等の報告

○**菊地正文議長**　日程第４、陳情等の報告を行います。

今期定例会までに受理した陳情は３件で、陳情第２号　国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情、陳情第３号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての陳情及び陳情第４号　給付型奨学金制度

の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出についての陳情は、いずれも総務文教常任委員会に付託したので、報告します。

次に、要望書について報告します。今回受理した要望書の件数は１件で、駒北ゲートボール場の廃止返還に伴う移転地の選定確保と整備に関する要望書は、印刷してお手元に配付しております。

---

◎常任委員会所管事務調査等の報告

○**菊地正文議長**　日程第５、常任委員会所管事務調査等の報告については、総務文教、産業厚生の各常任委員会委員長から所管事務調査の報告書が提出されておりますので、それぞれ印刷してお手元に配付しております。

また、総務文教常任委員会委員長から行政視察研修の報告書が提出されておりますので、印刷してお手元に配付いたしております。

---

◎議案の報告上程

○**菊地正文議長**　日程第６、議案の報告上程については、町長から提出された議案第32号から議案第49号までの18件を上程します。

---

◎提案者の説明

○**菊地正文議長**　日程第７、町長に提案理由の説明を求めます。

加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○**加藤憲郎町長**　本日ここに、平成28年第３回新地町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本定例会には、別添附議事件でお示しをいたしましたとおり、新地町若者定住促進住宅条例の制定についてなど、18件の議案についてご提案をしております。

議案の説明に先立ち、行政の報告を申し上げます。

初めに、震度７を観測する熊本・大分を中心とした大地震により、亡くなられた方々に対しまして、ご冥福をお祈りしますとともに、被害に遭われました方々に対しましてもお見舞いを申し上げます。そして、被災地の一日も早い復興を願うものでございます。

新地町においては、４月18日から５月31日まで「熊本地震災害義援金」の募金箱を役場をはじめ公共施設４箇所に設置しましたところ、多くの町民の方々や各団体から45万5,058円の募金があり、社会福祉協議会を通しまして、日本赤十字社に振り込みをいたしました。今後も情報収集に努め、関係機関と連携を図りながら、できる限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

次に、総務課関係について申し上げます。

震災からの復旧・復興を進めるため、今年度も諫早市４名、高知県２名、千葉県１名、神奈川県１名、みなべ町１名、島原市１名、四日市市１名、埼玉県坂戸市１名、福島県から５名で昨年度と同じ17名を復興支援の派遣職員として各課に配属いたしました。

また、国土交通省北海道開発局及び農林水産省九州農政局から各１名のご協力をいただき復興事業を進めております。

第31回新地町消防団消防操法競技大会を６月５日に新地ライスセンター広場で開催いたしました。

ポンプ車操法の部で第１分団第２部駒ケ嶺班、小型ポンプ操法の部で第１分団第１部高田班が見事優勝しております。

今年の福島県消防操法相馬地方大会は、８月７日に本町総合公園陸上競技場で開催されることから、県大会出場を目指して練習に励んでいる選手と、指導に当たっている消防団幹部の皆さんに感謝を申し上げるとともに、相馬地方大会の活躍に期待をしております。

次に、復興推進課関係について申し上げます。

雁小屋、大戸浜及び岡地区の防災集団移転団地コミュニティーセンターは、５月13日に完成し、翌日に鍵の引き渡しを行ったところであります。

また、道路整備につきましては、継続費を設定し工事を進めている避難道「大戸浜富倉線」のＪＲ常磐線をまたぐ「大富希望の橋」が５月に完成したところであり、全線開通に向け継続的に事業を進めてまいります。

次に、企画振興課関係について申し上げます。

「第５次新地町総合計画後期基本計画」と並行して策定を進めていました「新地町国土利用計画」は、去る３月17日に福島県と協議が調い、３月28日の新地町総合計画審議会で原案同意の答申をいただきました。

また、「新地町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、いわゆる「地方版総合戦略」についても、同日に原案同意の答申をいただいております。

なお、地方版総合戦略は町ホームページで公表するとともに、概要版として町内全戸に配布しております。

相馬港ＬＮＧ基地建設の状況については、４月から内航船と外航船の専用バース工事が、５月からはプラント工事がそれぞれ着手しております。

ＬＮＧタンクの土木、機械、パイプライン埋設工事も含めて約300人規模で順調に工事が進められており、全体としては約41.1パーセントの進捗との報告を受けております。

次に、町民課関係について申し上げます。

４月４日に各保育所で入所式が行われました。新地保育所149名、駒ケ嶺保育所72名、福田保育所46名の児童が入所しており、うち16名が南相馬市、３名が浪江町、１名が飯舘村からの特例入所

となっております。

放課後児童クラブにおいては、新地小学校児童が64名、駒ケ嶺小学校児童69名、福田小学校児童34名で合計167名がクラブ登録を行ったところです。

春の全国交通安全運動が４月６日から15日まで実施され、運動期間中は各種交通団体の協力をいただきながら「子供と高齢者の交通事故」の未然防止活動に努めました。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

４月23日に実施しました健康ウオークは、町内外から約70名の参加をいただき、新地城跡チューリップ祭りをめぐる約８キロメートルのウオーキングを行い、健康づくりに努めています。

５月17日から25日までの８日間にわたり、保健センターで総合検診を実施しましたところ1,770名の方が受診しました。健診結果につきましては速やかに通知を行い、要精検や要医療と判定された方々には、精密検診の受診や早期治療を勧奨するとともに、生活習慣の改善が必要な方の事後指導も行ってまいります。

また、９月上旬には社会保険の被扶養者の方々を対象に、総合検診を実施する予定となっております。

次に、農林水産課関係について申し上げます。

食の安心・安全及び風評被害対策として実施している自家消費農産物の放射性物質検査は５月末まで97件の検査を実施しており、自家消費用として栽培しているシイタケの１件が基準値を超える結果が出ました。今後も安心・安全を確保するため、引き続き検査の実施と、広報紙等による検査結果の公表を行ってまいります。

今年の水稲作付につきましては、水不足もなく気候にも恵まれ順調に進んでおります。町内の水田面積は約890ヘクタールで、28年産米の主食用米生産目標面積は約530ヘクタールとなっております。

今年３月に受け付けした各農家の営農計画書によりますと、今年の主食用米作付は約421ヘクタール、転作作物としての飼料用米は前年度より50ヘクタール増加の約160ヘクタールとなっております。引き続き経営所得安定対策を実施しながら、農業の振興を図ってまいります。

次に、農地整備関係でありますが、県で実施している作田前ほ場整備事業は、前年度の水稲作付23.6ヘクタールに続き、今年度は3.3ヘクタールが新たに大豆の作付ができることになりました。

漁業関係につきましては、３月に漁具倉庫が完了し、新たな荷さばき施設につきましても、関係機関と協議を進め早期に着工できるよう努めてまいります。

相馬クリーンセンター内に建設いたしました有害鳥獣焼却場は、４月１日から運転を開始し、５月末で192頭を焼却した旨の報告を受けております。

次に、建設課関係について申し上げます。

常磐自動車道関係では、新地インターチェンジの利用台数は１日2,800台、本線交通量は平日で

１万2,000台、休日は１万3,000台を超えております。工事や物流車両を含めた常磐自動車道の利用が年々増加していることや、交通事故による通行どめのリスク回避のためにも、全線４車線化に向けた要望活動を継続して行ってまいります。

社会資本総合整備交付金事業では富倉赤紫線を、復興交付金事業では宮田踏込畑線、田中大戸浜線、大戸浜富倉線の工事を早期完成に向け前年度より引き続き進めております。

次に、都市計画課関係について申し上げます。

新地駅周辺市街地復興整備事業は、継続的に造成工事やインフラ等の整備を進めており、本年12月のＪＲ常磐線開通に合わせ、駅前広場や駐輪、駐車場、さらには公衆トイレなどの整備をしてまいります。

また、区画整理事業区域内の中島地区災害公営住宅につきましては、年内の完成を見込み、本議会に建築工事請負契約についての議案を提出しております。

福田地区定住促進住宅については、内装工事に着手し、本年７月末の完成に向け３棟12戸の建設工事に着手しており、子育て世帯の定住支援に向けた条例の議案を提出しております。

応急仮設住宅運営につきましては、８団地から「雁小屋及び小川北原応急仮設住宅」の２つの団地へ集約したところであり、平成29年３月末まで継続的な支援に努めてまいります。

次に、教育総務課関係について申し上げます。

４月６日の小学校入学式は、福田小学校８名、新地小学校30名、駒ケ嶺小学校26名で合計72名の児童が、また尚英中学校では81名の新入学生徒を迎えております。

小学校関係では、５月21日に町内３小学校で運動会が開催され、保護者の声援に応えながら児童が力いっぱい競技を行いました。

また、６月２日には相馬新地地区体育大会が南相馬市雲雀ケ原陸上競技場で開催され、陸上競技７種目に町内３小学校から６年生が参加しております。

中学校では、５月18日に相双地区陸上競技大会が行われ、15種目の県大会出場権を獲得しました。

また、今月８日から14日までの日程で、中学校体育大会相双地区予選大会が行われており、現段階でバレーボール男子と卓球男子及び柔道男子がそれぞれ団体・個人で県大会出場を決めております。

次に、生涯学習・図書館関係について申し上げます。

生涯学習につきましては、５月中旬より陶芸教室など全16教室を開講し、約200名の方々が受講しております。

スポーツ関係では、去る４月27日に町総合体育館において、平成28年度新地町スポーツ少年団結団式を行い、約210名の団員が出席し、本年度の抱負と活躍を誓い合いました。

次に、図書館事業につきましては、４月15日から５月31日まで「こどもの読書週間」として「どくしょラリー」等を開催し、読書ボランティア団体と連携を図りながら読書活動の推進を図ってお

ります。

続きまして、本日提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第32号　新地町若者定住促進住宅条例の制定につきましては、若者の定住人口の増大及び地域の活性化を図るため、若者定住促進住宅を設置することに伴い、設置及び管理に関し必要な事項を定めるに当たり、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第33号　新地町税特別措置条例の一部を改正する条例につきましては、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第34号　新地町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第35号　新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、平成28年度の賦課決定に当たり、総所得金額等の確定に伴い、賦課税率の改定及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行により、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第36号　新地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第37号　新地町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第38号　新地町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第39号　新地町定住促進住宅条例の一部を改正する条例につきましては、定住促進住宅入居の資格、家賃の改正を行うに当たり、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第40号　土地改良事業の計画変更につきましては、町営土地改良事業による新地地区の施工年度及び事業等の変更を県知事に協議し、その同意を得るため、土地改良法第96条の３第１項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第41号　相馬方部衛生組合規約の変更について、議案第42号　相馬地方広域市町村圏組合規約の変更につきましては、相馬市役所新庁舎の建設により、それぞれの組合事務所の位置を

変更することに伴い、地方自治法第286条第１項の規定により協議がありましたので、同法第290条の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第43号　公の施設の指定管理者の指定につきましては、新地町水産業共同利用施設である釣師漁具倉庫の設置に伴い、施設の適正な維持管理・運営を行う指定管理者として指定するための新地町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第３条の規定に基づき、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第44号　新地町災害公営住宅中島地区建築工事請負契約につきましては、被災者の災害公営住宅を区画整理区域内に住宅26棟を建設するに当たり、随意契約の方法により、４億5,888万9,000円で、大和ハウス東北美研特定建設工事共同企業体代表者大和ハウス工業株式会社仙台支社常務執行役員支社長岡田恵吾と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第45号　町道路線の認定につきましては、県道赤紫中島線の改変により一部移管されるに当たり、町道「釣師坂線」駒ケ嶺字大沢北54番25地先から駒ケ嶺字大沢北48番３地先まで、延長「288.5メートル」を新たに町道路線に認定するものであります。

次に、議案第46号　町道路線の変更につきましては、県道赤紫中島線の改変に伴い、町道「山屋敷線」の起点、駒ケ嶺字鴻ノ巣１番３地先から同１番10地先に、終点を駒ケ嶺字大沢北34番１地先を同32番１地先として、路線延長等を「180.4メートルから238.9メートル」に変更するものであります。

次に、議案第47号　平成28年度新地町一般会計補正予算（第１号）につきましては、歳入歳出それぞれ１億7,700万円を追加し、歳入歳出それぞれ162億7,700万円とするものであります。

歳入補正の主なものにつきましては、地方創生加速化交付金2,880万円などの国庫支出金で3,640万4,000円、地域創生総合支援事業補助金など県支出金で479万6,000円、復興・保留地処分基金からの繰入金3,279万3,000円、コミュニティ助成事業助成金330万円、繰越金9,970万7,000円を増額としております。

歳出補正の主なものにつきましては、総務費の新地駅周辺地域エネルギー事業6,650万円、民生費の国民健康保険特別会計への繰出金2,000万円、衛生費のごみ収集所設置整備費200万円、農林水産業費の耕作放棄地解消支援事業費124万5,000円、商工費の新地の魅力発見モデルコース開発事業費300万円、土木費の新地駅前公衆トイレ建設費で3,000万円、区画整理事業の物件補償費で2,000万円、教育費のＩＣＴ活用教育による震災復興まちづくり事業費1,341万円、野球場外壁改修工事及び電光掲示板システム改修費で1,400万円となっております。

次に、議案第48号　平成28年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきましては、国民健康保険税の税額決定に伴うもので、歳入歳出それぞれ4,394万5,000円を減額し、歳入歳出そ

れぞれ12億2,876万1,000円とするものであります。

歳入補正の主なものにつきましては、一般会計繰入金2,000万円、基金繰入金1,100万円、共同事業交付金306万6,000円、前年度繰越金2,599万9,000円を増額し、国民健康保険税7,038万5,000円、国庫支出金2,014万3,000円、療養給付費交付金554万4,000円、県支出金797万円を減額しております。

歳出補正の主なものにつきましては、介護納付金548万8,000円、共同事業拠出金553万3,000円を増額し、保険給付費で5,504万3,000円を減額しております。

なお、本補正予算は国民健康保険運営協議会の答申を受けてご提案いたしております。

次に、議案第49号　平成28年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳出予算で整備事業費の節、工事請負費から委託費に5,000万円を組み替えるものであります。

以上、提出いたしました議案についてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○**菊地正文議長**　以上で提案理由の説明が終わりました。

---

◎散会の宣告

○**菊地正文議長**　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前１０時４０分　　散　会

# 第 3 回 定 例 町 議 会

(第　2　号)

# 平成２８年第３回新地町議会定例会

議　事　日　程　（第２号）

平成２８年６月１３日（月曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

２　番　吉　田　　博　議員

１．災害等に対する取り組みについて

４　番　寺　島　浩　文　議員

１．まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進について

５　番　八　巻　秀　行　議員

１．新地駅周辺市街地復興整備事業の整備促進について

２．子育て支援のまちづくりについて

１　番　齋　藤　充　明　議員

１．「防災を考える日」の制定を

２．新地ＩＣ調整池の水の有効利用を

出席議員（１１名）

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １番 | 齋 | 藤 | 充 | 明 | 議員 | ２番 | 吉 | 田 | | 博 | 議員 |
| ３番 | 三 | 宅 | 信 | 幸 | 議員 | ４番 | 寺 | 島 | 浩 | 文 | 議員 |
| ５番 | 八 | 巻 | 秀 | 行 | 議員 | ７番 | 目 | 黒 | 靜 | 雄 | 議員 |
| ８番 | 森 | | 一 | 馬 | 議員 | ９番 | 鈴 | 木 | | 利 | 議員 |
| １０番 | 井 | 上 | 和 | 文 | 議員 | １１番 | 遠 | 藤 | | 満 | 議員 |
| １２番 | 菊 | 地 | 正 | 文 | 議員 | | | | | | |

欠席議員（１名）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ６番 | 八 | 巻 | | 孝 | 議員 |

---

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 町長 | 加 | 藤 | 憲 | 郎 |
| 副町長 | 佐 | 藤 | 清 | 孝 |
| 教育長 | 佐 | 々木 | 孝 | 司 |
| 総務課長兼会計管理者 | 岡 | 崎 | 利 | 光 |
| 復興推進課長 | 小 | 野 | 好 | 生 |
| 企画振興課長 | 泉 | 田 | 晴 | 平 |
| 税務課長 | 渡 | 部 | 和 | 秋 |
| 町民課長 | 菅 | 野 | 正 | 浩 |
| 健康福祉課長 | 小 | 野 | 和 | 彦 |
| 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 八 | 巻 | | 隆 |
| 建設課長 | 岡 | 田 | 健 | 一 |
| 都市計画課長 | 加 | 藤 | 伸 | 二 |
| 教育総務課長 | 佐 | 藤 | 茂 | 文 |

---

職務のための議場出席者

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 事務局長 | 平 | 間 | 正 | 光 |
| 主幹兼次長 | 目 | 黒 | 佳 | 子 |
| 書記 | 佐 | 藤 | 大 | 樹 |

午前１０時００分　　開　議

◎開議の宣告

**○菊地正文議長**　これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名であります。

なお、６番、八巻孝議員は病気入院中のため欠席です。

---

◎一般質問

**○菊地正文議長**　日程第１、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

２番、吉田博議員。

〔２番　吉田　博議員登壇〕（拍手）

**○２番吉田　博議員**　議席番号２番、吉田博であります。質問に先立ちまして、去る４月14日発生した熊本地震により、犠牲になられた多くのみたまに対しましてご冥福をお祈り申し上げるとともに、被害に遭われた皆様が一日も早い復旧、復興をなされんこと、心からお祈りを申し上げるものでございます。

さて、３月の定例議会において、議長より一般質問の前置きが長いというようなことでご指摘を受けましたので、今回はそのようなことのないように、通告に沿ってスムーズな質問をしたいと思います。

まず、災害等に対する取り組みについて４点ほどお伺いいたします。１点目は、現在建築中である防災センターですが、どのような資機材や設備を備えて、どこの部署が運営管理をするのかお伺いしたいと思います。

２点目は、５年前の大震災によって、町の人口動態が変わりました。新たな第９行政区もできました。これまでの消防団は、行政区の住民で班編成をしておりましたが、消防団の再編計画はあるのでしょうか、お伺いいたします。

３点目は、熊本地震は活断層に起因する地震であります。新地町を縦断している双葉断層にかかわる地震を想定した防災計画の策定が必要ではないかと思いますが、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

４点目は、大震災等から少しでも早い復旧、復興を行う災害対策の一環として、防災に関する条例等の整備をする必要があると思いますが、町の考えをお伺いいたします。

以上、４点についてお答えをいただきたいと思います。

**○菊地正文議長**　加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

**○加藤憲郎町長**　２番、吉田博議員のご質問にお答えしたいと思います。

１つ目、建設中の防災センターの設備や資機材等を備えた運営管理でありますが、防災センターの役割としては、災害により庁舎が大打撃を受け、機能しなくなった場合の予備拠点や災害対策本部、さらには災害時の一時避難場所としての機能を持たせた建設をしております。具体的な配置は、１階は備蓄倉庫、事務室、２階には防災対策本部が設置可能な会議室、防災体験学習室及び一時宿泊室となっており、設備では停電時の対応として自家発電設備、備蓄は約500人の３日分の食料と水をはじめ、毛布や発電機、投光器、マンホールトイレなども備蓄する予定となっております。運営管理につきましては、施設の機能が発揮できる防災センター管理運営について必要な規則を整えてまいります。

次に、消防団組織の改編ですが、現在の消防組織は本部分団をはじめとする３分団10部で定員は319名となっております。東日本大震災による行政区の再編などにより、団員にも居住先など大きな動きがありましたことから、町としても消防団幹部会で改編の協議を進めているところであります。そういった中では、地域によって不在団員や消防力を弱めていく組織改編は避けるべきであるということから、今後も地域の防災を守っていく力として、行政区長等も含め、消防組織改編を進めてまいりたいと考えております。

３つ目の双葉断層にかかわる防災計画の作成についてでありますが、双葉断層は宮城県亘理町から南相馬市にかけて南北方向に延びている断層です。平成26年度に修正しました新地町地域防災計画は、上位計画である福島県地域防災計画と同様、災害対策基本法に位置づけられた地震災害など部門別災害の発生を常に想定し、災害が発生した場合の被害の最小化と迅速な回復を盛り込んだものとなっていることから、双葉断層に係る地震についても対処できるものと考えております。

次に、大震災等からスムーズな復旧、復興を行うための条例等の整備でありますが、被害が甚大であり、被害地域が広範にわたるなど、極めて大規模なものである災害に対し、町の再生を図ることを目的に条例を定めている自治体もありますが、町としては平成26年度に作成しました新地町地域防災計画にも災害復旧、復興対策が記載されておりますので、まずは地域防災計画に従って対応することとして、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**○菊地正文議長**　２番、吉田博議員。

**○２番吉田　博議員**　全てについて再質問させていただきます。

１点目の防災センターの件でありますが、いつ来るかわからない、災害の規模も種類もわからないのに、どのような資機材が、どれだけの食料備蓄かということになろうかと思いますが、私も被災経験者ですけれども、そのときに２日目に総合体育館に避難いたしました。多くの町民の方々が被災者におにぎりや飲み物を持ってきてくれました。本当にありがたかったです。感謝しておりました。しかし、それでも足りなかったのです。乳飲み子を抱えた若いお母さんは、子供のミルクを心配しておりました。高齢者の方は、やわらかい食べ物を望んでおりました。そんな中で、自分た

ちで食事を確保しようとしてテントを張ったり、大きな鍋やまきを手配したり、避難者は努力をしていたところでしたけれども、学校の体育館への移動というようなことになったわけであります。備蓄品の資機材や食料については、今500名の３日分というようなお話もありましたけれども、被災経験者からのそういった意見を得てやってはいかがでしょうか、またこの点についてのお考えをお聞きしたいと思います。

２点目の消防団の再編ですが、常備消防である新地分署の職員定数が震災後に１人減になってしまいました。どうしてこのようにしたのかは私には理解できませんし、また若い消防職員が震災後にやめていっております。そんな中で、これまで新地町消防団の定数は確保されていたのですけれども、ここに来て定数割れが生じているというようなことをお聞きいたしました。この震災で新地町消防団の皆さんは大活躍されました。その職責に対して多くの被災者は感謝をしております。そして、これまでの消防団は、行政区の住民で編成をしておりましたが、第２分団第７部を結成しておりました釣師、大戸浜班の消防団員は、この震災で住居が変わりました。改めて今後の消防団の編成について具体的なお考えをお聞きしたいと思います。

３点目の活断層に起因する地震でありますが、最近で記憶にあるのは阪神大震災、岩手・宮城内陸の地震、そして熊本の地震であります。福島大学の研究発表では、100年から1,000年スパンの発生率でありますが、直下型の地震予知は狭い範囲の規模なので、かなり難しいということではないかと思うのであります。そこで、今平成26年の地域防災計画によって、被害の最小化をできないかというようなことをうたっているというような答弁でありましたけれども、やはり町民を守るためには、もう少し細かいそういう計画が必要ではないかと思いますが、改めてお伺いいたしたいと思います。

４点目の災害対策の一環として、防災に関する法整備の必要ですが、大規模災害などの際に国に権限を集中させるため、自民党が憲法改正草案に加えたいとしている緊急事態条項に関した福島県知事と県内被災15市町のアンケート結果が５月29日の福島民放新聞に掲載されました。町長は、緊急事態条項は必要なしと回答しておりますが、私も同感であります。しかし、将来の大規模災害の対応のため、憲法以外の法令の改正や運用改善が必要かとの問いに、町長はこれも必要なしと回答しております。この問いに16名の回答者の中で必要だと回答しているのが11名、必要なしと回答しているのが４名、無回答が１名となっております。これは、私は必要だと思います。なぜかというと、職員が災害復旧をして、そして大きな石があったと。瓦れきと判断して移動させたところ、「これは我が家の庭石だ。誰の許可を得て移動したんだ」というようなお叱りがありました。また、今も買い上げ対象の被災地が筆界にて境がわからないから、買い上げの対象にならない、買い上げすることができないというようないろいろな不具合が生じております。町の条例で改革できるものは町で、国、県の改正が必要なものは町から意見書や要望書などを上げてこれらを整備することが必要だと私は思っておりますが、再度町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

**○菊地正文議長**　加藤憲郎町長。

**○加藤憲郎町長**　それぞれの項目について２番議員のほうから再質問いただきました。１、２については私のほうから、３、４については総務課長より答弁いたしますが、１についても補足説明があれば担当課長より答弁させていただきます。

もう震災から５年３カ月過ぎました。あの当時、大変な思いをして被災者の人たちが一旦は避難施設、もう各地域ごとに避難できる状況ではありませんでした。翌日あるいは２日目、３日目にわたって、我々も行政側として避難者の人たちの避難状況、そして行方不明者、そういう人たちを確認しなければいけない、そういうことで各地域ごとに避難所を開設させていただき、そして行政区長さんや地区長さんたち、そして民生委員の皆さん方にも協力いただきながら、それぞれ地域ごとに安否を確認していただき、一日も早く避難者の人たちが安心できるような体制づくりをと、そういう中にあって、今議員からもご指摘ありました、それぞれ子供たち、お年寄り、そういう人たちによって衣類とか、あるいは食料品等によってもちゃんと意見を聞きながら、それに対応できる体制をやるべきではないかというご指摘をいただきましたが、まさに私たちがあのパニックの状態で、本当に避難物資も思うように届かない、また町においてももう四、五日過ぎていろんなボランティアの人たちがお手伝いに行きたいと言っても、町ではそのボランティア、町外からの受け入れ態勢、どこにどういうふうにボランティアを受け入れしたらいいかわからない。そういう面では、まずは地元にいる町民の皆さん方、そして被災を免れた各地区の行政区長さんたちをはじめ、町民の皆さん方から本当に食べ物に対しても、あるいは衣類に対しても大きな助けをいただきました。

そして、被災者の人たちの対応、本当に詳細にというのは行き届かなかったというふうに思います。現実、私も２日目に当時の知事からも「新地にも避難物資届いているんだろう」と電話がありました。「何言っているんですか。水しか届いていないです。ほかの支援物資は何も来ていないです」、「えっ、行っているはずなんだけども」、結局県の対策本部も思うように統制ができていなかったというのが現実だと思います。すぐトラックを向けるからということで、夜中の12過ぎに届きました。２日目半だったと思います。でも、そのときも職員たちももちろんなのですけれども、改善センター等に避難しておった地域の避難している人たちも一緒になって避難物資の受け取り、あるいは仕分け、そういうものをお手伝いしていただきながら、それぞれほかの避難所へ、避難している人たちへの仕分け等も行っていただきました。今思い出してみますと、本当にその体制ができておらなかった。今あの体験をし、現在の熊本、４月に起こった熊本震災、あの時点でのいろんな支援物資が何百人も、何千人も行列をつくって支援物資をもらおうとしている、あるいは食料品をもらおうとしている姿を見るにつけ、我々があのとき経験したのがそのまま向こうにも教えることができればと思いつつ、国もそういう対応が、対策が、体験が生かされていない部分があるのではないかなと、そんな思いでテレビニュースを見ながら、あと県としても熊本県に対する見舞金等も渡させていただき、熊本県の町村会長に対しても、今熊本で待っていること、どういうお手伝いが

欲しいのか、そういうものについても我々東日本が、あるいは福島県が体験した、そういう中でお手伝いができればおっしゃってくださいということでお話をし、今熊本で一番困っているのは支援物資は届いているのだけれども、ちょうど１カ月近く前になりますけれども、いっぱい届いているのだけれども、その仕分けが思うようにいっていない、希望どおりにいっていないというのと、あと建物被害が大変多い。そういう中で、被害の判定をしてくれる人がいない。いわゆる罹災証明をもらおうと思って役所に行っても、罹災証明が発行してもらえない。震災による被害度合いが思うように判定してくれる専門家がいないので、そういう人たちの支援が欲しいのだということで、福島県内でも各市町村に応援出せるところがあればということで募集をし、そして何名か送っているというような状況です。そういう状況につけ、本当にいつ今どんな自然災害が起こっても不思議でない、そんな状況になってきておりますので、防災に対する備え、そういうものを充分我々も体験を生かし、そしてまた次、いつ来るかもわからないけれども、それに対する備えはやっておかなければいけないなというふうに思っております。

次に、消防団組織の改編でありますけれども、今議員がおっしゃるように、第２分団第７部、大戸地区においては、本当に釣師にしても大戸にしても多くの避難住民の人たちが内陸の高台、防災集団移転団地に避難をしました。それぞれ避難者の人たちも地域ごとにということで町で決めたわけではありません。被災された人たちが希望する団地に造成してあげましょう、そういう約束のもとでしておりますので、みんながそれぞれ地域ばらばらになっているところが現実であります。

そういう中、地域の消防団の組織改編は本当に大変重要な課題になっておりますし、そういう面においては、地域に残っている人たちの住民の声あるいはこれから町全体がどういう対応していかなければいけないのか、組織再編をしていかなければいけないのか、そういうものを今消防団の幹部、団員の皆さん方にそれぞれ各分団、各部によってどういう状況になっているのか、そういうのを把握し、町の総務のほうと消防団幹部の皆さん方と、そして再編も含めてどういう組織再編をしたらいいのか、団員構成をしたらいいのか、そして地域の実情は、またそれぞれ行政区を預かる行政区長さんたちの声も聞きながら、それぞれ地域の課題、そして地域の体制づくり、そういうものを今話し合いをしているところでありますので、間もなくその原案等も出てくると思いますので、それぞれまた関係皆さん方とも相談しながら組織再編を進めていきたいと、そのように考えております。

○**菊地正文議長**　岡崎利光総務課長。

○**岡崎利光総務課長兼会計管理者**　それでは、私からは２点ほど、まず初めに直下型地震の部分でございます。東日本大震災以降、多くの自治体や住民の関心が津波対策に集まっていますが、たとえ沿岸部の自治体であっても津波対策とともに直下型地震への備えを進めていく必要はあるものと思っております。住宅の耐震化、地震火災の対策など災害に対する意識啓発や発災時の対処すべきことが必要であると思っております。このことからも、地域防災計画に取り入れておりますが、見直

しが必要な場合は随時修正をしてまいりたいと考えております。

続きまして、条例の制定状況の部分でございます。条例に関しましてでございますが、全ての都道府県及び市町村は災害対策基本法に基づき、それぞれ地域防災計画を策定している状況でございます。ただ、近年市町村の中にも防災に関する条例をつくり、地域の防災力を高めようとする動きはございます。そういった条例でございますが、前文の多くには地域の自然災害リスクや過去の被害履歴などが主になっており、後段の部分として行政と住民の協力、再認識、自助、共助、公助の理念が記載されているといったものでございます。

そういった中で、町地域防災計画では、各項目にわたりまして詳細に記載しておるところでございます。発災時の行動や減災対策なども盛り込まれております。今後国、県の防災計画策定に際し、住民の生命、身体及び財産を守るため、必要となった場合に改めて復旧、復興をも含めた中で検討してまいりたいと考えております。

また、復旧、復興に関する事項の部分でございますが、これまでどおり国等の法整備が必要である部分があります。そういった部分におきましては、解決に向け、国、県なりに要望依頼などを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

**○菊地正文議長**　２番、吉田博議員。

**○２番吉田　博議員**　ただいまお答えいただきましたことに再々質問をさせていただきます。

まず、１点目の質問ですけれども、確かに防災の拠点となるセンターなのですけれども、備蓄品、今熊本のほうで、熊本の地震では東日本大震災の教訓が生かされていないのではないかというようなことが新聞、テレビ等で報道されました。私も何回かあの報道を聞いて、小学校の体育館は開放したのだけれども、中学校の体育館は開放しなかった、あるいはテントで生活している方々に呼びかけもしなかったというような報道がありました。こういったこともあったわけですから、どうか町のほうでは備蓄品あるいは備えるものについて、町内には多くの被災者がいるわけですから、そういった被災経験をした方の意見を充分に取り入れていただきたいと思います。

それから、２点目の消防団の再編でありますけれども、災害はいつどのような形でやってくるかわかりません。したがいまして、今団の幹部の皆さんと協議をしているというようなお答えでありますけれども、少しでも早い時期に結論を出していただきたいと思います。

また、３点目の双葉活断層に起因する地震の層でありますけれども、答弁いただいた総務課長はその必要性について認めていらっしゃるわけですから、もう少し掘り下げた意見交換をしていただいて、もっといいような新地町の地域防災計画を立てていただきたいなというように思います。

そして、また４点目の法整備でありますけれども、どこの市町村でも災害対策基本法をもとに、その地域防災をつくっているのだというようなお話がありましたけれども、やはりいろいろな面で多くの人の意見を聞くというようなことが大切だと思いますので、我々が震災を受けた教訓を次の

災害に生かしていただきたいと思います。これらについて、最後に町長からのご意見をお伺いいたしまして、私の質問とさせていただきます。

○**菊地正文議長**　加藤憲郎町長。

○**加藤憲郎町長**　再々質問については、ほとんどが今２番議員がおっしゃった、１番目については被災者の意見をよく聞いてほしい、そして２つ目については一日も早い時期に消防団の組織再編に取り組んでほしい、それぞれご要望だなというふうに思っております。

そして、地域防災計画等についても、しっかりとした詳細にわたる検討してほしい、いずれもご要望と受けとめて前向きに検討していきたいと思っておりますし、何よりも我々も５年前に受けた震災、大きな災害、これを次に生かすため、教訓としてそういうものをしっかりと記憶にとどめるだけではなくて、記録にしっかりとどめながら、次に生かしていきたいと、そのように考えております。

○**菊地正文議長**　これで２番、吉田博議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前１０時３８分　　休　憩

---

午前１０時５０分　　再　開

○**菊地正文議長**　再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

４番、寺島浩文議員。

〔４番　寺島浩文議員登壇〕（拍手）

○**４番寺島浩文議員**　おはようございます。議席番号４番、寺島浩文でございます。今回は２番バッターとして一般質問に入らせていただきます。

さて、東日本大震災と福島第一原発の事故から５年３カ月が過ぎ、このたび今後５年間のまちづくりの基本となる第５次総合計画後期基本計画が策定されました。あわせて、まち・ひと・しごと創生総合戦略も策定されました。今回そのまち・ひと・しごと創生総合戦略をどのように推進していくのかお伺いいたします。総合計画後期基本計画によって、今後５年間のまちづくりが進められていくわけですが、あわせて策定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略の一番の目的は少子高齢化による人口減少問題、そして来たるべく超高齢化社会にどう取り組んでいくかということに特化したのが策定の目的であります。今回の私の４点の質問もそこに全て結びついていきます。総合戦略は、地方への新しい人の流れをつくり、移住者をふやし、地域を活性化させるというものです。しかし、ほとんどの地方自治体がこの共通した課題に対して取り組んでいますが、簡単に解決できる課題ではありません。我が新地町も本腰を入れて真剣に取り組まないと、総合戦略も絵に描いた餅になってしまいます。そういったことから、町としてどのようにまち・ひと・しごと創生総合戦

略を推進していくのかお伺いいたします。

それでは、通告に従いまして、１件について４点の質問をさせていただきます。件名、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進についてお伺いいたします。質問１、総合戦略では、平成31年までに新規企業立地８社と新規就業者数250名の増加という重要業績評価指標、ＫＰＩが示されております。ＬＮＧ受け入れ基地が平成30年３月に運用開始となり、そのことにより、周辺に関連企業の立地も期待されますし、新新地駅周辺にもそのＬＮＧを活用したコージェネレーションシステムによる熱や電気を供給することによる企業の立地、さらに南工業団地Ｂ地区にも企業を受け入れる用地も用意されております。こういったことを見れば、８社250人の達成も期待できそうですが、そう簡単ではないと思います。以前の一般質問でもお話ししたように、ＬＮＧ受け入れ基地ができる４号埠頭は相馬市との境にあります。相馬市でも当然関連企業の誘致には力を入れてくると思いますので、立地企業の引っ張り合いになることも考えられます。新規就業者にしても、周辺自治体でも雇用の確保は定住人口増加のためには重要でありますので、力を入れております。我が町でもいち早く雇用の情報発信をすることが求められると思います。そういったことから、どのようにして新規企業８社と新規就業者数250人を達成するのかお伺いいたします。

質問２であります。新地町の農水産業の復興についてお伺いいたします。町が基幹産業と位置づける農業は、今後津波被災農地の復旧も進められ、常磐線東の農地など間もなく全面復旧するものと思われます。また、漁業は本格操業が開始される日もそう遠くないと思われます。

ただ、問題は深刻化する担い手不足の問題です。農地が全面復旧しても耕作者がおらず、耕作放棄地がふえていくことが懸念されます。農業従事者も現在は休業補償をいただいているため、試験操業は行っている方が多いようですが、いざ本格操業が開始されたときに、実際どれだけの人が再開するでしょうか。新地町は海のある町ですので、漁業を衰退させるわけにはいかないと思います。総合戦略のＫＰＩでは、新規就農者５人、新規就漁業者１人、農業法人設立１社となっております。これで農水産業の復興は大丈夫でしょうか。現在農水産業に従事している方は高齢者が中心です。あと数年もすると、リタイアする方もふえてくると思います。そういったことを考えれば、このＫＰＩの数値で農水産業の復興は難しいと思います。そういったことを踏まえ、どのように新地の農水産業を復興していくつもりなのかお伺いいたします。

質問３であります。交流人口拡大策についてお伺いいたします。交流人口拡大は、移住、定住人口増加にもつながっていくものだと思います。まずは、新地に来て見ていただくことによる交流人口をふやすことで地域の活性化につなげ、新地のよさを知っていただき、最終的には移住、定住人口の増加につながるものだと思います。総合戦略では、平成31年までに観光入り込み客数10万人のＫＰＩが示されておりますし、交流人口ということですから、それにプラス数万人が見込まれます。しかし、私はこの質問通告書を出したときに、ちょっと違和感を感じました。観光入り込み客数10万人というのは少ないと思います。鹿狼山登山だけでも６万人、今後海釣り公園の再開や釣師防災緑

地などが完成すれば、その倍の20万人は見込めると思いますし、呼び込まないといけないと思います。この観光入り込み客数20万人という数字に関しては、これは要望とさせていただきます。さて、まずこの10万人をどのように達成するのか、具体策をお伺いいたします。

それと、先ほどお話ししたように、新地をよく見ていただくには、滞在時間を長くしていただくことが必要だと思います。そのためには、宿泊施設の整備も重要です。震災前に沿岸部で営業をしていた旅館、民宿は再開する予定はありませんし、駅前に出店計画が出ていた全国チェーンのホテルは撤退したと聞きます。さて、この交流人口のための受け皿となる宿泊施設はどうするのでしょうか、今後どう整備していくつもりなのかお伺いいたします。

質問４であります。平成31年までに新規住宅建設戸数600戸と人口8,700人というＫＰＩが示されておりますが、どう達成するつもりなのかお伺いいたします。この数字だけを見ると、目標達成は簡単に感じられますが、新地に移住してくる方や定住者が新規にそれだけの住宅を建設するということですから、実際達成していくことは非常に難しいと思います。私も先月末に総務文教常任委員会の行政視察研修で島根、鳥取の３つの自治体を見てきましたが、どこも直面する人口減少問題に一生懸命取り組んでおりました。話を伺ったところ、どの自治体も総合戦略での平成31年の目標人口は現在よりマイナスの設定です。人口の減少率を抑えていくことに精いっぱいということでしたので、新地のようにプラスの目標などは考えられないということでした。恐らく全国でも大都市のベッドタウンでない限り、プラスの設定は少ないと思います。それだけ人口の増加は難しいということだと思います。新地町は、ＬＮＧ受け入れ基地の建設や関連企業の立地が見込まれるため、プラス設定になったのだと思いますが、質問１でもお話ししたように、企業誘致同様、お隣相馬市や宮城県側の自治体でも人口増加のため、移住者の誘致を狙っております。そういったことから、安心はしていられません。下手をすると、ほとんどほかの市町に移住人口を持っていかれる可能性もあります。そういったことから、移住、定住者に対し、どのようにして新地のよさ、新地に住む優位性をアピールし、新規住宅建設戸数600戸と人口8,700人を達成していくのかお伺いいたします。

質問は以上であります。答弁よろしくお願いいたします。

**○菊地正文議長**　加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

**○加藤憲郎町長**　４番、寺島浩文議員のご質問にお答えいたします。

４つの件名についてご質問いただきました。まず、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進についてお答えいたします。新地町まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる総合戦略については、昨年度第５次新地町総合計画後期基本計画の策定に合わせて、本町の人口の現状と将来展望を示した新地町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンとともに、人口減少克服や町の活力を上げるため、この目標や施策に関する基本的方向としてまとめました。計画期間は平成27年度から31年度までの５年間で、それぞれの目標や施策の効果検証、改善を行いながら、総合戦略の実現を図るものであ

ります。

１点目の新規企業立地と雇用の増加目標達成については、総合戦略の中で新規企業立地８社と就業者数250人の増加を目標として掲げております。目標達成のための具体的な施策や事業については、駒ケ嶺工業用地の分譲や新地南工業団地の整備、相馬ＬＮＧ基地立地に伴う関連産業の誘致などにより、新たな企業立地と就労の場を創出することで目標達成を図っていきたいと考えております。

２つ目の担い手が心配される農水産業の復興をどのように推進していくのかという点についてお答えいたします。町では、今年も農業者、県、農業公社、農協、農業委員会など関係機関に広く呼びかけ、地区農業座談会を開催していく計画であります。座談会では、地区の担い手や集落営農、法人化、また農業制度が転換する平成30年度以降も持続できる農業を視野に入れながら、これまでの主食用米中心の生産から需要のある飼料用米生産や園芸作物への転換などについて地区の皆さんと話し合いをし、県、農業振興公社、地元の農業関係者と連携をしながら、町の農業の将来についての経営再開マスタープランを見直していきたいと考えております。

また、水産業につきましては、漁業活動の拠点となる荷さばき施設の建設や民間水産加工施設の整備を進めることにより、水産業、漁業の復興を図ってまいります。農業、水産業ともに生産基盤活用施設の復旧、整備を進め、活性化を図りながら地元の関係機関とともに復興を推進してまいります。

次に、交流人口の拡大のための具体策についてお答えいたします。総合戦略では、広域観光の推進として観光入り込み客数10万人の目標を掲げております。内訳は、鹿狼山の登山者４万7,000人とわくわくランドの利用者約５万3,000人を合わせて10万人としているものであります。これは震災前のそれぞれの登山者、利用者数です。総合戦略では、計画期間の５年間で震災前の水準に戻すことを目標としております。今後、みちのく潮風トレイルの活用をはじめ、積極的に観光物産事業などを展開していきたいと考えておりますので、魅力ある観光商品づくりを通して交流人口の増加を図り、宿泊施設の整備についても行政で整備が必要な施設の検討や民間事業者の進出を促すことなどにより、地域の魅力を高めて新しい人の流れをつくっていきたいと考えております。

次に、新規の住宅建設と人口8,700人の目標達成についてお答えいたします。将来の人口目標については、総合戦略をはじめ、第５次新地町総合計画後期基本計画や人口ビジョンでも５年後の目標値を8,700人と設定しております。これは昨年10月１日に実施しました国勢調査での速報値8,220人をベースに、５年間で480人の増加をさせる計画であります。人口増加の方策は、交流、定住施策や子育て施策などの充実を中心に行い、出生者数や転入者数を増加させるものであります。具体的には、保育所同時入所時、第２子以降保育料無料化や乳幼児健診、妊婦の健康診査事業など保育、健康サービスの充実により、出生率を1.5に上昇させること、新地駅周辺市街地復興整備事業や相馬ＬＮＧ基地建設計画などによる雇用の場の創出や、特に若い世代の転入者を増加させるこ

とで、転入率10パーセントとした５年後の目標人口を達成していきたいと考えております。

また、これらの施策により、町内への移住、定住を促進させるため、新たな住宅、宅地の供給が必要となってまいりますので、向こう５年間で累計600戸の新規住宅建設を目標に掲げました。具体的には、新地駅周辺土地区画整理事業や福田地区における定住促進住宅整備事業、新たな住宅地開発事業、さらには民間事業者による住宅地の開発による住宅建設を推進していきたい、このように考えております。

**○菊地正文議長**　４番、寺島浩文議員。

**○４番寺島浩文議員**　それでは、再質問させていただきます。

先ほどの質問１と２に関して、私の中では関連してきますので、あわせて３点、ちょっと再質問させていただきます。新規企業立地８社と新規就業者250人という話、先ほどありました。やっぱり一番はＬＮＧ受け入れ基地ができることによって関連会社も立地する、そのためふえるということだと思います。やはりＬＮＧの受け入れ基地ができて、そのパイプラインが町内を通るということは、新地にとっては本当に大きな武器になると思います。それを本当に最大限に活用して、企業誘致や雇用の拡大につなげていくべきだと思います。

新新地駅周辺では、ＬＮＧを活用した熱、電気を新たに整備されるエネルギーセンターへ供給して、それを町と複数の企業で運営する地域エネルギー会社が販売するということです。しかし、その販売先はホテルや温浴施設、植物工場や町の交流センターしか想定していないと伺っています。しかも、ホテルや温浴施設、植物工場は運営する民間業者がまだ決定していないと伺っております。このホテルと温浴施設、植物工場、これも一つの雇用を生み出す企業立地だと思うのですけれども、これがやっぱりしっかりまずは立地していただくことが必要なのではないかと思うのですが、こういった会社が立地すれば、当然雇用の拡大にもつながりますので、メリットとしてはＬＮＧを安く供給できるという優位性、これを出しているのだと思いますけれども、これだけではなかなか難しいから、いまだに決まっていないのだと思うのです。そのほかの優遇策も検討して、早期に事業者を決定していくべきだと思いますけれども、このあたり再度お伺いいたします。

次に、農業の復興について再質問いたします。先ほど新規就農者を育てるためにいろいろ施策出ましたけれども、現実問題、新地の農業というものを考えていくと、なかなか規模、その他考えても難しいのではないかなと思います。そこで、質問１の企業誘致とも重なるのですが、最近は大手の企業の農業参入というのもふえてきています。そういった農業に参入する企業誘致もひとつ考えてみたらどうでしょうか。近年、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加、そして農地法の改正により、日本の農業も転換期を迎えております。流通大手のイオン、セブン＆アイ・ホールディングス、コンビニのローソンなどが全国規模で農場を展開しておりますが、これは生鮮食品の販売競争が激しいことや、生産者が減っていることで安定供給が滞ることが心配されるなど、担い手不足が深刻な生産地と企業の思惑が一致するために、企業による農業参入がふえているということです。

そのほか、大手外食産業、建設業、学校法人なども農業に参入してきております。

ただ、稲作を大規模化するだけの農業は新地には合わないと思います。品目としては、野菜がよいと思います。大手流通業では、生鮮野菜に力を入れてきているようです。これは鮮度、品質、ストーリー性、そういったものが遡及できること、それと高齢者や単身者がふえてきていることでカット野菜や総菜の需要がふえてきていることもあるようです。

そこで、質問１でお話ししたように、ＬＮＧを活用し、安価で温熱、冷熱、電気を供給することにより、野菜工場を誘致できないでしょうか。できれば大手流通業か外食産業などがよいと思います。現在新地駅周辺でも植物工場の誘致は検討しているということでしょうが、進出していただくならノウハウと主力を持った大手企業にアプローチしてみてはどうでしょうか。現在常磐線東側の農地は復旧が終わっても、どれだけ農業を再開する人がいるか未定でありますので、そういった農地の活用の仕方も検討してみるべきではないでしょうか。企業参入によって、多品種、高品位の商品作物を重点的に生産していただいて、そして加工まで行っていく６次産業化まで推進していくことが新地町農業の復興につながっていくと思いますが、考えをお伺いいたします。

次ですが、企業誘致の手法についてちょっとお伺いしたいと思います。現在どのような企業誘致活動を行っているのでしょうか、また今後どのような誘致活動を行っていくのでしょうか。ただ、町のパンフレットや工業用地のパンフレットを送り、どうですかだけではなかなか企業誘致は進まないと思います。新地町に立地する優位性を売り込むプレゼン資料などを作成し、そして実際にそれを売り込んでいく営業マンが必要だと思います。それは、企画振興課の担当者なのか、あるいは町長みずからのトップセールスも重要だと思います。そのあたりをどのように進めていくのかお伺いいたします。

交流人口拡大策について再質問いたします。最初の質問で宿泊施設のことも質問していたのですが、回答がありませんでしたので、ちょっと再度お伺いしますけれども、なぜ大体そもそも大手ホテルチェーンは撤退したのでしょうか。新地町としては、大手ホテルチェーンが出店するということは、交流人口拡大のための受け皿としても非常にありがたいことでした。しかし、出店する側は採算を考えます。海の観光、レジャーが復旧していない新地町では、当然採算が合わないと思います。軌道に乗るまでは出店企業側に対しても町として何かしらの優遇策、支援策が必要だったのだと思います。町としてホテル側とどのような交渉を行ってきたのかお伺いいたします。

次ですが、同じく交流人口拡大策ですが、総合戦略では空き家バンクの充実がうたわれております。民宿や旅館の再開が見込めないこと、大手ホテルチェーンの出店がないことを考えれば、空き家を改修し、宿泊施設として活用することも検討すべきではないかと思います。また、移住希望者のためのお試し居住や移住者のための居住としても空き家を活用しなければいけないと思います。しかし、まずはしっかりとした空き家バンクを立ち上げなくてはいけません。そこでお伺いしますが、いつから空き家情報の収集を始め、空き家バンクを立ち上げるのか、ホームページ上などで情

報を公開できるようになるのはいつになるのかお伺いいたします。

新規住宅戸数600戸と人口8,700人の目標に対してどう達成するのかお伺いいたします。２点質問します。600戸新規住宅戸数に対して人口480人という増加はぱっと見て少ないのではないでしょうか。一般的に、新規に住宅を建設する方は、ひとり暮らしという方は非常に少ないと思います。夫婦と子供という２世代以上で暮らすことが多いと思いますので、三、四人で暮らす方が多いと思います。ということは、600戸新規に住宅がふえれば、人口は1,800人から2,000人前後ふえることが予想されます。それに対して480人の増加ということは、ほかの1,500人前後は亡くなる方と町外に流出する方等を見ているのでしょうか。これだけ流出する方を多く見ているということは、町内に定住していただくための取り組み、移住、定住促進のための施策を進めても、それだけ町内から出ていくと試算しているのでしょうか、考えをお伺いいたします。

質問４に対する２番目の再質問です。職員の方にはちょっと耳の痛い話になりますが、まずは移住、定住促進施策を始める前に、職員の接遇向上は必要ではないでしょうか。私は、３月議会の特別委員会である方からの職員に対するクレームがあったことをお話しさせていただきました。その方は、新地町出身の方ですが、新地に戻ってくるために役場に相談に来たのですが、窓口の対応が悪く、憤慨し、私にメールを送ってきました。町長にも直接文句を言いに行くということでしたので、私は今、議会期間中なので、そこで話をするから待ってくれということにした次第です。恐らく町長、または副町長からその担当課と担当者には注意がされたものだと思います。

しかし、最近また別の方からクレームの電話が来ました。その方も憤慨しており、これから担当課に文句を言いにどなり込んでいくのでということでした。私から担当者に話をしておくので、冷静に話をしてくれとお願いをしました。なぜ窓口で町民または町民となろうとしている人を怒らせるのでしょうか。当然町でも相談者の要望を全て聞くことはできません。お断りすることも多いと思います。しかし、同じお断りするにしても怒らせることはないと思います。相手を不愉快にさせない接遇は非常に重要だと思います。今後ＬＮＧ受け入れ基地ができ、関連企業が進出してくれば、新地への移住希望者が相談に訪れることが多くなると思います。先ほどの例のように、窓口での対応が悪ければ、二度と新地には相談に来ないと他の自治体に行ってしまう危険性もあります。そういったことから、しっかりとした接遇マニュアルをつくり、接遇向上のための研修なども行っていくべきだと思いますが、考えをお伺いいたします。

以上です。

**○菊地正文議長**　加藤憲郎町長。

**○加藤憲郎町長**　４番、寺島浩文議員の再質問にお答えいたします。

まず、企業誘致をどのように進めるのかということでご質問ありました。今震災復興を進めていく中で、集中復興期間から復興創生の期間というふうになってまいりました。そういう中、町も本当に全国から多くの支援をいただいて、ここまで復興を進めることができた。そういう中、次の復

興創生になっていく中では、各市町村、被災を受けた市町村、それぞれ課題が違うのですということで、今県、国のほうにもお話をしています。今４番議員からもお話がありました。これから駅前周辺を含めて宿泊施設あるいは温浴施設、あるいは植物工場なんかも含めて、そういうのは大変重要だ。そういう中で、国の支援が一律になっている、そういう中では、例えば宿泊施設等においては、双葉エリアにおいては宿泊施設は復興交付金を使ってもいいですよ、支援できますよ。だけれども、第一原発の直接的な影響が少ない自治体において、例えば相馬市とか新地町においては、それを復興交付金で補助することはできませんということで、それは一律にではなくて、各自治体が今後復興していく、新たなまちづくりをしていく中で、これが最大の課題なのだから、そういうものにしっかりと目を向けて支援の方法を考えてほしいということで、これまでも県も国のほうの機関にも、それから県選出国会議員の人たちにもそれぞれお願いをして、行動もしているところであります。皆さん、よくわかってくれます。新地の事情はそうだよね。４件あった民宿、旅館がなくなって、それが再開できないとすれば、ほかから連れてきて新地町の新たなまちづくりをしていく中では、それは大切だよね。よくわかる、何とかしてあげよう、その努力は皆さん今活動していただいております。でも、具体的にまだこれでいけるよというところまではいっていないのが現実であります。でも、それはこれからの新地町の復興には絶対欠かせない大きな要因でありますので、力強く、根気よくお願いをしていこうと思っています。県のほうも国のほうも何とか考えてあげたい、そういうところまで来ておりますので、諦めずに根気よく、その制度支援をいただけるような取り組みをしていきたいと思っております。

大手チェーンできなかったではないか、やられたではないかというお話ありましたけれども、向こうからは双葉エリアで同じく計画している、それに補助金が使える。新地もそれを使わせてくれ、それは事情が違うのでできませんということで、町単独でかなりの大きな数億円を一企業だけに支援する、それはできないですということでお断りをしたところです。でも、ほかの計画をしている、新地町に宿泊施設をやりたいという計画している事業者がおりますし、そこは前向きに今協議を進めているところであります。そのお話をさせていただきたいと思っております。

企業立地と雇用関係の具体的な、そして駅前のエネルギーを活用した事業云々の取り組み経過等については、担当課長のほうから補足説明させていただきますけれども、私とすれば、今お話ししましたように、国、県に対して新地の復興再生のためにはこういう事業、こういう整備をしていかなければいけない、そのための支援をということで根気よくやっていきたいと思っております。

それから、企業立地等についてももちろん、ただ新地町にこういう工業用地ありますからとパンフレットをつくって発送するだけではありません。もちろんデータ集めもしています。県の東京事務所のほうにも私も行くたびに寄って、東京事務所のほうの状況を集めてきておりますし、また県において東京、名古屋、大阪、そういうところによって企業立地の説明会等も行われております。昨年、今年に入ってからですけれども、27年度中の事業の中では、東京のほうでも毎年行われてお

りますけれども、私も参加してきました。200社以上の企業の人たちも来ていただき、それぞれ各県内の各自治体のブースにおいてＰＲ活動、情報発信活動も行っております。そういう中での関心を示してくれている企業に対するどんな情報も集め、もちろん私もトップセールスをしながら、今いる立地企業の中でのさまざまな関連、そういう情報を集めながら、あるいは新地に今度来るＬＮＧ関連、あるいはほかの事業者等も新地の高速道ができ、インターチェンジができ、港があり、港周辺にこういう火力発電所、ＬＮＧの基地の建設が進められている。パイプラインによって太平洋側と日本海側とも間もなくつながろうとしている、そういう環境、状況等も発信しながら、それによるこの地域の新地あるいは相馬地方を含めた可能性について情報発信をし、そして関心を示している企業等について、こちらから積極的にアプローチをしながら企業誘致に結びつけ、地域の雇用、それに結びつけていこうという取り組みをしておりますし、これからも町における、新地の将来における8,700人の人口、それに必ず私はつながっていくというふうに思っております。

よく４番議員からは、それぞれの事業を計画しているけれども、私は難しいと思う、できないと思うみたいな質問がいつも返ってくるのですけれども、私はマイナスイメージではなくて、常にやっぱりポジティブに取り組んでいく、計画発想というのはそういう計画のもとで、それを実現するための積極的な取り組みをしていかなければいけないと思っておりますし、それを町民の皆さん方にも発信し、それに向かって今後とも取り組んでいきたいと思っております。

あといろいろ２、３、４等については、各担当課長から説明させていただきたいと思います。

最後にありました職員の接遇、なっていないと、一生懸命やっています。職員たちは本当にみんな一生懸命やっておりますし、カウンターに来てくれる町民の人たち、来場者はお客さんですよ。笑顔でちゃんとお話を聞いて、そして自分たちが答えられる状況、そして帰るときにはご苦労さまでした、ありがとうございました、お客様です。そういう対応するようにということで常に言っておりますし、それは中には来訪者の中では、本当に自分たちが思うようにいかない、それを何とか聞いてほしい、実現してほしいという思いで見えられるお客様たちに、全ていいご返事ができなかったことというのも多々あるのだと思います。そういう面で、答えられなかった、その人たちが心証を悪くして帰られた、それをどこにもぶつけようがなくて、知り合いの議員さんにこういうことで役場に行ってきたけれども、あの返事は何なのだ、あの態度は何なのだということでぶつけられて、本当に議員の皆さん方がそういう苦情を聞いていただいて、大変申しわけないなというふうに、つらい思い、嫌な思いをさせて申しわけないなと思っています。職員たちには、どんないいお話でも、苦いお話でもしっかりと聞いて、そしてなるべくお客さんが納得できるような説明を丁寧にしてあげなければいけないというふうに思っておりますし、今後もいろいろ職員たちも定期的な職員の研修もさせておりますけれども、まだまだ至らない分あるいは来訪者の期待に応えられる回答ができなくて申しわけなかった部分があるとすれば、それは私の責任でありますので、大変申しわけないというふうに思います。なお一層接遇の改善をしながら、お客さんたちが不愉快な思いで帰る

ことのないように、しっかりと教育もしていきたいと、そのように考えております。

**○菊地正文議長**　八巻隆農林水産課長。

**○八巻　隆農林水産課長兼農業委員会事務局長**　それでは、再質問のありました農業への企業の誘致、そして参入についてお答えいたします。

企業の農業への参入につきましては、農地法の改革によりまして、これまでから比べて要件が大分緩和されたということで参入が可能となっているところでございます。企業につきましては、農業生産法人を設立して農家の方等を雇用しながら経営していく方法、そして企業と農家の方が契約して契約栽培をするような方法等、さまざまなようでございます。多くは水稲よりも、先ほど委員が言われましたけれども、野菜が中心になってきているものというふうに考えております。新地町の農業につきましては、これまでもほとんどが水稲中心となっている状況でございます。畑作が農業全体から見ればかなり少ない状況でありまして、また１箇所に大きな面積を持っております畑の団地というのは、新地町の中にはなかなかないというのも一つの要因なのかなというふうに思っております。企業参入、誘致につきましては、当然農家の方、地区の方等の考えなんかもあると思いますので、毎年開催しております地区農業座談会、こちらのほうで今後の農業等についても考えていく、この中では今主食用米が中心となっている生産から飼料米、または園芸作物というようなことへの転換ということも提言していきたいと考えておりますので、こちらの座談会のほうで話し合いをしていきたいなというふうに考えております。

あとはＬＮＧ基地の冷熱、温熱を利用した植物工場ということでありますけれども、こちらにつきましては、今新地駅前の東側になりますが、企画振興課のほうで計画をしているところでございます。こちらの温熱、冷熱を利用して付加価値の高い、そして生産性の高い工場というようなことが立証されていけば、この実績によりまして、まだまだ拡大できるのではないかなというふうに考えるところではあります。こちらについても今後当然町全体の農業を支える部分でもありますので、一緒に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○菊地正文議長**　泉田晴平企画振興課長。

**○泉田晴平企画振興課長**　それぞれ再質問いただきましたので、私のほうからお答えをしたいと思います。

まず、企業誘致の関係でありまして、その企業誘致の手法等、どのようなことで具体的に進めているのかというご質問だったと思います。先ほど町長からの答弁もありましたけれども、町長のトップセールスです。これは当然でありますけれども、企画振興課の中には企業立地推進室、こちらを設置をして専門的に企業立地に当たっております。この中で、日々情報収集、これを中心に過去に接触をした企業など、こういうものも全てデータベース化をしておりますので、最初に何回か接触した中で、その内容というか、あるいはタイミングとかこういうところで折り合いがつかなかっ

た等々もいろいろありますので、全てこういうことでデータベース化をしてあるところに、また再度アプローチをしながら、その内容とか規模とか、あるいはタイミングというものをあわせていって、先ほど申し上げたような企業立地の８社、これを進めていくということで日々努力をしているところでございます。

あとは、エネルギー事業の話もありました。ホテル、温浴施設あるいは植物工場、これは大きな雇用を生む事業ということで考えております。新規の250人の雇用増の中には、当然のことながら、これらの進出による雇用というのも130名程度見込んでおるところでありますので、これをしっかりと進出を決めなければいけないということが最重要の今政策課題になっております。その具体的な支援策というところが足りないのではないかというふうなご質問かなと思って聞いておりましたけれども、国、県の企業立地補助金とかこういう制度、これを充分に活用しながら、プラスをして町のほうで新たな支援策というものを当然のことながら、考えていかなければいけないというふうに考えております。

あとは質問３、４のほうでございますけれども、交流人口の拡大関係でありまして、空き家バンクの活用の方策でありますけれども、総合戦略の中でこれを活用してふやしていくと、転入超過者なども今後５年間の中でふやしていくというふうなことをうたっております。具体的には、まだ事業には着手しておりませんけれども、町内の実態、空き家の実態がどうなっているか、それをもとにどう活用していくのかというのは、関係各課の中でその調査をまずさせていただいて、今後進めていきたいというふうに考えております。

あとは、４番目の新規住宅建設戸数の600戸と人口8,700人の関係で、600戸に対して480人の人口増は少ないのではないかというようなご質問だったと思います。この600戸ということでありますけれども、根拠といたしますと、１戸１戸の戸建ての住宅というものも当然１戸とカウントしますけれども、この中の総合戦略などの考え方といたしましては、例えばアパート、集合住宅、これも１世帯の１戸というふうにカウントをしております。したがいまして、そのほかにも石油資源開発さんの単身寮なども今建設しておりますけれども、これも今の計画では50戸建設しておりますけれども、それでも50戸というようなカウントをしておりまして、それで合計合わせて５年間で600戸というカウントをしております。具体的に27年度におきましては、これは県の統計資料からも把握をしておりますけれども、新地町内においては160戸の建設戸数がありました。残り４年間の中で考えますと、大体100から110戸程度の新規の住宅の建設を見込みながら、この５年後の平成31年の住宅戸数600戸というのを達成したいというふうに考えておるところであります。

以上でございます。

**○菊地正文議長**　４番、寺島浩文議員。

**○４番寺島浩文議員**　それぞれご答弁いただきまして、納得した部分もありましたけれども、もう一つ納得しない部分と今後の進め方の件、ちょっと２点再々質問させていただきます。

これは前の一般質問から私空き家の関係、今回交流人口拡大のために空き家を活用すべきだということを話ししていますけれども、空き家の取り扱い、空き家の問題は早くやっぱりいろいろ解決していかなくてはいけない問題だと思っています。早期の情報の収集をすると今お話ありましたけれども、新地町で例えば情報収集するのはそんなに難しいのでしょうか。空き家情報を収集するために、例えば地区の区長さん、町の職員も各地区におりますよね。そういったところから情報を集めることはできないのでしょうか。行政視察研修で今回伺った鳥取県の日南町では、そのようにしているということでした。日南町は、何か新地の７倍以上の面積があって、ほとんど山間地ということを考えれば、新地はもっと簡単に情報を集められるのではないかという単純な考えですけれども、どうなのでしょうか、再度この辺お伺いしたいと思います。

あともう一点ですが、先ほど接遇のお話をさせていただきました。改善も行っていきたいという町長のお話もありましたので、ぜひやっていただきたいと思います。

その接遇をしっかりやっていただいた後の話というか、これと同時に進めていただきたいと思うのですが、8,700人という人口目標を達成するには、移住、定住者に対するサポート体制、これを充実させることが重要ではないでしょうか。これも今回行政視察研修で伺いました鳥取県の大山町では、子育て支援センターを設置し、子育てをサポートするほか、移住交流サテライトセンターを設置し、移住希望者に対する住まいや就労のサポートを行い、移住した後のアフターサポートも行っているそうです。その成果として、毎年10組以上の若者の移住者がいるそうです。しかし、それでも人口減少には歯どめがきかないそうです。大山町では、人口増加を目標に掲げず、若い方の移住をふやし、高齢化率を下げ、地域を活性化していくことが目標ということでした。我が町も移住希望者に対してしっかりとしたサポート体制をつくっていかなければ人口増加はかなり厳しいハードルになるのではないかと思いますので、そういった移住、定住者に対するサポートする部署を設置するべきだと思いますが、考えをお伺いいたします。

**○菊地正文議長**　加藤憲郎町長。

**○加藤憲郎町長**　再々質問にお答えいたします。

サポートセンター、今町のほうでも新地町に入ってきている若い人たち、今も福田に若者定住促進住宅建設中であります。そして、町内において、あるいは今町外から避難している人たちに対しても保育所あたりの受け入れ態勢、そういうものも私はほかの自治体なんかよりもそういう面では進んでいるなというふうに思っております。それぞれ支援センター、子育ての親たちに対するいろんな悩み事、相談事、そういうものは保健センター等においても定期的に行っておりますし、そういう面では新地町がこれから若い人たちを受け入れしていく、そういう中におけるいろんな出生の関係あるいは子育て支援関係、そういう面ではまだまだ、いや、こういうこともやっているよ、先進地のあれもこれも、あれもこれもというのは全てはいかないと思います。この地域の中における、こういう経済環境、生活環境の中で、町が支援できる財政的なものもありますけれども、そういう

ものは今これをやらなければいけない、それもこれもやっぱり若い人たちがここに定住できるように、あるいはここで雇用に、企業立地にうまくつながっていくようにという中で、それぞれ取り組むべき課題、そういうものをできるところから一つひとつやっていきたいなというふうに思います。

空き家バンク等、これまでも行政区長さんたち、地区長さんたちにご協力をいただきながら、情報はいただいております。それを全てまだデータ化できない分もありますけれども、一部そういういただいた中からは直接所有者の方に問い合わせ等も行っておりますけれども、なかなか今ここに住んでいない、あいているけれども、でもいつ戻るかもしれないとか、あるいは亡くなった親たちの荷物が、遺品等も置いてあるので、他に貸したくないとか、それぞれさまざまなやっぱり要因というのがあるものです。そういう中において、いや、町が仲介してくれるのだったら、町を通して貸してもいいよとか、そういうさまざまなケースもありますので、そういうのをリストアップしながら、整理しながら、そして移住希望者の人たちに提供できるような材料をそろえていきたいなというふうに思っています。

**○菊地正文議長**　これで４番、寺島浩文議員の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

午前１１時４６分　　休　憩

---

午後　１時３０分　　再　開

**○菊地正文議長**　それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

５番、八巻秀行議員。

〔５番　八巻秀行議員登壇〕（拍手）

**○５番八巻秀行議員**　受付順位３位、議席番号５番、八巻秀行です。よろしくお願い申し上げます。

初めに、熊本地震災害でお亡くなりになりました方々のご冥福をお祈り申し上げ、哀悼の誠をささげますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

東日本大震災から、はや５年３カ月が経過いたしまして、町の復興状況は大分進んでまいりました。しかしながら、新地駅周辺市街地復興整備事業を含む土地区画整理事業、中島地区の方々の住宅再建、これらはこれからであります。まちづくりの基幹事業でありますこの新地駅周辺市街地復興整備事業、また防災緑地事業等は、ＪＲ常磐線の再開通に伴う早急な対応が求められているわけであります。

一方で、相馬港４号埠頭のＬＮＧ基地には世界最大級、23万キロリットルのＬＮＧタンク建設事業等が全体計画の41.1パーセントまで進捗いたしまして、町の将来にとって雇用の場の確保あるいは人口増加策などのまちづくりに大きな自信、弾みとなっております。復旧、復興のスピードを速めて、快適で住みよい笑顔あふれる新しい新地町の創造を目指して、一日も早い町の復旧、復興を

願いながら一般質問を申し上げたいと思います。

今回、私は件名１、新地駅周辺市街地復興整備事業の整備促進について。件名２、子育て支援のまちづくりについての２件についてお伺いをいたします。

まず、件名１、新地駅周辺市街地復興整備事業の整備促進についてお伺いをいたします。１つは、ホテル、温浴施設、交流施設、スマートアグリ生産プラント等の需要家との基本協定締結状況、あわせまして駅前整備のおくれについて丁寧に説明すべきではないかということについてお伺いをいたします。さきの総務文教常任委員会によりますと、新地駅周辺市街地復興整備事業の進捗については、造成工事、この４月末で完了いたしまして、インフラ工事については平成27年度から雨水排水あるいは上水道及び道路工事に着手しております。このような中、ホテル、温浴施設、交流施設、スマートアグリ生産プラント等の需要家施設については、町が主導的に企業誘致を進めており、この７月までには各事業者と基本協定締結を目指すとしておりましたけれども、タイムリミットが近づく中、駅前は電柱だけが立ってきましたけれども、造成したばかりのまだ殺風景な駅前であります。進捗はどのような状況なのかお伺いをいたします。そして、民間との交渉に当たっては、独自の支援策をもって交渉すべきであって、それはどんな支援策で交渉に当たっているのかお伺いをしたいと思います。また、駅前の各施設の配置計画はどうなったのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、この３月定例会でも質問申し上げましたけれども、新地駅の建物整備のおくれについて、町民に対してもっと丁寧に説明をすべきではないかと思います。ＪＲの再開時点において、新地駅周辺には建築物の姿があらわれる状況にしたいとしておりました。これに対し、私たちもその思いで応援をし、町民に対してお話を申し上げ、説明をしたところでありますけれども、この駅前整備の状況を見るにつけ、私たちもうそつきになるのであります。町長は、これはいつの間にか平成30年３月のＬＮＧパイプラインの運転開始の時期に合わせて駅前開発を説明しておりますけれども、それは整備がおくれるばかりであります。公設の交流施設、ホールとか伝承館でありますけれども、ＬＮＧのパイプライン運開の時期とは関係なく建設を進められたのではありませんか。これまでの議論の中でも、駅前の公衆トイレはこの施設を利用するものと思っておりましたけれども、かないませんでした。隣の坂元駅、山下駅の状況を見ますと、復興のおくれを実感せざるを得ないのであります。このことを町民に対してもっと詳しく丁寧に説明することが必要ではありませんか。説明の責任をしっかりと丁寧に果たしていただきたいと思うのであります。お伺いをいたします。

２つ目は、交流センター、インキュベーションスクエア、これは複合商業店舗、それから新しいビジネスの支援施設というふうな施設でございます。インキュベーションスクエア等の概略設計の進捗状況と今後のスケジュールについてお伺いをいたします。これら駅周辺の公共施設については、平成28年７月までに概略の設計、平成29年３月までには基本設計実施設計を完了し、平成29年度中の整備を図るということでございます。どんな内容の施設なのか、それからこれからのスケジュール等についてお伺いをしたいと思います。そして、本年度当初予算で交流センター建設工事請負費

23億3,200万円を計上いたしましたけれども、29年度の整備を図るという計画ですと、この予算はどうされるのかお伺いをしたいと思います。

３つ目は、泉源の掘削事業進捗状況についてお伺いをいたします。本件は、新年度一般会計予算に泉源掘削工事5,200万円が計上されましたけれども、その進捗状況と公設民営の施設の進行状況についてお伺いをいたします。

４つ目は、駅前公衆トイレの建設の必要性についてお伺いをいたします。４月26日の総務文教常任委員会の調査報告にもありますとおり、新地駅周辺の公衆トイレについては、仮設ということではなく、しっかりしたものを整備すべきであります。幸い、今回の一般会計補正予算に3,000万円が計上されたわけでありますけれども、駅前づくり160億円を投じる新地駅の顔、まちづくりであります。補正予算と言わずに、もっと早い段階での計画的なまちづくりを計画しなければならないと思います。もっと真剣な対応を求めたいと思います。お伺いをいたします。

件名２、子育て支援のまちづくりについてお伺いをいたします。第１は、保健、福祉、教育事業の充実についてお伺いをいたします。１つは、不妊治療費助成、予防歯科費用助成等についてお伺いをいたします。このたび総務文教常任委員会行政視察によって、島根県の邑南町における日本一の子育て村構想について研修をさせていただきました。町は、島根県中南部、広島県に接する中国山地中央にある面積は島根県の最大の419.2平方キロ、人口１万1,000人の町であります。「日本一の子育て村を目指して～子育てするなら邑南町で～」を合い言葉に、平成22年から役場、各界が一丸となって、子育て支援や婚活に取り組む、ＮＨＫの「あさイチ」、ＴＢＳ、「女性自身」、「週刊朝日」など多くのメディアで紹介されている話題の町であります。伺ったこの日も、これからメディアの取材があると聞きました。この町を研修して、我が町も子育て支援のまちづくりを積極的に進める必要を感じた次第であります。

そこで、当町に今欠けているものは、保健事業ではこの不妊治療費助成、予防歯科費用助成策であります。この中で、特定不妊治療とは、体外受精、顕微授精、凍結胚移植など、高度不妊治療、生殖補助医療を指します。これは厚生労働省が行っている事業であり、現在47都道府県どこでも受けられる助成制度です。全国どこでも同じ方針の制度であります。そして、このほかに邑南町では独自に一般不妊治療費助成として、１年間につき上限15万円を３年間助成する施策を行っております。また、自治体によっては、特定不妊治療助成事業の上限額を上回った分を最大何万円までという補助をする自治体も多いようであります。例えば町独自で10万円まで補助する場合ですと、１回の治療に例えば50万円かかれば国の補助事業を利用して15万円の補助を受け、さらに自治体独自の事業を利用して10万円の補助を受けることで、自己負担は半額25万円となります。福島県でも特定不妊治療費の助成事業として同様の施策を行っておりますので、新地町もこれに上乗せをした独自の制度を立ち上げて、一層の子育て支援のまちづくりを図る必要があると思うのであります。いかがでしょうか、お伺いをいたします。

また、邑南町では予防歯科費用助成についてもフッ素塗布、２歳から３歳６カ月までの児童ですけれども、行っておりますし、さらにフッ素洗口、これは４歳児から中学生までの全額費用助成を行っております。フッ素塗布は、歯科医院で歯に高濃度のフッ素を塗布して虫歯を予防する方法です。充分な効果を得るためには、歯科医院で三、四回フッ素の塗布を行う必要があって、費用に比べて大きな虫歯予防効果があるとのことであります。そして、保険適用外があり、施策としては保険適用の自己負担分の無料化を図ればいいというふうに思っております。

さらに、フッ素洗口については、中学生までの全額無料でありますけれども、国内最強の虫歯予防法だそうです。予防率は20から60パーセントで、費用も年間１人1,000円程度で済むそうなので、全額費用助成をしてもそれほど費用はかからないというふうに思います。町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

２つ目は、保育所の３歳児からのあったか御飯の提供についてお伺いをいたします。保育所の３歳以上児は、現在国の補助事業から外れていますので、御飯持参で過ごしております。夏場の衛生管理や冬場の冷たい弁当など課題があると思っております。さらに、新地産の米を使えば、地産地消の推進が図られるものと思いますし、あったか御飯の提供を考える時期ではないかと思います。お伺いをいたします。

３つ目は、奨学資金制度の拡充についてお伺いをいたします。当町の奨学資金制度は、上限３万円でありますけれども、邑南町では町内の医療福祉施設で従事する意思のある人材確保のための学資援助を行っております。貸与の月額でありますが、高専、専門学校、短大で５万円から６万円、大学で６万円から８万円、大学院、医学、歯学、薬学で15万円から20万円となっております。そして、町内に就職すれば貸与から給付型も考えているということであります。当町においてもこういった方面の学資援助、現在行われている奨学資金制度、上限額３万円を５万円に拡充できないかお伺いをしたいと思います。

第２は、出会い、結婚サポーター制度の創設についてお伺いをいたします。人口減少の時代に入りまして、少子高齢化の進展を少しでも抑制する施策として、まちづくりを進める上で結婚対策は欠かせません。出会いの場、結婚サポーター制度の創設は大変困難な課題でありますけれども、避けて通れない課題だと思います。邑南町では、役場定住促進課が結婚を考えている方を支援するために、婚活イベント等の開催、情報の紹介をしてございます。婚活パーティー等の開催、未婚者のコミュニケーション能力向上等、魅力アップのための講座、セミナーの開催など企画をすべきではないでしょうか。そして、庁内全組織を挙げ、若者等の協力を受けた結婚サポーター制度の創設を考えるべきではないでしょうか。こういったもろもろの施策が実現できれば、我が町も日本一の子育て支援のまちづくりができるものと思っております。お伺いをいたします。

以上申し上げましたが、よろしくご回答をお願いいたします。

**○菊地正文議長**　加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○**加藤憲郎町長**　５番、八巻秀行議員のご質問にお答えいたします。大変多くの項目のご質問いただいております。一つひとつ丁寧にお答えしていきたいと思います。

初めに、ホテル、温浴施設、交流施設、スマートアグリなどの整備についてお答えいたします。ＪＲ新地駅周辺の整備については、賑わいや交流を生み出す施設の配置、整備を計画しており、相馬ＬＮＧ基地からの天然ガスを利用した地域エネルギー事業を組み合わせながら、新たなまちづくりのシンボルとして整備を進めております。主な施設の整備状況でありますが、宿泊施設、温浴施設、植物工場については、民間事業により整備をお願いしたいと考えておりますので、それぞれ進出を検討している事業者と規模や条件等、進出に向けての詳細な協議を行っております。町としては、駅周辺整備の全体スケジュールや地域エネルギー事業との調整を図りながら、早い段階での合意につなげ、平成30年３月の天然ガス開通に合わせて計画を進めてまいります。

これらの地域エネルギー事業を組み合わせた駅周辺整備事業は、全国でも例を見ない先進的でコンパクトなまちづくりのモデル的な事業として各方面からも注目をいただいている事業であります。国、県補助制度を活用しての事業費の確保や民間事業者との折衝など、一つひとつ課題を解決しながら、大震災から復興する新地町のシンボル事業として、関係機関や関係する事業者、町民の皆様も含めて全町一体となってチーム新地として取り組み、成功に導きたいと考えておりますので、引き続き進捗を丁寧に説明、報告しながら進めてまいります。

２番目の交流センター等の進捗関係についてお話しします。駅周辺施設の町が整備する施設のうち、交流センターにつきましては、文化協会に所属するおのおのの団体からのアンケートなどを参考に、内容及び規模等を検討しております。年度内には実施設計に着手し、来年度中の完成を見込んでいるところであります。事業系貸し事務所のインキュベーション施設につきましては、進出する事業者が確保できていないため、継続的に情報を発信し、状況を見ながら進めてまいりたいと考えておりますが、貸し店舗である複合商業施設につきましては、飲食やサービス業など複数の事業者と協議を進めているところであり、交流センター同様に今年度実施設計に着手したいと考えております。

次に、３番目の泉源掘削事業についてお答えいたします。泉源は、駅周辺で計画している温浴施設などに供給したいと考えております。この事業実施につきましては、温浴事業者やエネルギー事業とも関連するところであり、それらの設計を進めていく中で事業運営など、総合的な計画のもとで充分な協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

次に、４番目の駅前公衆トイレの必要性についてお答えいたします。これは、今議会初日の町長の行政報告でも述べましたとおり、ＪＲ常磐線の再開が本年12月と公表されておりますことから、駅周辺の駅前広場や駅駐輪場などの完成に向けて工事を進めているところであります。再開後の駅構内のトイレは、ＪＲの利用者は利用することができますが、通勤、通学の送迎される方は利用す

ることができません。このため、駅を利用される方々と駅前公園の利用者に対する公衆トイレは必要であることから、今議会にトイレ整備の補正予算を計上しているところであります。

次に、不妊治療費の助成、予防歯科費用助成等についてお答えいたします。不妊治療には、一般不妊治療と特定不妊治療があり、特定不妊治療に係る費用は一般不妊治療より高額になり、保険外診療のため、保険が適用されておりません。福島県では、特定不妊治療を行うご夫婦の経済的負担を軽減するため、費用の一部助成と面談や電話での不妊相談を行っております。一部自治体では、不妊治療についての独自の助成も行っているところでもありますが、当町におきましては、引き続き県の助成事業や不妊相談について周知を行い、実態を調査しながら、不妊に悩むご夫婦の支援について考えてまいります。

次に、予防歯科費用の助成についてお答えいたします。虫歯予防については、規則的な食習慣と乳幼児期から正しい歯磨き習慣を身につけることが重要であります。当町におきましては、乳幼児健康診査で歯科医等による診察及び相談支援を行い、各保育所において歯科衛生士による歯磨き指導を実施するなど、歯の健康に関する知識の普及に努めております。

今年度から保育所、小学校におけるフッ化物洗口を取り入れた県の補助事業が始まりました。事業の実施については、町歯科医師、保育所や学校、保護者の方々と相談しながら進めていく必要があります。予防歯科費用の助成については、個人への金銭的な補助だけではなく、学校や保育所単位で県の補助事業などを活用しながら取り組み、引き続き現在行っている虫歯予防事業を充実させながら、町全体として子供の口腔衛生向上に努めていきたいと考えております。

次に、保育所における３歳児からのあったか御飯の提供についてお答えいたします。保育所では、ゼロ歳から２歳児までは離乳食などの主食を含む完全給食を実施しておりますが、３歳から５歳児は副食のみの給食で、主食は家庭から御飯を持参しております。３歳児以上の給食については、完全給食を行うことで温かい御飯の提供や夏場における衛生管理の面、さらには米の地産地消というメリットが考えられる反面、御飯を持参しないことで朝食に御飯を炊かない家庭がふえたり、これまでのバランスがとれた望ましい食習慣が損なわれる心配もあります。幼児期における食事は、心身の成長、発達にとって大きな役割を担っております。家庭と保育所が一体となり、１日の食事をとることから、引き続き御飯の持参や家庭での食育に保護者のご理解をいただきながら、食に関する情報の発信や家庭からの食生活に関する相談に応じ、家庭における望ましい食習慣の形成に取り組むことができるよう、保護者への支援を行ってまいります。

次に、奨学金制度の拡充についてお答えいたします。現在の町の奨学金の貸付額は大学生が３万円、高等専門学校、専修学校が２万円、高等学校が１万5,000円であります。

なお、平成28年度の貸付者は大学生31名を含む34名となっております。制度の拡充につきましては、現在の就学に係る費用の変化、学生を持つ家庭のニーズ、または近隣の市町村の状況なども勘案しながら、今後検討してまいります。

次に、出会い、結婚サポーター制度の創設についてお答えします。町では、過去において社会教育事業として青年男女が触れ合いの旅やパーティーを通して出会いと交流を図る若者のふれあい事業や未婚者対策の一環として、結婚相談協力員による結婚相談事業を実施してまいりました。事業実施から数年間は多くの参加者や相談者があり、一定の成果が上がったものと理解しておりますが、若者の社会観の変化や参加者等の減少などにより、平成15年度を最後に事業を閉じたところであります。現在、町では第５次新地町総合計画後期基本計画や新地町まち・ひと・しごと創生総合戦略に取り組んでいるところであり、それぞれの計画、戦略の中でも、結婚対策については施策として掲げておりますので、今の社会に合った出会い、交流の場の創出や結婚サポーター制度について、若者団体や地域づくり団体から意見を聞いたり、あるいは他市町村や団体などが実施している事業を参考にしながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

**○菊地正文議長**　５番、八巻秀行議員。

**○５番八巻秀行議員**　ただいまそれぞれご回答いただきました。ありがとうございます。再度お伺いしたいと思います。

１つは、新地駅前周辺整備事業でございますけれども、ホテル、温浴施設、交流センターについて、この７月までに事業者との基本協定を目指すとしております。ただいまの回答では、早い段階での合意につなげたい、そして30年３月を目指すということでございますけれども、駅前開発について、やっぱり町民が思うことは動きが見えないのでございます。何回も申し上げるわけでありますけれども、駅前づくりの格好が見えてこないということでみんなが心配しているわけでございます。この７月がめどだというふうに聞いておりましたけれども、しっかりと努力をして、この７月には何としても決めていかなくてはならないというふうに思うわけでございます。そうでなければ、ますます開発がおくれるわけであります。そして、独自の支援策をもって交渉をすべきであります。現段階での、そしてその配置計画も日々変わっているというふうな回答をいただいておりますけれども、それにしてもこのところには何をつくるというような、そういう配置計画があっていいというふうに思います。この辺についてもどうなっているのかお伺いしたいと思いますし、何といっても担当課の都市計画課の奮闘を期待するわけでございます。再度この辺についてお伺いをしたいと思います。

そして、町長は駅前の整備のおくれについて、町民に対して３月の回答では、総会時において各地区29地区において説明をしているということでございますけれども、いつの間にか平成30年３月にＬＮＧの時期に合わせた開発を言っているわけであります。交流センター、町がつくる施設でございまして、確かにＬＮＧの熱量は活用することは当然だと思いますけれども、それ以前にそれを見越した交流センターの建設ができるのではないかというふうに思ってございました。

そして、今回の公衆トイレについても交流センターの中のトイレを使うというような話も聞いて

おりましたので、そう進むのかなというふうに思っていたわけでありますけれども、実際は30年３月というふうなことでございまして、こういうことをもっと町民に対して丁寧に説明していただきたいというふうに思うわけであります。隣の山元町、駅２つございますけれども、もう２つともすっかりでき上がりまして、そういう駅前と比較いたしますと、新地の駅前はどうしたものかというふうにみんなが心配するわけでございます。この辺について、再度お伺いをしたいと思います。

それから、交流センターでございますけれども、これも年度内の実施設計、そして29年度中の完成ということで進めているわけでありますが、インキュベーションスクエアについては、今の回答では事業者の調整がついていない、まだ確定していないというようなことであります。大変心配をするわけであります。商工会をはじめ、該当の事業者、こういう方々と支援策をもって交渉に当たっているのだと思いますけれども、なかなか進まないというような状況のようでございます。平成29年度中の完成を目指して、さらなる努力を重ねていただきたいと思います。再度お伺いをいたします。

３つ目ですけれども、泉源掘削事業でありますが、今のお話、回答をいただきますと、まだ手をつけていないのかなというふうに思います。今どのような時点まで来ているのか、5,200万円の状況、その辺を交渉の状況とか再度お伺いしたいと思います。

４つ目ですが、駅前の公衆トイレ、これは当然のことながら、駅の周辺開発には欠かせない施設であると思います。計画の最初から考える施設であって、後づけで設置する施設ではないと思います。その対応のずれを指摘したいと思います。そして、この規模、それからいつ開設されるのかについて再度答弁をお願いします。

５つ目ですけれども、不妊治療費、予防歯科費用助成、これは町民のどれくらいが治療を受けていらっしゃるか、実数は定かではございませんけれども、このような施策を掲げて新地町が子育て支援のまちづくりをしているのだというようなことを対外的に発信することで、ＰＲすることで、若者が集まるまちになるというふうに思ってございます。一般治療費の助成として１年間、邑南町は上限15万円を３年間というふうにしておりますけれども、自治体によっては10万円くらいのところもあるようでございますし、こういった上乗せの施策ができないものか、もしそういうことができれば、これから人口8,700人を目差す町というようなことで、大変ＰＲ効果があるのだろうというふうに思います。福島県でも特定不妊治療助成事業として同じような施策をしておりますので、ぜひ新地町も上乗せをした制度を立ち上げて、なお一層の子育て支援のまちづくりを進める必要があると思います。回答いただきましたけれども、実態を調査しながら、支援していくというようなことでありますが、もう少し踏み込んだ今後の進め方等についてなど、再度お伺いをしたいと思います。

また、予防歯科費用助成事業でありますけれども、これも保険適用の負担分を補填できればというふうに思いますが、さらにフッ素の洗口について、これも１人1,000円程度で１年間できるわけ

であります。新地町の４月現在の４歳以上中学生まで775人でありますが、1,000円を掛けましても77万5,000円程度でございます。少額でありますので、その辺の対策ができないものか、そして福島県でも子供虫歯緊急対策事業として市町村が集団でフッ素洗口をやるということであれば、物品の薬剤、全額補助するというようなことでございます。ぜひその体制を整えて取り組んでいただきたいというふうに思います。再度お伺いをいたします。

６つ目ですが、保育所の３歳児のあったか御飯であります。これも今の回答を見てちょっと方向が違うのではないかなというふうに思いましたけれども、御飯を持参しないと、朝御飯を欠かす家庭がふえるというような、そういう心配があるとのことであります。これはちょっと新地町は早寝・早起き・朝ご飯で、そういう施策をとっている町でございます。そういうのに対して、何か方向が後ろ向きの事業というか、そういう回答をいただいたわけであります。もっと積極的な回答をいただきたいなというふうに思います。

３歳児以上の児童ですが、180人ございます。地産地消にもつながりますし、邑南町の試算を見ますと、１人当たり1,320円で１年間できるわけであります。これを当てはめますと、180人ですと25万円程度でできるのです。本当にやる気があれば何でもできるような気がするわけであります。そして、現場からしっかり食べるようになったとか、喜んで食べるとか、感謝の気持ち、自覚、自主性が育ってきたとか、子供の成長にとっていい面がたくさんあるわけであります。隣の山元町でも昨年４月から実施しております。取り組む必要を感じますが、再度お伺いをいたします。

それから、奨学資金の拡充でありますけれども、これは教育長さんにお伺いをいたしますが、子育て支援をするまちづくりを新地町は進めているわけであります。先ほど紹介いたしました医師、医療福祉施設で従事する人の奨学資金の貸与制度、それから現在行っている奨学金の拡充について、ぜひ考えていただきたいと思いますし、今の教育振興基金でありますが、5,400万円、基金としてございます。これはもっと利活用する方策を検討すべきではないでしょうか、お伺いをしたいと思います。

最後に、出会い、結婚サポーター制度でありますけれども、これも今回制定をしたまち・ひと・しごと創生総合戦略の中にもその施策があるわけでありますけれども、平成32年の未婚率、現在36.7パーセントなのですが、これを33パーセントまでにするという計画でございます。対策として、ぜひこういう制度を立ち上げて、結婚対策事業を考えていただきたいと思います。全組織を挙げて、全地域を挙げて町民協力のもとに結婚サポーター制度の創設を考える時期だと思います。再度お伺いをいたします。

**○菊地正文議長**　加藤憲郎町長。

**○加藤憲郎町長**　全ての項目について再質問をいただきました。

まず、私が５番議員にお話ししたいこと、それは駅前の周辺の整備事業、７月までに調印できていないではないか、何やっているのだというご指摘もいただきました。少なくとも担当課はそれぞ

れ対象相手と親身になって交渉をし、努力をしていることをまず知っていただきたいということ、そして民間事業関係、宿泊施設とか温浴施設とか植物工場関係、こういう民間で投資してこの駅前で事業を計画している、そういう人たちはやっぱり相手があることです。ここで投資して、この事業計画をしてうまくいくだろうか云々というのもそれぞれプロのコンサルタントに頼みながら、いろいろ調査をしているということもありますし、私たちも新地町でやっていただく事業はぜひ成功してほしい、そういう思いで、それは慎重にならざるを得ません。ローマは一日にして成らずと同じです。町は今日までに、いつまでに、今年度中にまちづくりを完成させなければいけないということではないと思います。我々の子供たち、孫たちに、この町に住む以上、未来永劫にまちづくりは続いていくわけです。そういう中で、今やるべきこと、そしてじっくりと将来を見据えながらまちづくりをしていく、そういうことがあろうと思います。

そういう意味では、平成30年の３月までにつくればいいのだと、それは私が全ての事業をそういうふうに説明してきたわけではありません。30年の３月にシェールガスが入ってくる、そしてＬＮＧのほうも稼働する、そういうエネルギー事業を活用する事業と、そして交流センターとかほかの施設のように、先ほどお話ししましたように、今から町、設計できるところ、そういうものは進めていこうということで準備は進めているわけであります。そういうものを分けて考えていただきたいと思いますし、駅前に何も建っていない云々ということですが、これも土地区画整理事業の中で今防災センターとか広域消防の新地分署の建設も現に進められておりますし、そして災害公営住宅のほうも工事契約のほうの発注に向けて今準備も進めていると、そういう状況でありますので、まず12月に常磐線が再開通する、それに合わせた整備、交通アクセスとか、あるいは先ほども話ししました公衆トイレとか、そういう整備できるものはきちっと整備していこうということで準備を進めておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他、各細かい項目についてもご質問いただきましたが、それぞれ担当課長より答弁いたします。

**○菊地正文議長**　加藤伸二都市計画課長。

**○加藤伸二都市計画課長**　私のほうからは、新地駅周辺市街地復興整備事業の整備促進の交流センターあるいは駅前公衆トイレ、あとは泉源掘削事業関係、こちらについてお答えします。

まず、交流センターのほうですけれども、駅前公衆トイレと関連性あるのですが、先ほど町長がおっしゃったように、今回駅周辺トイレにつきましては、補正予算のほうを計上させていただいております。当初は、交流センターのトイレを利用するというような形で計画はしていたところでございましたが、交流センターのほう、なかなか進んでいくことがちょっと難しかったということがございまして、トイレのほうを先行させているというような状況でございます。

おくれているという話があるのですが、今回の駅周辺の事業につきましては、包括発注というようなスタイルをとらせていただいております。その中で、その性質上、工事をしながら設計もする

というような内容をやっておりまして、どうしても造成関係、こちらを優先せざるを得ないというところがありまして、設計のほうも工事とあわせて進めていったというような状況がありまして、上物までの計画まで行うことがなかなか難しかったというような状況があります。しかしながら、今年度に入りまして、先ほど答弁にございましたとおり、アンケート等もとりましたので、こちら庁内でもみながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、泉源関係でございますけれども、こちらにつきましても今エネルギー事業関係、こちらとタイアップしている部分が大きいところでございます。先ほど相手方がいるというお話がありましたとおり、進出する予定の事業者さんいらっしゃいますので、そちらと設計のほうをよく協議をしながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○菊地正文議長**　小野和彦健康福祉課長。

**○小野和彦健康福祉課長**　お答えいたします。

まず初めに、不妊治療関係でございますが、県のほうでは福島県特定不妊治療費助成事業ということで助成事業がございます。内容的には、体外受精、顕微授精、こういったものについて43歳になるまで通算６回、１回当たり15万円ということでの助成がございます。当町の町民の方についてもこういった県の助成事業を利用されている方がいらっしゃいまして、この事業が始まったのが平成16年からになっております。平成16年から27年度までで約30件の方が活用されておりまして、年間二、三件ということで活用されております。こういった実態もございますので、まずは県の事業を活用しながら、アンケート等を行いながら実態を調査をして、今後の支援を考えていきたいというふうに考えてございます。

次に、歯科予防の件でございますが、議員のおっしゃるとおり、県の事業ということで子供の虫歯緊急対策事業、これが28年度から始まってございます。内容については、保育所、小学校などにおけるフッ化物洗口の実施になっております。県の補助で10分の10でできる事業ということでございます。町のほうでも今年度、まずは保育所のほうでできないかということで、年長組、進めていけないかということで、つい先日から保育所のほうと事務的な協議を進めておりますので、本年度できるように何とか調整をしたいと思っております。

以上です。

**○菊地正文議長**　菅野正浩町民課長。

**○菅野正浩町民課長**　保育所の３歳児からのあったか御飯の提供について、もっと積極的に取り組んではとのことにつきましてですが、現在町内３保育所では食育年間計画を作成しまして、食事を通して望ましい食習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うということを目標に子供たちの年齢や発育状況に合わせて食育に取り組んでいるところでございます。

近年、子供の食を取り巻く環境や社会構造の変化の中で、乳幼児期からの食を通じた子供の健全

育成を図ることが大変重要となってきてございます。実際３歳児以上への完全給食の実施に当たりましては、設備投資、それからランニングコスト等の費用の面、それから調理業務の増加によります調理員の確保などの課題もございますけれども、引き続き家庭との連携を図りながら、食育推進に努めてまいりたいと思っております。

なお、３歳児以上への完全給食を実施している近隣の自治体がございますので、そちらの状況、それから保護者の意見等も聞きながら、幼児期における望ましい食事のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○菊地正文議長**　佐々木孝司教育長。

**○佐々木孝司教育長**　奨学金制度について質問ございましたので、申し上げます。

町長さんのほうから説明しましたが、新地町の状態はそのとおりであります。返済につきましては無利子でございまして、例えば例を挙げますと、大学４年間行っていますが、３万円、これをその３倍の年をかけて返済すると、その返済が滞っている方１名だけでございます。こんなに機能しているところはほかの市町村にはないと私は思っております。ですから、非常にこういった適正な奨学金の貸し付けを行っていると。5,400万円と議員さんがおっしゃいましたが、持っているのは持っていて結構だと思うのです。ただ、機能しているという事実だけはしっかりとっておかないといけない。

私が申し上げたいのは、ただ課題はありますよと、これは間違いなくあります。何があるかといいますと、町で貸し付けてはいますが、各大学でも貸し付けがございます。きちんと各大学には学生部に行きなさい、私いつも大学に行く者には言っておりますが、そちらのほうが高いですよと。無利子の場合と有利子の場合があります。例えば医学部であれば、ここで医者をつくりたいなと、こう思っていたわけですから、普通では例えば日本育英会というのは大きな75万人ぐらい借りている大きな組織があります。私も借りてました。ところが、もう一つは独立法人の日本学生支援機構というのもあります。ここも実は頼みますと、条件はありますが、新地町は無条件といいますか、無条件ではありません、規約はありますが、ほぼ新地町の方にはお貸ししているわけですが、１つは大学の場合、国公立の場合、普通に貸しまして５万1,000円、私立の場合はさらに上乗せして６万4,000円ぐらい貸しますよという形でやっております。

ただ、利子があるところ、大した利子ではありませんが、その場合については、普通の大学で12万円、医科、歯科系だと16万円、多分薬学と獣医、これは14万円、そのほかに医者で僻地の勤務になるならやりますよと、いいですよと。ただというか、そう言うとちょっとおかしいですけれども、貸し付けますよという組織もあります、大学もあります。

ですから、ただ勘違いされると困るのは、だめな例もあるということなのです。ただ、計画になったところでやっていますよと。では、ちょっと待ってくださいと。５年たってみたらだめだった

ということにならないように考えていかないとだめなので、具体例を申し上げますと、北海道なのですが、お医者さんのところに30万円貸し付けますよと。毎月ですから、誰も借りる人がいなくなった町があります。ホームページに載っていますから、名前はあえて申し上げませんが、そういった形で無理にお金あるから貸していいかというと、そうでない。今の３万円で借りた子たちは、１万円ずつ毎月返しているわけです。それがきちんと返されているという現実が新地町の人たちにはあると、よかったなと。ただ、そこから見えてくるもっとという課題はあるかもわかりませんが、最初初任給をもって自分で返していく制度の中で、もっともっときつく返すことを貸し付けていいものかという、金銭感覚の問題も考慮しながら、今後考えてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○菊地正文議長**　泉田晴平企画振興課長。

**○泉田晴平企画振興課長**　出会い、結婚サポーター関係のご質問にお答えをいたします。

出会い、結婚サポーター関係の制度の創出でございますけれども、町では過去においてふれあい事業等を実施をしてまいりました。そのときには、行政主導で町が全ての事業を企画から事業実施まで行ってきたわけでございますけれども、先ほど町長が申し上げたとおり、今の時代に合った、特に若者団体、こういう団体等が主体的に実施をすることで、より柔軟な発想によっての企画とか、あるいは実施ができるようなものということで考えておりますので、今後このような若い皆さん方との連携、これを図りながら、事業につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

**○菊地正文議長**　５番、八巻秀行議員。

**○５番八巻秀行議員**　再々質問させていただきたいと思います。

それぞれご回答いただきましたけれども、新地駅周辺整備事業でありますが、やはりぜひ私も160億円のまちづくりであります。失敗したなんていうことのないように、それは成功してほしいという思いは当然であります。期限がないということでありますけれども、それにしてもやはり復興から立ち上がる町をぜひ早く見せていただきたいというふうに思いますので、さらなる努力をいただきたいなというふうに思います。

そして、不妊治療の件でありますけれども、これはぜひ県の事業のＰＲかたがた、町においても上乗せするような、そういう施策をぜひ立ち上げていただきたいというふうに要望申し上げます。

そして、あったか御飯でありますけれども、これも検討するというようなご回答いただいております。いいことずくめの対策でございますので、ぜひ実施に向けて検討いただきたいと思います。

さらに、出会い、サポーター制度ですが、これも町の総合戦略の一環でございます。ぜひ実施に当たって、こういうものをやって、当然やり方いろいろありますけれども、若者、ＮＰＯの協力、そういうものは欠かせないというふうに思います。ぜひそういうことで結婚対策を進めていただきたいというふうに思います。これらをやりますと、邑南町以上のまちづくりができるような気がし

てございます。どうぞ町は子育て支援の町を売る町というようなことで私も考えておりますので、ぜひこれからのこういった新地にない施策を展開していただきたいなということで終わりたいと思います。要望を申し上げて終わりにしたいと思います。

**○菊地正文議長**　これで５番、八巻秀行議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後　２時３６分　　休　憩

---

午後　２時５０分　　再　開

**○菊地正文議長**　再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

１番、齋藤充明議員。

〔１番　齋藤充明議員登壇〕（拍手）

**○１番齋藤充明議員**　受付順位４番、議席番号１番、齋藤充明です。本日、最後の一般質問となります。一般質問として通告いたしました２件について順次ご質問いたします。

１点目の「防災を考える日」の制定をについてであります。４月に熊本地震が発生しました。死者49名、行方不明者１名、被害額は約4.6兆円と試算されました。今もなお、多くの皆さんが避難生活を余儀なくされ、不安な日々と癒やせない心身の傷跡を残しています。私たちは、今回の熊本県を震源とする大災害をどう受けとめたらいいのでしょうか。首都直下型地震、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が懸念されると盛んにマスコミ、新聞等で報道されました。しかし、現実に起こったのは誰もが予想しなかった熊本、大分にまたがる熊本地震でありました。被災された皆さんは、熊本県は４月中に1,000回以上も震度１以上の地震が繰り返される中、耐えて頑張っている姿は雄々しくもありました。国も地方も、また学者など専門家の皆さんが総力を挙げて検討しても、なお想定外の災害は容赦なくやってくることを私たちは悟らざるを得ない。その上で、災害を最小限に食いとめる地道な努力をしていくほかないと思います。と同時に、今後東日本大震災を風化させないように、さらには子々孫々まで語り継がれるよう、同じ悲劇を二度と繰り返さぬよう、毎月11日を防災を考える日に制定してはどうか、町長のご所見を伺います。

次に、総合防災訓練について伺います。新地町防災計画の修正版が平成26年度に策定されました。この計画は、災害対策法第42条に基づき、新地町防災会議が作成する計画であると、そして目的は町及び関係機関が相互に連携をとりつつ、災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することで住民の生命と財産を保護し、社会秩序の維持と公共の福祉の維持を図るとあります。災害時になりますと、日常的なマニュアルは通用しなくなります。災害時は、非日常的な業務が次々と発生します。応用問題になってきます。その場で判断し、すぐ実行しなければなりません。二次災害を防ぐためには、決断と実行が求められます。そこで、大きな災害を想定し、組織の機能、点検が必要だ

と思います。災害対策本部は、全庁的な対応方針を決定し、それを受けて自治体は行政能力を結集して活動しなければなりません。そのためには、日ごろからの人材育成を実施しなければなりません。体験や経験だけではなく、研修や訓練は必要となってきます。

総合訓練は、県や陸上自衛隊、電力会社等も参加しますし、イノベーション・コースト構想では、小型無線機、いわゆるプロンや災害対策ロボットの実証試験が行えるテストフィールドを整備するようであります。県のほうで整備するようでありますが、いざというときのために情報の共有化を図る必要があると思います。特に当町は新しい行政区も誕生し、また既存の地域に溶け込んでいる方々の新しいコミュニティーが生まれています。そして、当町は高齢化率が30パーセントを超える超高齢化社会に入っております。有事に備える総合防災訓練は早い時期に必要だと思いますが、町長のご所見をお伺いいたします。

次に、復興創生に向けて新たな取り組みとして、今年度当初予算に5,000万円を計上した公共サイン整備事業について伺います。公共サイン計画は、公共機関である自治体が設置主体となって、屋外空間に設置される公共的な視覚、文字による案内板を指します。平成14年度に当町では公共サイン計画を実施し、192基を町内101箇所に設置いたしました。その当時は、今のようなナビがありませんでしたので、当町を訪れた人々には喜ばれました。釣師浜海水浴場には総合案内板もあり、海水浴客がそれを見て鹿狼山を知り、すばらしい山があると認識して帰られたとの話も聞きました。そのサイン整備も震災でかなりの部分が流失しました。今回財源も市街地復興効果促進事業活用もし、タイムリーな事業だと思います。しかし、役場各課においては、それぞれ目的に応じた公共サイン計画があります。これらとの整合性や前回設置したサイン整備との整合性をどう図っていくかも課題になると思っています。そこで、防災関係のサイン計画をどのように考え、構築していくのかを伺います。

次に、大きな項目の常磐自動車道、新地インターチェンジの調整池の活用であります。常磐道が全線開通し、首都圏や仙台圏にもつながり、当町の高速交通網は一段と発展いたしました。そして、新地インターチェンジの調整池は底面積１万2,270平方メートルで調整容量は２万8,533立方メートルとなっています。調整池ですから、集中豪雨などの局地的なあそこから出る水による洪水等の被害を食いとめるために一時的に溜める池です。一時的に洪水を池で受けとめた後、徐々に放流されます。新地インターチェンジの調整池では、平成27年１年間でポンプアップを２台のポンプで運転開始を行っております。回数は5,614回に及んでおります。時間にしますと300時間を超えています。水量は年間で約12万トン、それも９月ごろはそのうち６万から７万トンと集中しているのであります。そのポンプアップをして放流される水は、東側の約700メートルの土側溝に流して、そこで地下浸透させながら、グリーンファームの北側のＵ字溝を流れて、長清水の溜池や濁川で農業用水に利用されている、またそれ以外は排水されているようであります。ただし、９月の台風の時期、大雨の時期、洪水が発生しますと、そのＵ字溝から水があふれる、グリーンファーム等に被害が及ん

でいます。インターチェンジができる前からも旧赤柴果樹団地約40町歩ぐらいありましたけれども、その周辺上流から押し寄せる洪水で多大なる被害をこうむってきました。それがこの調整池で改善されたと期待しておりましたが、そうではありませんでした。毎年洪水等の被害が心配されるリスクを抑える対策が必要だと思います。

一方、鴻ノ巣ダムは駒ケ嶺地区をはじめ、小川地区、大戸浜地区、今泉地区など約370ヘクタールを超える農地の水の水がめであります。立田川の赤柴取水堰から鴻ノ巣ダムに水を持ってきている48万トンのダムですが、地獄溜池からポンプアップをして水をためなければ、春先までの田植えの時期までは満水にならない、毎年水の確保に悩まされる地域であります。インターチェンジの調整池の水での災害は今もある。これは何としても防がなければ、あの農地、利用価値が低くなる。さらには、その水を調整をして、利用する方法の一つとして、鴻ノ巣ダムに取水する方法も選択肢であるのではないかなと思っております。もちろん今の水のルートは小川地区等の農地の水として使用されていますので、水利関係者ともしっかり協議をする必要があります。その上で、新地インターの調整池の活用ができないのかをお伺いし、以上で私の質問を終わります。よろしくお願いします。

**○菊地正文議長**　加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

**○加藤憲郎町長**　１番、齋藤充明議員のご質問にお答えいたします。

１つ目の防災を考える日を制定すべきではないかというご質問でありますが、新地町におきましては、防災意識の高揚を図り、災害時には町民一人ひとりが正しい知識と判断を持って行動できるよう、自主防災組織の育成や事業所の自衛消防組織の設置、地区防災計画の作成による避難場所や避難支援体制の構築など、災害に備えた訓練を推進し、町民が自助と共助の役割分担により、いざというときの災害に対する備えができるようにしていきたいと考えております。また、現在建設しております防災センターには、防災力を向上させるため、防災体験室の利活用を推進したり、震災記録などを備えるなどして利用者の皆さんが常日ごろから防災を考える意識づくりを考えており、現在防災を考える日の制定は考えておりません。

次に、総合防災訓練についてお答えいたします。災害対策基本法の規定に基づき、地区会や自主防災組織など多くの参加のもと、県内の各関係機関、団体などが緊密に連携することにより、災害時における応急対策の実施をもって地域防災体制の確立と住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、平成22年度に福島県相双地方新地町総合防災訓練を実施しております。その後、震災による復旧、復興事業により、総合防災訓練は行われておりませんでしたが、町としましては毎年10月に消防団秋季演習とあわせて演習会場近隣の自主防災組織による避難訓練等を実施しております。

ご質問の総合防災訓練の実施につきましては、平成29年度実施に向けて現在県のほうと協議を行っているところであります。

次に、避難経路等のサイン計画でありますが、東日本大震災による大津波で平成13年に整備しましたまちの公共サイン及び平成19年に設置しました避難場所、避難目的地点のサインは沿岸部において壊滅的な被害を受けました。震災から５年が経過し、復旧、復興のインフラ整備も目に見える形となってきており、町民をはじめ、来訪者などへの案内誘導や津波被害などを含めた避難先表示や避難誘導サインなどの設置も必要であると考えており、現況のサイン表示や交通体系を調整し、機能とデザインも含めた当町にふさわしいサインシステムの整備を進めてまいります。

次、２つ目の新地インターチェンジ調整池の水はポンプアップして排水しているが、毎年水不足に悩む鴻ノ巣ダムに供給できないかというご質問にお答えいたします。新地インターチェンジの調整池は、集中豪雨などの出水の際に下流の浸水被害を防ぐ目的で設置されており、常に降雨に備え、からにしておく必要があります。昨年の用水期の放流水量を見てみますと、４月から８月で約２万9,000立米、９月で６万7,000立米となっております。調整池からの排水は、濁川、長清水溜池に流れており、鴻ノ巣ダムに流すことは排水系統が変わり、濁川や長清水溜池への流入や立田川の河川断面にも影響を与えるなど多くの問題点もあります。降水時に調整池に水をためておいて、鴻ノ巣ダムに供給することは、調整池としての役割上、現時点では難しいなと考えておるところであります。

以上です。

○**菊地正文議長**　１番、齋藤充明議員。

○**１番齋藤充明議員**　ただいま町長のほうからご答弁がございました。私のほうから再質問をいたします。

まず、１番目の防災を考える日は考えていないというお話でございました。きのう６月12日、昭和53年に同じ日でしたが、宮城県沖地震が発生いたしました。新地町にも大きな被害がございました。その日を宮城県と仙台市では県民防災の日、市民防災の日として備えを確認する日と位置づけて、また次世代へ伝え、つないでいく、そういう日にしております。昭和35年に内閣の閣議了承により制定された防災の日は、実は大正12年９月１日に発生した関東大震災にちなんだものであります。その後、昭和57年から９月１日の防災の日を含む１週間、８月29日から９月５日までの間に防災週間と定められました。私たちは、その日が、その週が台風、高潮、津波、地震等の災害について認識を深める、そして具体的な活動しなければいけない日だと、こんなふうに思っておりました。広報しんちでも、この日は毎年広報もしております。

とりわけ今加藤町長は福島県町村会の会長でもあります。福島県の町村の代表として、この東日本大震災を風化させないために、記憶と教訓を全国に向けて広く発信してほしいと願うものであります。それが復興に向けての大きな力になると考えております。防災の日があります。そのために、防災を考える日というふうに分けて制定する、もう既に気仙沼市ではやっております。岩手県、宮城県、福島県、３県が連動して、やはりこの日を防災の日あるいは新地的には町民防災の日でもい

いと思いますが、3.11を忘れない、風化させない、それをぜひ新地町から発信してもらいたい。

町長の思いは本当にわかります。先ほどからずっとわかります。ただ、そのことが、その下におりていくという仕組みづくりができていないのかもしれないと思います。やはり各課長まで落としていく、課長の中でみんなで話し合って、何か新しいことを、モチベーション上がるもの、町民の力になるもの、その思いを持って検討されたらいいのかなと、そのことは次の総合防災訓練にも言えることであります。

この５年間、本当に頑張ってきたと思います。災害対策本部を立ち上げて、そして決断と実行でやってきた。まさに被災からのトップランナーとして、この町は評価されていると思います。いろんな考え方があると思います。確かに駅前は遅れています。ただ、それは福島県新地町であるからだと私は思います。なぜならば、宮城県は進んでいます。それは、原発の風評被害がありません。新地町は産業に力を入れようとしても、風評被害という大きな壁があります。漁業がまさにそうです。農業もそうです。福島の米ということで、やっぱり難しかった。選択肢としては、まず被災された方をいち早く新しい家に住ませる、その政策は私は決して間違っていなかったのではないのかなと思います。それは福島県新地町だからです。復興の順番が宮城県と違うのかなというふうに私は私なりに理解しております。

その力になったのは、まさに町長が言うチーム新地です。行政だけではでき得なかった。まさに議員さんもそうでしょうけれども、区長さん、農協、漁協、商工会、あらゆる力が入ってきた。区長さんたち、そして消防団たち、その皆さんたちの本当に協力というのが、それがものすごく多かったし、またそれがなければ復興はなかなかできなかったと思います。

５年がたちました。そのときの災害対策本部のメンバーで残っているのは町長と副町長しかおりません。もし大きい災害来たとき、どう対応するのだということになります。やっぱり訓練すべきだと、練習すべきだと、そこから見えてくるものがある。そして、また区長さんをはじめ、関係のある方々を時期を見て災害対策本部に入ってもらう、その連携がとれれば、例えば駅前もそうです。ホテルが来ない、ホテルが来ないと役場だけで悩んでいるのではなくて、新地の町のいろんな方に相談できる体制があれば、また違ったものになってきたのかもしれない。そういったことを考えますと、連携、連帯というものが非常に重要だと思います。防災というファクターを通じて、それが可能でないのかなと思っております。メンバーにいろんな方を入れながら防災訓練を実施していく。いざというときに、町長がいない、副町長がいない、総務課長もいないというとき順番をどうしていくのだ、そういう細かい話をしながら、そして町民の力を信じて対策本部というのはつくっていくべきではないのかと思っておりますので、その辺もよろしくお願いしたいと思います。29年度にやるということでございますので、それはそれで了承したいと思います。

サイン計画でございます。機能性のある新しいデザインで、そして新地町らしいということでございますが、まさにそのとおりだと思います。新しいサイン計画をつくって、そして自然と共生し

ながら、笑顔のあるまちづくりに向けて新しいサイン計画をつくっていただきたい。その場合に、先ほど回答ございませんでしたけれども、町民の避難経路をどうしていくのだ、そして一時避難所というのは防災計画にありますが、誰も知り得ない。それは、やっぱり一時避難所ここですよ、町はここですよというふうなことをやってもらいたい、そして避難所というものはここだというのはやってもらえるとありがたいなと思います。

私、駒ケ嶺の第14行政区におります。防災訓練もやりました。そして、今度藤崎地区というところで、では、どうやって逃げるのだという話にもなりました。そうしますと、一時避難所、駒ケ嶺旧小学校なんかありますけれども、高齢化になってきて、現実的にあそこまで歩いていけない。日中であれば、とてもお年寄りは歩いていけない。そのために、あのお墓のそばに建物ありますが、一時そこに高台だから避難させようと、そうしましょうと。それはやっぱりずっと藤崎から駒ケ嶺公民館まで歩いていって、消防の方々のお話を聞いたりしましたけれども、そのときやっぱりわかったのでしょう。やっぱりそういう問題があります、歩いていくのは難しいということ。そういう意味では、やっぱり一時避難所というのは本当に地域と話し合いしながら決めていってほしいなというふうに思いますので、再度先ほど回答ございませんでしたので、一時避難所、避難所、避難経路についてのサインというのはちょっとお聞きしたいところでございます。

それから、大きい項目の常磐自動車道の新地インターチェンジの調整池の活用でございました。難しいという回答でございました。それは排水経路が変わる、こういったことでこれは難しい。難しい、難しいといって、ずっと手を打てないで来たのです。そのために、あの旧赤柴果樹団地、今グリーンファームもありますし、あそこにはイチョウファームの試験場もイチョウも植わっていますし、あとは花木、それもありますし、そして今イチゴなんかもありますし、あとはイチゴ栽培、あとはリンゴ栽培などしています。そしてのぼくで非常に農地としてはすばらしいところです。だけれども、年に１回、２回は必ず災害に遭う。作物が育つところに災害があるということになれば、誰もあそこで本気になって農業をやろうと思わない。やっぱりまずあの調整池で対応できなければ、代案を出すべきだと思います、代案を出すべきだ。それは第２調整池でもいい、ビオトープ風にしてもいい、あの土地をやっぱり生かしてあげなければと思います。

12月に、私は一般質問しました。これは、渡辺病院からの前の道路、町道富倉赤柴線、あれをずっと延長して新地インターまで持ってこれないかと、そうすることによって命の道路になるだろうという話をしました。あそこに道路１本できますと、まさにあの地域は今回新地の魅力発見モデルコース開発事業をやるという話ですが、あの地域は生きていきます。バスストップをつくる、そこにバスなり車がとまって鹿狼山に行く、あそこからおりて散策道路となる、そういったことを考えると、あの土地は充分活用できると思います。そのためには防災です。防災をきちんとしなければいけないと思います。

そして、この問題を取り上げたのは、簡単だったらば私は課長にお話しして済む話です。簡単で

ないから取り上げました。しかも、ずっと長い間の懸案事項でありました。あわせて鴻ノ巣ダムという農業の一番大事な水の話をここで持ってきました。やっぱり水がなければ農業はできません。48万トンではどうにもならない。本来であれば100万トンの水が必要でした。ですから、毎朝鴻ノ巣ダムの管理人、地獄溜池の管理人の方々が、そして水利委員の方々が朝毎日行くのです。そして、あの水の管理をしながら、今日は何トン落とす、あと何トン残っているしながらやっています。そんなところに新しい農業の担い手は来るはずもありません。朝水をもらうのに出てこなくてはいけない、その状況では農業の振興はあったものではありません。鴻ノ巣ダムの水不足、この辺について町長のお考え、非常に広範囲にわたった質問したつもりでありますので、ぜひその辺も再検討していただきたいということで第２回目の質問といたします。よろしくお願いします。

**○菊地正文議長**　加藤憲郎町長。

**○加藤憲郎町長**　2011年３月11日、これは誰しも忘れることができない日であります。今でもテレビニュースや何かで毎月の月命日みたいな形でいろいろ放映も報道もされております。町においてもいろんな震災を受けた人々も、町民も同じ思いでそのテレビ等を、ニュース等を見ていると思っておりますし、我々もあの５年前の3.11が突如起こっただけではなくて、今議員もおっしゃいました昭和53年の宮城沖地震、あれも宮城県人にしてはもちろん、我々この地域に住む人たちも大きな被害をこうむった。そして、今４月に熊本地震も起きたと。今どこにおいて、どんな災害がいつ起こるかわからない、そういう状況にあると思っております。

そういう中では、これから南海トラフとかいろいろ想定されるものもありますけれども、全ての国民が震災、自然災害に対する恐怖、そして備え、それに対する訓練、それは国においても、どの自治体においても、そして国民一人ひとりがそれに対する備えというか、その気持ちを常に切らすことなく取り組んでいるなというふうに思っております。そういう中で、我々も日々災害に対する備え、訓練というのを怠りなくやっていかなければいけないというふうに思っております。

防災の日の制定については、現在考えておらないというふうにお話ししましたけれども、それは住民等しく誰もが震災に対する備え、そういう怖さ、そういうものに対する備えをみんな持っている、そういう意識の中で日々生活しているというふうに考えておりますので、お話しさせていただきました。

平成29年度に対する県の総合防災訓練、これはこの地区で行うことができるよう、そして多くの県民の皆さん方にも知っていただくような、そういう計画のもとで今協議を進めている、先ほどお話ししたとおりであります。

あとサイン計画に対しては、担当課長よりお話しさせていただきます。

それから、鴻ノ巣ダムに調整池のポンプをという形から、余りにも広範囲に発展し過ぎる、道路計画からいろんな計画のことまで話もされましたけれども、確かに鴻ノ巣、その年によって水が足りない、あるいは時には大雨による災害等の心配もしなければいけない、そういう状況の中で、水

利関係の役員の皆さん方あるいは地域の耕作の皆さん方も日々苦労して、でもそれは鴻ノ巣だけに限りません。町内全域、農業を営む人たちは皆同じ思い、同じ心配をしながら取り組んでいると思っております。

そういう中、松ケ房の導水管が何十年かけてできて、今新地の地域の人たちが応分の負担をしながらその供給をし、水の心配もなくなってきた。でも、水の心配が少なくなったときには、もう耕作放棄地も結構ふえてしまって、今さら松ケ房の水要らなかったわなんて言われる、そんな話もいただきました。だけれども、やっぱり基幹産業である農業、そういう水を守っていくためには、松ケ房の雨水管というのは本当に大切だったし、新地町にとっても大切な水源だと思っておりますし、鴻ノ巣ダムにおいてもあの水系を利活用する人たちにとっては、本当に命の水に等しい大切な水がめだと思っております。

ただ、単純に調整池から引き込めば、それが解消される、そういう問題だけではないと思います。それは、さまざまな課題、問題等も出てきますし、私自身、やっぱり駒ケ嶺、鴻ノ巣水系の皆さん方が今こうやって温暖化の中でいろんな水あるいは災害等が心配だということがあれば、鴻ノ巣、調整池だけで賄えるという問題ではない。いついつ、いざというときに鴻ノ巣がどうしても水がめが足りないということになれば、やっぱり松ケ房の導水管、それも今の協定の中では単純に利用するということはできません。それぞれ契約云々というのもありますので、どうしてもやっぱり必要だとなれば、将来的にはそういうことも視野に入れながら、今後検討していかなければいけないと思っています。

○**菊地正文議長**　岡崎利光総務課長。

○**岡崎利光総務課長兼会計管理者**　私のほうからは、公共サインの避難に関する部分でお答えしたいと思います。

地域防災計画に位置づけされております指定避難所でございますが、津波緊急避難場所として３箇所、一時避難場所として福田地区では３箇所、新地地区で７箇所、駒ケ嶺地区５箇所となっております。また、避難所といたしましては、福田地区２箇所、新地地区４箇所、駒ケ嶺地区３箇所というように指定してございます。そのような中で、現在サイン表示を調査し、交通体系を考慮したサインシステムの検討とともに、既存のサインを考慮したサインの種類や形状を検討していきたいと思います。また、災害時の避難先表示や避難誘導サインなども含め、津波災害に対する防災サインを兼ねるとともに、過去の津波の状況を示す津波浸水表示板の設置も検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○**菊地正文議長**　１番、齋藤充明議員。

○**１番齋藤充明議員**　それぞれ回答いただきまして、ありがとうございました。防災の関係は、本当にいつ起こってくるかわからない、忘れたころに天災はやってきます。ぜひ日々の備えというもの

を体制づくりを本当に頭に入れてシミュレーションしながら、本当に役場職員、課長を中心にみんなが連携してやっていただきたいと思います。

２番目のインターチェンジの調整池の水ですが、水そのものは本当に微々たる話で、水利権の問題もありますから、それでどうのこうのというわけではありませんが、ここで本当に申し上げたい一つは、やっぱり課単位では対応し切れない、過去からこの問題は旧赤柴果樹団地には災害がずっとあったわけですから、その問題は本当に今も直っていない。さらに、バスストップができる、そういう状況でまた災害が起きる。そうすると、旧赤柴果樹団地、グリーンファームのあるあの箇所は本当にもったいないと思います。

そして、もったいないといえば、片方ではポンプアップして水を投げている。そして、片方ではポンプアップして水をくんでいるという、同じ新地町の中で片や国土交通省関係、片や農林水産省関係ですから、縦割り社会から見ると、なかなか簡単にはいかないのは充分わかりますが、やっぱりそこはみんなで議論するような雰囲気をぜひつくっていただきたいと思います。そして、一歩一歩前に進むしかないと思っておりますので、最後にその辺の決意だけお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○**菊地正文議長**　加藤憲郎町長。

○**加藤憲郎町長**　防災に対する、それは訓練から、あるいは体制づくりもしっかりとやっていかなければいけないと思っておりますし、鴻ノ巣水系に対しては、本当に片や捨てて、片やくみ上げてという、そんな単純な問題で解決できる問題ではないというふうに思っております。今議員からご指摘いただいた建設関係あるいは農水関係とかそれぞれ関係する機関、団体等も同じ意見調整をしながら、どう合理的な、あるいは機能的な取り組みができるのか検討していきたいと思っております。

○**菊地正文議長**　これで１番、齋藤充明議員の一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○**菊地正文議長**　以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後　３時３５分　　散　会

# 第 3 回 定 例 町 議 会

(第　3　号)

# 平成２８年第３回新地町議会定例会

議　事　日　程　（第３号）

平成２８年６月１４日（火曜日）午前１０時開議

第　１　一般質問

１１番　遠　藤　　満　議員

１．定住促進について

２．環境整備について

１０番　井　上　和　文　議員

１．女性が活躍する地域社会と女性の参画について

２．スポーツ行政の取り組みについて

３．平和行政の取り組みについて

出席議員（１１名）

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １番 | 齋 | 藤 | 充 | 明 | 議員 | ２番 | 吉 | 田 | | 博 | 議員 |
| ３番 | 三 | 宅 | 信 | 幸 | 議員 | ４番 | 寺 | 島 | 浩 | 文 | 議員 |
| ５番 | 八 | 巻 | 秀 | 行 | 議員 | ７番 | 目 | 黒 | 靜 | 雄 | 議員 |
| ８番 | 森 | | 一 | 馬 | 議員 | ９番 | 鈴 | 木 | | 利 | 議員 |
| １０番 | 井 | 上 | 和 | 文 | 議員 | １１番 | 遠 | 藤 | | 満 | 議員 |
| １２番 | 菊 | 地 | 正 | 文 | 議員 | | | | | | |

欠席議員（１名）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ６番 | 八 | 巻 | | 孝 | 議員 |

---

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 町長 | 加 | 藤 | 憲 | 郎 |
| 副町長 | 佐 | 藤 | 清 | 孝 |
| 教育長 | 佐 | 々木 | 孝 | 司 |
| 総務課長兼会計管理者 | 岡 | 崎 | 利 | 光 |
| 復興推進課長 | 小 | 野 | 好 | 生 |
| 企画振興課長 | 泉 | 田 | 晴 | 平 |
| 税務課長 | 渡 | 部 | 和 | 秋 |
| 町民課長 | 菅 | 野 | 正 | 浩 |
| 健康福祉課長 | 小 | 野 | 和 | 彦 |
| 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 八 | 巻 | | 隆 |
| 建設課長 | 岡 | 田 | 健 | 一 |
| 都市計画課長 | 加 | 藤 | 伸 | 二 |
| 教育総務課長 | 佐 | 藤 | 茂 | 文 |

---

職務のための議場出席者

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 事務局長 | 平 | 間 | 正 | 光 |
| 主幹兼次長 | 目 | 黒 | 佳 | 子 |
| 書記 | 佐 | 藤 | 大 | 樹 |

午前１０時００分　　開　議

◎開議の宣告

○**菊地正文議長**　これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名であります。

なお、６番、八巻孝議員は病気入院中のため欠席です。

---

◎一般質問

○**菊地正文議長**　日程第１、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

11番、遠藤満議員。

〔11番　遠藤　満議員登壇〕（拍手）

○**11番遠藤　満議員**　おはようございます。一般質問受付順位５番、議席番号11番、遠藤満です。

初めに、震度７を観測する熊本・大分県を中心とした大地震から２カ月となりました。亡くなられた方に対しご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々に対しお見舞いを申し上げますとともに一日も早い復興を願います。

第５次新地町総合計画の後期基本計画の中にあります人口フレームでは、平成27年現在人口8,220人、世帯数2,692世帯となっています。平成32年推計人口8,700人、世帯数3,100世帯が目標となっております。人口ではおおむね500人、世帯数ではおおむね400世帯の増加を目指すこととなっております。建築用土地区画は単純に400区画が必要と、こう思われます。基本計画第１章の中には、ＬＮＧ基地や関連産業の誘致などによる雇用の場の確保と、受け皿となる住宅地の整備に取り組み若者世代を中心とする移住、定住を促進し、賑わいと活力のあるまちづくりを推進しますとあります。この中で総合計画の中から今回も土地問題について質問をしていきたいと思います。

今回の１点目の質問は、定住促進のための土地分譲についてであります。平成24年９月議会では医療福祉充実に伴う住宅対策について質問をしております。また、青少年ホーム西地区内を検討すべきでないかの質問には、民間活用等を含めた総合的な住宅対策を検討してまいりますとの答弁でありました。平成26年３月議会では、企業誘致の雇用拡大に伴う住宅対策についての質問でございました。企業誘致の受け皿の一つとしての住宅対策は重要と考えており、既存の町営住宅や定住促進住宅の活用とともに、必要に応じ単身者や若者向けの公的住宅の整備を検討してまいりますとの答弁がありました。私以外の議員からも住宅関連の質問が数件あったと思われております。若者定住促進住宅整備が平成28年２月15日議会臨時会において、３棟12世帯、約１億9,700万円の工事請負契約が全員賛成により承認を得て、来月７月29日完成予定であります。移住、定住の第１歩が動き出しております。福田地区の活性化や保育所、小学校が賑わうことが期待されています。定住人口の増加は、新地に住んでいただかないと増加は見込めません。定住促進住宅や若者定住促進住宅

は最初の第１歩であります。子育て支援、学校教育、福祉医療の充実、生活環境等新地町のよさをわかってもらい、町内に持ち家を持っていただくためにも、また総合計画で示している世帯数400増のためにも、土地の分譲が必要となるのではないのか。この点についてお伺いをいたします。若者定住促進住宅は、小学生の子供が卒業すると月額家賃が４万円から７万7,000円と３万7,000円の大幅アップとなり、入居が困難となり退去せざるを得なくなることが想定されますので、福田地区のよさ、学校が近い、交通の便のよさ、人情味あふれる地域等数え切れないほどあります。平成24年９月議会にも提案していますが、福田青少年ホーム西地区内は平たんな土地であり、上下水道が整備されており、造成費用も安価で済むことが予想できることからも、１番の候補地と考えますので、お伺いをいたします。

２件目の質問は、定住促進に対しての土地の取得、建築に対する支援策についてであります。定住促進住宅支援策については、平成22年２月１日より施行されている新地町定住促進助成金支給要綱があり、一月5,000円の支援が行われております。また、本議会議案第32号　新地町若者定住促進住宅条例制定の中にも若者定住促進助成金支援要綱があり、一月１万円の支援が行われることとなっており、かなり充実したものと認識しております。今後は土地、建物の取得に対する支援策を講ずることにより、本来の定住促進につながると考えます。情報は数多く入手していると思いますが、参考までに近隣、県内市町、研修先では、基本補助金、町内建築業者加算金、新規転入者加算金、空き家利用の加算金、子育て支援の加算金とさまざまな支援策を講じているようでございます。ぜひ定住促進支援策を急いで講ずるべきと考えますので、お伺いをいたします。

第５次新地町総合計画後期基本計画第２章、自然と環境と共生する安全安心なまちづくりの中にも、水と緑豊かなまちづくりがありますので、３件目の質問は環境整備の中で各河川整備についてであります。７月は河川愛護月間となっており、各地区においても河川の草刈り作業等環境整備に取り組みされることと思っております。町内には２級河川が三滝川５キロメートル、埒川４キロメートル、砂子田川7.2キロメートル、濁川2.2キロメートル、立田川5.9キロメートル、計５河川において24.3キロメートルが県の管理となっており、町の管理を含めると相当な距離となり、管理、整備は大変なものとなっております。しかし、維持管理が不充分であれば堤防の機能維持等が図れず、安全確保ができなくなるおそれがあります。震災以降川床の草刈りが行われておらず、草丈も高く、樹木等も見られ、環境も悪化して堆砂が多くなっております。流れが不自然な状況になっておりますので、整備状況についてお伺いをいたします。

**○菊地正文議長**　加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

**○加藤憲郎町長**　11番、遠藤満議員のご質問にお答えいたします。

最初の定住促進のための土地分譲についてお答えします。現在福田地区においては若者世帯に対応する定住促進住宅の建設を行っており、駅周辺についても定住促進住宅の建設を計画しておりま

す。この政策は定住人口の増加を目的として、まずは賃貸住宅の提供をして、居住はもちろんのこと、子供から親までのコミュニティーの形成の場として進めることとしております。定住促進住宅は、新地に居住していただく最初のステップであり、同時に新地町を知っていただく機会でもあります。そして、次の段階として町内に持ち家を建てていただくことで本来の定住促進につながるものと考えております。

そのような中での福田地区への定住促進は、定住促進住宅や学校周辺に宅地分譲を計画することにより、今まで培ってきた地域コミュニティーの場を継続できるような支援をしてまいりたいと考えております。

また、その他の地区においても、駅周辺の保留地分譲などをはじめ必要に応じて宅地分譲の計画をしてまいりたいと考えております。

次に、定住促進に対する支援策についてお答えいたします。国や県などは新築住宅に対する各種支援策を行っております。これら支援策を県などと連携を図るとともに、町も現在行っている子育て支援制度など情報提供をしてまいりたいと考えております。また、新たな町独自の支援策についても、他自治体が行っている定住促進に関する制度なども参考にしながらどのような支援策が可能であるかを検討してまいります。

次に、２つ目の環境整備について、各河川整備についてのご質問にお答えいたします。各河川の環境整備については、河道流下断面の確保、堤防施設の機能維持、河川区域の適正な利用に関して、各河川の状態把握を行い、その結果に応じて適切な維持管理を実施することを基本に進めております。

河道流下断面の確保については、県と町が河川巡視を行い、地区からの要望のあった箇所や緊急性の高い箇所から、県管理河川については県の予算、町管理河川については町の予算で、それぞれ土砂撤去を行っております。

堤防等の施設の機能維持、河川区域等の適正な利用については、河川巡視や地区からの情報提供により堤防の崩れ等があった箇所の原因を調べ、護床、護岸の適切な補修を行い、対策を実施しております。

また、河川の草刈りについては、住民みずからが河川の役割、大切さを理解し、７月の河川愛護月間中に河川愛護会活動として河川の草刈りや清掃作業を行い、河川環境の整備にご協力をいただいておるところであります。現在河床の草刈りを行っていないことから樹木が大きくなることがありますが、地区の協力を得て周辺の環境に配慮しつつ順次伐採をしてまいります。今後も河川の状態を適切に把握するため河川巡視や地区との連携、協働を図る取り組みを継続的、定期的に実施し、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

以上です。

**○菊地正文議長**　11番、遠藤満議員。

**○11番遠藤　満議員**　それぞれ答弁をいただきました。再質問をさせていただきます。

定住促進住宅分譲については、計画していくとの答弁でもあります。定住促進の支援についても、どのような支援が可能なのか検討するとの答弁でございますので、今後その進捗状況を見守りたいと思います。

また、再質問では駅周辺の分譲保留地等を検討するかと思うのですけれども、その中での価格とか、その分譲がいつごろから始められるのか、またその分譲していくのにも支援策というようなのができるのかどうか、その支援策の時期がいつごろになるのかを再質問したいと思います。

河川の整備については、県では堆砂除去というようなのが基本だと思うのですけれども、そのように聞いているのです。けれども、堆砂除去は保管場所とか費用そういうのがかかるというふうなことがあって厳しいのだと思います。除去する場所も探さなくてはいけない、費用もかかるというふうなことから。川の流れが自然になるように、島ができているようなところが平らになれば自然に流れていくのではないのかと。ですから、平らな流れにしておけばきれいになるのかなというふうにも思います。単純に除去をするだけでなくて、そういうふうなことも県と協議、要望してきれいな河川をつくっていただければなというふうにも思いますので、その辺についても再質問させていただきます。

**○菊地正文議長**　加藤憲郎町長。

**○加藤憲郎町長**　再質問いただきました。

駅周辺の宅地分譲関係、詳細について質問ありましたので、担当課長より答弁いたします。

そして、河川関係についても建設課長より答弁いたします。

**○菊地正文議長**　加藤伸二都市計画課長。

**○加藤伸二都市計画課長**　ただいまの駅周辺の保留地の関係で再質問がございました。それについてお答えいたします。

駅周辺につきましては、保留地のほう間もなく公募のほうをかける予定でおります。ただいまその準備をしている段階であります。分譲は１区画おおむね80坪前後、そして金額につきましては坪当たり大体６万円弱を想定しております。まずは先行的に第１期分を分譲をして、広く住民に知っていただきたいと、さらにはそういったことで居住計画なども立てていただきたいというふうに考えているところでございます。

その支援策等でございますけれども、先ほど町長から答弁もありましたが、今現在の支援策としましては、国あるいは県の住宅新築の際の支援がほとんどでございます。さらには新地町で今行っている各種いろんな支援制度あるかと思いますけれども、まずはこちらの情報を知っていただいて、使える制度なら使っていただくというようなことで進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○菊地正文議長**　岡田健一建設課長。

**○岡田健一建設課長**　質問にお答えいたします。

河川の整備につきましては、５月に地区から要望のあった箇所を県に要望しまして、６月に県と合同で現地を確認して進めております。今後も先ほどあったような方法なども含めまして県と協議しながら河川の適正な整備に努めてまいります。

以上です。

**○菊地正文議長**　これで11番、遠藤満議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前１０時２０分　　休　憩

---

午前１０時３５分　　再　開

**○菊地正文議長**　再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

10番、井上和文議員。

〔10番　井上和文議員登壇〕（拍手）

**○10番井上和文議員**　皆さん、おはようございます。最後の質問になりました。しばらくおつき合いをお願いします。

質問に先立ちまして、熊本の地震で被害に遭われた方、そしてお亡くなりになった方々に心から哀悼の誠をささげたいと思います。そして、今なお避難生活を余儀なくされており、そういった現況に鑑み私どもも被災を受けた者として、健康に留意をされて毎日を過ごしていただくようご祈念をしたいと思います。

私の質問は、女性が活躍する地域社会の構築と参画の取り組み、スポーツ行政、平和行政について、それぞれ町長のご所見をお伺いしたいと思います。

第１に、女性が活躍する地域社会と女性の参画についてお伺いをいたします。１歳になる子供を持つ女性のブログ投稿「保育園落ちた」が国会で取り上げられ、安倍総理が、匿名である以上本当に起きているかどうか確認のしようがないといった答弁から、全国の女性の怒りに火がつき、保育園落ちたの私だという抗議のスタンディングが議会前で行われたわけであります。瞬く間に広まった女性の声に、安倍政権は急遽待機対策に取り組むということを表明をいたしました。ママさんたちの怒りが政治を動かした一助とも思われます。

我が国においては、憲法に個人の尊重と法のもとの平等がうたわれ、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等社会経済情勢の急激な変化の中で、男女が互いに尊重し合い、責任も分かち合い、その個性と能力を充分に発揮するために、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定、27年に第４次男女共同参画基本計画を策定をしております。県でも平成24年に男女共同参画プランの改定を行

っており、新地町では平成16年に策定されてから10年以上が過ぎている現状がございます。現在新たな計画を策定中と伺っておりますが、女性が活躍する新たな方針についてどのようにお考えなのか、ご所見をお聞かせください。

次に、各種審議会の女性比率向上の取り組みについてお伺いをいたします。新地町では総合計画審議会など10の審議会があり、それぞれ活発な議論を行い計画等を策定してまいりました。ただ、委員の選定は町が行うことから、男女共同参画計画の主旨によりこの比率を向上させ、まちづくりに積極的に女性の参加をふやしていくべきではないかと思っております。いかがでしょうか。

次に、復興、まちづくり、防災等への女性参画についてお伺いをいたします。今現在震災からの復興ということで、復興交付金を活用しながらのさまざまな事業、さらにはＬＮＧ基地が供用されることによる企業誘致等の政策など、将来を見据えたまちづくりへの重要な時期となっております。昨日大いに議論があった駅前の事業もしかりであります。あわせて熊本地震に見られるように防災の取り組み等も重要であり、女性の視点で方針づくりに積極的な参画が求められてくると思います。いかがお考えでしょうか。

次に、育児・介護休業、管理職登用、女性の起業等の現状と課題についてお伺いをいたします。昨年男女雇用機会均等法制定から30年を迎えました。しかし、30年が経過してもなお今も歴然とした男女の賃金格差があること、また女性の管理職が少ない、長時間労働や広域配転に応じるかどうかを昇進の条件にするコース別雇用管理等が解消されないなどが昨年７月の参議院本会議で取り上げられたわけでございます。仕事と家庭両立支援の最大の障壁は長時間労働です。30代から40代前半の男性の４人に１人が過労死ラインを超える月80時間以上の残業をしているとのことで、これでは男性の育児休業取得も進むはずがありません。また、マタニティーハラスメントをはじめあらゆるハラスメントが起こらない社会を実現する、年次有給休暇を確実にとるなど、健康確保策を含む働き過ぎの是正なども重要な課題であると思います。

そういったさまざまな課題を一つずつ克服する中で、女性の起業や創業もふえてくるのではないかと思っております。育児・介護休業制度、管理職登用、女性の起業等の現状と課題についてお答えをいただきたいと思います。

次に、地域、民間企業等への啓発についてお伺いをいたします。就業を希望しつつも育児、介護のために働いていない女性、あるいは第１子出産後育児のために辞職する女性の数が少なくない状況に鑑み、平成27年８月、平成38年３月までの10年間を期限とする女性の職業生活における活躍の推進に関する法律いわゆる女性活躍推進法が成立、基本方針を閣議決定し、事業者や国、地方公共団体が現状分析と数値目標等の行動計画策定、公表を義務づけており、女性の社会進出、働く女性の労働条件向上を図る上で重要な役割を果たすと思っております。大切なことは、この主旨に基づき、行政はもちろんのこと、地域や民間企業等へいかに啓発するかだと思っております。新地町の地域全体で女性が活躍する環境づくりをすることが法の主旨からも求められておりますが、いかが

でしょうか、ご所見をお聞かせください。

大きな質問の２つ目は、スポーツ行政の取り組みについてお伺いをいたします。新地町第５次総合計画後期計画の施策の体系の中に、未来を開く力をつくるまちづくりとして、生涯スポーツの充実が位置づけられております。また、昨年５月に国ではスポーツ庁設置法が成立し、10月より文部科学省の外局としてスポーツ庁が動き出しました。2011年に成立したスポーツ基本法は、スポーツは世界共通の人類の文化であると高らかに宣言するとともに、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であり、全ての国民がその自発性のもとにおのおのの関心、適性等に応じて安全かつ公正な環境のもとで日常的にスポーツに親しみスポーツを楽しみまたはスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならないと規定しております。地方公共団体は、スポーツ基本法第10条に基づき、住民が身近にスポーツに親しむことができるようにスポーツ施設の整備、運用の改善、指導者の配置等を定める地方スポーツ推進計画を策定することとなっているようでありますが、この取り組みについてどのようにお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、人材育成と施設整備についてお伺いをいたします。地方スポーツ行政の施策の根幹は、企画、立案、推進等に当たる人材いわゆる1975年から設置された派遣社教主事いわゆるスポーツ担当等の育成だと思っております。文科省の2011年の委託の調査では、市区町村におけるスポーツ専任職員数は1996年の6,796人から2011年に2,521人へと4,000人以上も減り、15年間に63パーセントも後退している状況があります。また、公共のスポーツ施設は同じく1996年に６万5,528箇所あったのが、2008年で５万3,732箇所と12年間で１万2,000箇所も削減、毎年全国で1,000箇所ずつ消えていった計算になるわけであります。また、学校の統廃合等で学校、体育スポーツ施設も減っているようでございます。スポーツ基本法の基本理念にのっとり、スポーツに関する施策で地方公共団体は国との連携を図り、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有すると定められており、今後リオ五輪あるいはパラリンピック、東京五輪・パラリンピックなどスポーツの国民的なムーブメントが起きていく中で、住民各層のスポーツ参加を増進するための専門職員の確保、スポーツ推進員や指導者育成など人材の育成や施設整備等を図っていくべきだろうと思いますが、どのようにお考えなのかご所見をお聞かせください。

最後に平和行政の取り組みについてお伺いをいたします。昨年は広島、長崎に原爆が投下されて70年、アジア太平洋戦争終戦70年の記念すべき年でありました。今年はオバマ大統領がアメリカの現職大統領として初めて広島を訪問をしたわけでございます。憎しみが憎しみを呼ぶ戦争、あるいは核兵器廃絶の実現のためには、国籍や人種、宗教などあらゆる違いを超えた人と人とのつながり、これが大事だろうと思っています。同時に平和の尊さをいかに次の世代に伝えていくか、また現実には今もなお核兵器の脅威が世界を覆っている現況のもとで、平和宣言の町として平和の尊さを発信していくことが何よりも重要ではないかと思っております。平和を追求する取り組みは地道なも

のです。繰り返し繰り返し啓発、実践していくしかありません。核兵器廃絶・禁止の運動と連携する平和行政の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、平和教育の取り組みについてお伺いをいたします。平和に関する教育では、私どもの町でも小学校や中学校で社会科、地理等で取り上げられ、それぞれ学習していると聞いております。ただ、原爆の被害、悲惨さもさることながら、次の世代、若い世代に戦争そのものをどう伝えていくかが重要だろうと思っております。戦後生まれがふえ、映像や資料でしか過去の戦争がどういうものかわからなくなっており、時代とともに悲惨な戦争を風化させない取り組みが求められていると思っています。昨年６月の議会答弁では、後世に伝えていくために何ができるか検討していきたいとのお話がございました。次の世代にどう伝えていくのか、平和教育の取り組みについてご所見をお伺いします。

○**菊地正文議長**　加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

○**加藤憲郎町長**　10番、井上和文議員のご質問にお答えいたします。

初めに、男女共同参画プランの取り組みについてお答えします。現在新地町男女共同参画プランについては、推進会議委員を中心に改定に向けて進めているところであり、昨年度はランダムにピックアップされた町民500名と若い親世代である小中学生の保護者に対して、家庭や地域、職場での男女共同参画に関するアンケート調査を行い、実態把握と意識調査に努めてまいりました。今後は平成27年度に策定された国の第４次男女共同参画基本計画をもとにしながら、アンケートの結果を踏まえて平成28年度中の改定を目指して進めてまいります。

主な内容としては、復興・防災における男女共同参画の推進、人権尊重と男女平等を基本とした男女共同参画の推進、仕事と生活の調和を図るための環境の整備、女性人材の育成と意思決定過程への参画促進、男女間のあらゆる暴力の根絶と健康支援となる予定であります。

次に、各種審議会の女性比率の向上については、教育委員会、選挙管理委員会などの地方自治法第180条の５に規定する５つの委員会では、委員数32名に対し女性は５名で15.6パーセント、また現在委員を選任している審議会は５つありまして、総委員数で51名のうち女性委員は21.5パーセントに当たる11名が任命されております。女性の比率の多い委員会は公民館運営審議会で、委員数８名に対して４名、図書館協議会の委員５名に対して３名となっております。復興、まちづくりでは、復興計画策定委員会17名のうち１人、総合計画審議会15人のうち３人となっております。

町としては、平成28年４月に施行されました女性活躍推進法に基づき、各場面において女性の参画に努めてまいります。また、昨年の男女共生のつどいでは、ワークショップ形式の男女共同参画の視点による避難所運営シミュレーションを開催し、災害時の避難所運営について何が必要なのかを話し合いすることで女性の視点からの避難所運営についての意見を交わしたことは大変有意義でありました。

次に、育児・介護休業制度については、役場を含め町内20の事業所に対し調査をしましたところ、全ての事業所が制度を運用しており、管理職の登用については３事業所８名となっております。

男女の活躍する社会の実現、女性の起業につきましては、今年度改定する男女共同参画推進プランに女性活躍推進法に基づく女性の職業生活における活躍についての推進計画を盛り込み、町内の企業に啓発を行ってまいります。

次に、スポーツ推進行政の取り組みについてお答えいたします。平成23年８月24日にスポーツ基本法が施行され、国は平成24年３月にスポーツ基本計画を策定しました。都道府県及び市町村においても、国のスポーツ基本計画を参酌し地方スポーツ推進計画を定めるようにとされ、福島県では平成25年３月に福島県スポーツ推進基本計画を策定いたしました。町では、スポーツ推進計画は策定しておりませんが、第５次新地町総合計画や教育振興基本計画の中で生涯スポーツの充実、推進について言及しており、その中で指導者等の確保、育成や社会教育、社会体育関連施設の充実、環境整備を図ることとなっており、これを軸に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、人材育成の取り組みについては、現在町内にはスポーツ少年団が11団体あり、指導者はそれぞれの団体で子供たちの指導にボランティアで当たっております。その指導者に対し、県で行うスポーツ少年団認定員養成講習会開催の情報提供及び受講費用の助成を行っております。

施設整備の取り組みについては、町には総合運動公園の体育館、野球場をはじめ駒ケ嶺公民館、勤労青少年ホームなど体育施設は充実していると考えておりますが、町民のニーズ、子供たちの運動機会を提供することを考え、多目的運動場の整備を検討してまいります。

陸上競技場につきましては、平成28年３月で応急仮設住宅が撤去され、現在更地になっておりますが、県において原状復旧のための工事が今年度に予定されており、平成29年春以降に使用ができると、このように伺っております。

次に、平和行政の取り組みについてお答えいたします。新地町は日本国憲法の理念である恒久平和を実現するため、全世界の人々と相携えて永遠の平和確立に努力することを昭和63年３月18日の議会で議決をいただき、平和宣言をして、改善センター前に看板を設置いたしました。核兵器のない社会につきましては、戦争による世界で唯一の被爆国であり、広島、長崎に原爆が投下された８月６日と９日、そして終戦記念日の15日に防災無線を通じサイレンを鳴らし犠牲となられた方々に黙祷をささげ、ご冥福と世界の平和を訴えてきております。

また、未曾有の東日本大震災では、福島第１原子力発電所事故により被害をこうむった本町としましても、原子力に依存しない安全、安心な社会の実現を目指して引き続き町民への啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、平和教育の取り組みにつきましては、教育基本法及び学校教育法等の規定に基づき、学習指導要領にのっとって取り組んでおります。具体的には、小学校６年の社会科の歴史において太平洋戦争に関する歴史や原爆の被害などを学習し、戦争の悲惨さや二度と戦争をしていけないことに

ついて学習をしております。中学２年の地理では、広島について取り上げ、原爆の被害について学習し、その悲惨さを知るとともに核兵器の廃絶について学習しております。その他の国語や道徳でも平和に関する内容の授業に取り組んでおります。

以上です。

**○菊地正文議長**　10番、井上和文議員。

**○10番井上和文議員**　それでは、再質問をさせていただきます。

今回の主眼は、まちづくりに女性の声をもっとでき得ないかと、それをどうするかといったことを考えていきたいということで提案しております。昨日来駅前をどうする、あるいは人口増をどうする、またエネルギー関係、会社誘致、企業誘致どうする、さまざまな議論がなされております。私ども議会もそうなのですけれども、執行部もそうなのですけれども、男の目線といいましょうか、全体を見ているつもりでもどうしても女性の視点とはまた違った部分があるのかなという思いも実は持っております。そういった点でもともと女性を登用する、審議会であるとかあるいは幹部であるとか、そういったことによっていろんな角度から大所高所から10年後、20年後の新地町を見ていくということで非常に有効かなという思いを持ちました。国では、今お話がありましたけれども、女性活躍推進法ということで、どちらかというと女性の力を活用してもっと日本をあれしよう、活用しようみたいなニュアンスに聞こえてならないのです。女性が活躍をすると、活用と活躍では、やっぱり180度違うのではないかと私は思っています。そういった意味で、今も答弁がありましたけれども、男女共同参画計画これも今28年度の改定を目指していろんな３つ、４つの方針のもとに今やっていますよというお話がありました。

私はかつてこれは国の法律の関係もあったと思うのですが、生涯学習をやろうということで生涯学習本部というものをつくって、その本部長に町長がなって町全体で生涯学習やっていこうではないか、そういったことが15年、20年前になりますか、そういったことでやって、今いろんな公民館なんかが自主的な活動で公民館祭りとかいろいろやっていますが、一定程度定着してきているのではないかなという思いがあります。そういった意味でこの参画計画も本当は推進本部みたいなのを立ち上げながら、やっぱり町長あたりが先頭になって、あるいは教育長が先頭になって、男女共同を阻害するものは何かとかいろんな議論をしていくとか、現状をどんどん変えていくような取り組みがやっぱり大きく変わっていく第一なのかなという思いもあります。こういった点で参画計画の中でいわゆる推進体制です。計画はつくる、ではそれをどう推進していくかについてどのような議論がなされているのか、どのような方針を持っているのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

２つ目の審議会の女性比率向上、２番、３番一緒にお話をしますけれども、やっぱり新地町の各種審議会、今町長からお話がございました。審議会のみならず委員会、附属機関というのも結構あるのですね。これでも民生児童委員とか食生活改善推進員、あるいは健康づくり推進員というのは

ほとんど女性ですが、その他はどちらかというと女性の比率が少ないのではないかという思いもございます。さらに若い世代というのですか、若い世代の登用がもっと図れないのか。今までこういった各種審議会、委員会というものは日中やっていますね。若い者は遊んでいる人いませんから、やはり夜の会議にシフトしていくような時代になってきているのかなとちょっと思っておりました。そういった点でまちづくり、総合計画一応終わっていますけれども、今後さまざま改定とかいろんなことをやるためには、やっぱりそういった子育て世代とかあるいはいろんな世代間の声も参酌する必要があるのだろうと思っております。そういった点で、そういった比率を向上させるとともに審議会のあるいは委員会の開催のあり方等々についてもお考えをお聞かせいただきたいと思います。

４つ目、育児、介護、さらには管理職、市内企業の話でございます。やっぱり一番の難しい問題は、先ほどもお話ししましたが長時間労働なのだろうと思っています。まず女性が育児あるいは介護等々休みをとる、その背景にやはり男性の協力がないとうまくいかないのだろうと思っています。役場なども今復興ということで夜遅くまで電気がついておる。行革のときにはもう残業はしないようにみたいな話も議論がありましたけれども、やはり復興期間ということも特殊な事例もありますけれども、やっぱり男性職員も家庭をしっかり対応してください、早く帰るのは家庭のために帰るのですよみたいな、そういうことによって男女共同参画の主旨に基づくような地域づくり、家庭づくりができるのだろうと思っています。それによってやっぱり女性が働きやすい、あるいは家庭の中で動きやすい、どうしても育児のために休まざるを得ない。新地町の場合はたまたま保育園に入れないから仕事をやめなくてはならないという事例はありませんが、東京では５箇所も10箇所も落ちていて、次落ちたらやめざるを得ないというような現実があるのです。あんな舛添さんテレビで出ていますが、ああいう議論をしている場合ではないような状況があるのです。ですから、そういった意味でこの新地のそういった点はもっともっと子育てを支援する文化と申しましょうか、そういったものを支援するためにそういった根本的な長時間労働というものを考えていくということであります。それにはやっぱり役場が率先をしてその部分をまずやっていくことが大事なのだろうと思っていますが、これについてお聞かせください。

女性の起業についてでありますが、商工会などにお聞きをしますと、年に１遍ぐらいその起業に対する融資の相談があるやに聞いておりますが、女性が起業するとなかなか東京あたりだとウエブとかパソコンで起業する方々が多いのですが、こちらの方面になりますと飲食店とかレストランとかそういったことの起業が事例が若干あるということがあるようであります。もっともっといろんなチャンス、あるいはいろんなビジネスチャンスというのですか、そういったものが発揮できるようなやっぱり環境づくりということも必要なのだろうと思っております。いろんな情報の発信もさることながら、やっぱりそういった企画サイドになるのか、教育委員会なのかわかりませんけれども、全庁を挙げてそういったいろんな情報をあれしながらやっぱり女性の起業ということにもっと

もっと取り組みができ得ないのかという思いがあります。駅前でガス会社やります、ある程度もう決まっているのですよという話もありますけれども、いろんな方向性、運営、それをどう利活用するかとか、いろんなビジネスチャンスというのはいろいろ出てくるのだろうと思っています。そういった意味でさまざまな視点、女性の視点をいかに活用するかという点についてもう一度答弁をお願いします。

地域、民間企業の啓発ですが、どうしても正規、非正規の現状があるのです。今全国でも正規が４割とも５割とも、半分以上が非正規職員という現状がある中で、やはり女性の数はその中でも多いのだろうと思っています。企画さんのほうで町内企業19社を調べていただいていますが、正規、非正規はなかなかわからなかったということのようであります。育児休暇は９名とられて、介護休暇は該当がなかったということがありますけれども、やっぱりそういう点では男女共同参画という呼び方がいいのか悪いのかということもあるのですけれども、もっと法の主旨あるいはそういった環境というものを民間企業あるいは地域、行政区長さんも区長会でも話をするとか、あらゆる場面でこういったことをするやはり一大運動にしていかなければならないのではないかと思っています。地域も民間もどのような現状にあるかという状況についてお聞かせいただきたいのと、やはりそういったことを一歩ずつステップアップしていくような取り組みが今必要だと思いますが、これについてご答弁をお願いします。

スポーツ行政であります。先ほど教育長にお聞きしましたら16年前ですか、派遣社教主事という方が新地にもおりまして、これは県のお金でスポーツ等々やりました。そのころでしたね、総合型スポーツクラブと、今もこれ活動を続けていますけれども、なってきたという経過がございます。いろいろ国や県が予算を出さなくなって、それがどうも立ち消えになってきているということもありますが、体育指導委員が結局スポーツ推進員みたいな形で法の主旨によってかわっていろいろやられておるようです。時々ニュースポーツでしたか、キンボールとか何かということを体育館でいろいろやっているような取り組みもお聞きはしているのですが、やっぱりそれぞれ推進計画というものはつくらなくてもいいのではないかみたいな話もちょっとあったのですけれども、やっぱりお金がかかるということもありますが、こういう方向でやはり新地町のスポーツ行政やっていくのだと。やっぱりスポーツそのものが国の試算でも7.7パーセント、3.2兆円の医療費削減に効果があるというふうなことが文献に出ておったわけで、国保の医療費全体で見ますと最近がんがふえてきた、その次２番目が整形関係なのですか、３番目が精神病関係だということで、がんの統計がいわゆる県の平均よりも高くなっている。震災後５年過ぎてそういったことが出てきているのではないかというようなことでいろんな分析も今お願いをしているところなのですけれども、やっぱりこういった身近なスポーツ、あるいは体を動かすことが、やはり健康そしてひいては医療費の削減にも通じてくるのだろうと思います。もっとスポーツというものを、スポーツ庁が設置をされる、国ではいわゆるオリンピックでメダルをとろうみたいな主旨もあるのだろうと思いますが、この法の主旨そ

のものはやっぱり社会福祉、健康増進、こういったことに主眼が置かれておりますから、これをやはり持ちながら国に対して予算措置を要求をしていく、こういったこともあわせて町全体の計画をつくって全体のスポーツの発展に寄与していただきたいと思います。

同時に、今度の議会でゲートボールの方々の練習場がなくなるというような要望書が出されております。そこの会長さん前の県の会長さんでありましたが、残念ながらお亡くなりになりました。新しい会長さんのもとで要請も出されておりますから、町としてそういった要請にも真摯に向き合いながらやはり環境整備、施設整備を図っていくということが大事だと思いますが、この辺についてお聞かせください。

人材育成についてはいろいろ県施策に関係する部分もあるとは思うのですが、教育長は今度のスポーツ基本法の関係で県からの財源あるいは人材派遣、あるいは育成、研修等々が担保できないかということについてどのようにお考えなのかお聞かせをいただければと思います。

平和行政の問題についてお話をします。今町長からご答弁がありました。平和の問題は、冒頭お話を申し上げましたけれども、やはり地道なものだろうと思っております。つい先ごろアメリカでも銃乱射、ＩＳのテロという問題があったわけですけれども、そもそもはああいうシリア、湾岸、ああいう戦争等々から憎しみが憎しみを呼ぶ、怒りが怒りを呼ぶという憎しみの連鎖によってそういった形に来ている部分があるのではないかという意見もありました。大事なことはやはり憲法に規定をして二度と戦争はしない、広島のそこにも二度と過ちは起こしません、こううたっておるわけであります。そういった意味で、やはりいかに平和の問題を町としてどう取り組むのかが大事なのだろうと思っています。いろいろ自治体で映画会をやるとか、あるいは講演会をやるとか、取り組みがそれぞれなされているようでありますけれども、町としては今まではいろいろ議会の答弁では検討していくと、考えていくという話もあったわけです。そういった意味で、どのような検討がなされて、いまだに検討されているのかどうなのかわかりませんけれども、やっぱり動きをつくっていかないと風化をしてしまうということが恐れている問題であります。

同時にやっぱり戦争を知る世代がどんどん高齢化していくわけです。昭和20年終戦、ですから、昭和10年生まれが10歳ぐらいですから、昭和１桁世代とか大正世代、こういった方々がもう高齢化をして、私はできることならばこういった方々からそのときの戦争の体験なんかをお話しできる機会があればいいかなという思いもありますが、だんだん聞きたくとも話せなくなってきてくるというのが現実にあるわけですね。やっぱりこういったなかなか話を、みんなの前で話をするというの大変ですけれども、こういった取り組みが地域なりあるいは学校なりで取り組めないのかという思いがありました。

あわせてやはり平和教育、学校でどうしても文部省教育指導の関係で例えば安保法をどう考えるかとか、意見が２つに分かれたのはなかなか教えにくいと、そういった問題があるようです。その辺が欧米と違うところなのですけれども、それにしても全てが一致できるのはやはり戦争や核兵器

廃絶これは誰しも合意ができることなのだろうと、これをどうやって教えるのか、どうやったらこれが実現できるのか、さらにはそれを妨げているのは一体何かまで教えてもらうと、子供たちもわかりやすいのだろうと思う。これも一方通行で教えるのではなくて、やはりワークショップみたいなやりとりの中で、子供たちのなぜなぜどうしてみたいなやりとりの中で体にしみついてもらう、こういったような教育のあり方、取り組みができ得ないか、総合学習なんかの取り組みなのでしょうけれども、これができないかと思いますので、これもあわせてご答弁をいただきたいと思います。

○**菊地正文議長**　加藤憲郎町長。

○**加藤憲郎町長**　再質問も多岐にわたっていっぱいいただきました。要は今10番議員のおっしゃるのは、これからのやっぱりまちづくりにも女性の活躍できる場をいっぱい町として提供し、いろんな場面に参画していただいてまちづくりに生かしていきなさいということなのだろうと思います。そのためにいろんな各部門、例えば審議会のいろんな開催の仕方、あるいは若者世代の人たちをどういうふうに参画していただいて、昼間働いて、ではいろんな審議会の会議の持ち方を夜間とかあるいはそういうふうに考えていくべきだということだと思いますが、私も今新地がこの震災を乗り越えて新たなまちづくりの段階に入っている。そういう意味では、若い世代はもちろん女性の皆さん方も大いに参画していただきまちづくりに活躍していただける、そういうものを期待しております。もちろん行政側としてもその場を提供しなければいけないよということだろうと思っておりますし、そういう視点でこれから女性の視点をもっと大事にしながらまちづくりに生かしていくことが必要だと思いますし、充分考えていきたいと思います。推進策についてを取り組んでいくのかというのを担当課、それぞれあと各事業部門詳細に対するどんなふうになっている、どのくらいの数だというのは、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。

平和問題、誰しもがやっぱり核のない、そして戦争なんかは絶対やってはだめだというのは誰しも思いを持っている、同じだろうと。そういうのを我々この議場の中においても、第２次世界大戦を知っている人というのは１名、２名しかいない、こういう状況だと思います。我々あとほかの人たちはみんな終戦後生まれ。我々実際には体験していないものに、これまでのさまざまな映像を見ながら、あるいはいろんな資料で、あるいは学習の中で学んでいく。そして、戦争というものは何も人類にとって生むものはない。それは絶対繰り返してはならない、そういう精神はこれは世界中の人たちがみんな同じ。なのに何でああいう今のような各国において起こっているのか、いろんな人種とか宗教とかさまざまな経済格差とかあるのだろうと思いますけれども、要は平和の大切さというものを子供たちにもしっかり伝えていかなければいけない。そのための各学校での学習、教科書による学習はやっています。実際具体的な学校を離れたことでの活動云々となると、なかなかやっぱり難しいなというふうに思います。要は自分の意見をしっかりできるような訓練、ディベート戦、そういうのも学校とかいろんなサークルや何かで訓練していくというのは日本でも大分進んできているな、若い世代の人たちもこういうのが結構訓練されてきているなと思いますけれども、も

っともっと自分の目で見ていろんな物事を学び、学習したものを自分の言葉で発言できるようにとそういう場をもっともっと訓練しながらやっていかなければいけないなというふうに思っていますけれども、取り組みについて前回も検討ではないですか、今も検討中ですかと言われると、具体的にこうしますというところまでなかなか言えないのが正直なところで、誰しもやっぱり核戦争はやってはいけない、これはわかっているし、そのことをしっかりと次の世代にも伝えていく努力、学習、これはいろんな場面を通じ、学校だけに限らず我々親世代から子供たち、孫たちにそれは伝えていくというのがいろんな場面、家庭においても伝えていくのは大切だなというふうに思います。

あと細い部門について再質問いただいた分は、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。

**○菊地正文議長**　佐々木孝司教育長。

**○佐々木孝司教育長**　それでは、多岐にわたると思うのですが、私のほうからは今町長さんにおっしゃっていただいたのでおおむね４点かなというふうに考えております。今町長さんのおっしゃっていただいたとおりでございまして、５点目言おうと思ったのです。平和教育ですが、これについては地域教育人材の活用とか、いわゆる報道番組等の確かな映像、こういったものを総合的な学習の時間で利用していくというような啓蒙をしていきたいと考えております。

まず、１番目、男女共同参画プラン、２番目が若い世代の登用という形、３番目が正規、非正規の雇用ということと、４番目がいわゆる県の派遣社教主事という形になると思うのですが、１番目の男女共同参画プランについてでございますが、既に井上議員はその委員になっているわけですが、新地町の男女共同参画プランは作成してございます。これが16年に10年間にわたる事業として出たのですが、残念ながら震災の復興計画等も県、国でも非常におくれました。それで新地町では27年の３月に県のほうでは男女共同参画の女性の活躍の促進に関する意識調査というこういった冊子を出すことになっておりまして、出ました。この意識調査、さまざまなアンケートをとっています。県のアンケートを参考にしまして、前回の共同参画プランで既に新地町では平成16年にアンケートをとっていますので、どのように変遷したのかも検討します。主な点は既にでき上がっております。アンケート調査は教育総務の推進プラン会議でご了承いただいて、県も国も策定していないので、それができてから町の総合計画と一緒に発行しようということで今年まで待っていたわけです。女性の活躍というものも、意識調査をしながら活躍を推進するというような形のものを今後推進プラン会議の中で、今回からは八巻議員さんも入っていただくことになりますが、その中で討議しながら進めてまいりたいと考えております。

先ほど井上議員のほうから生涯学習本部、部長さん中心でその後活躍していくというような思いの言葉いただきまして、ありがたく思っているのですが、中断したからやっていないのではなくて、中断している最中も前の計画プランに沿って学習行事は実行していたということでございます。

２番目、若い世代の登用ということで、実は井上議員のほうから今、夜やったらいいのではないかと、そういった意見頂戴いたしました。これ非常に難しいことでございまして、いわゆる子育て

世代、若い世代、１つは塾、スポーツクラブ、そういった活動や家庭がございます。男女共同参画プランの会議は午後３時頃からやってみたいというさまざまな工夫はしているのですが、夜は恐らくというか他支部も当たってみたのですが、夜は無理だというような回答が返ってきてます。夜は例えば地区の集まりがあったり、あるいはＰＴＡの集まりがあったり、練習があったりということで、子どもの送り迎えもするのでちょっと無理だよというようなことを言われていますので、その辺も考慮しながらこれから考えてまいりたいと思います。

３番目、これもそうなのですが、正規、非正規ということで、正規がいいと、非正規が悪いという決めつけた判断はいかがなものかという考えが私たちの中ではあります。実はこうしたらいいだろうとアドバイスしても採用試験は受けないのです。今の先生方の中でもそうですが、試験受けると縛られてしまうと、転勤もあるということで、非正規といいますか、講師でいいという方が相当数おります。ですから、相手の要望に応えていくといいますか、そういったことも非常に必要なので、意外とこの辺が難しいかなということがございます。ただ、この辺については県のほうでも恐らく非常に悩んでいる部分でないかと思いますので、当然この町も人材的には相当悩みどころかなというふうに思います。

続いて、派遣社教主事ということで、これは昭和40年代ぐらいから福島県全体に、これは国の予算でございまして、全額国から来ていて、派遣社教主事という項目の中でスポーツ担当と一般担当で張りつけていたわけです。一時多いときには100人超している時期もあったのですが、当時は91市町村ですから、３年間の任期でしたので複数配置がありました。しかし、平成10年から地方自治の独立なんていうことを言われましてから一般財源としてお金が来ていたのですが、一般財源ですから、これは名目は決まっていませんでした。ただ平成15年には復活していただきまして、21ぐらいの市町村にはつけたはずでございます。ただ、スポーツの分野では、先ほどありましたが、総合型スポーツクラブに配置してもらいたいということで、そちらのほうに方向転換しました。あるいは出してもらえないなら各教育事務所にという形で、１人が幾つかの町を見るという形のシステムに移動したときもありました。ただ、実際は市町村が独自でしっかり配置しなければならないわけです。そういったことを言っても、今も要望はしているのですが、各市町村にも派遣社教主事が欲しいよというような話は、これは社教主事という名目ではなくて、スポーツ主事とかそういった形でも配置いただき活性化をお願いしたいという形で進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

**○菊地正文議長**　岡崎利光総務課長。

**○岡崎利光総務課長兼会計管理者**　それでは、私のほうからは育児・介護休暇制度などで役場が率先していくべきではないかといったご質問に対してお答えいたします。

まず、育児休業の平成27年度の状況でございます。育児休業の対象者数が４名ございました。うち女性が３名、男性が１名でございましたが、実質取得しておるのは女性の３名だけといった状況

でございます。また、介護でございますが、こちらの部分に関しましては該当となる職員はおらなかったといった部分でございます。そういったことを踏まえまして、女性の多様性のある組織をつくるには女性の視点によるきめ細やかな政策の実現や行政サービスの質の向上のため重要ではあると考えております。また、出産や子育てがあっても仕事と家庭を両立しながら職務を全うすることも重要であると考えております。そのほか女性の仕事と家庭の両立を支えるため、男性職員の育児休業の取得促進など柔軟な働き方の導入も行っております。引き続き女性が力を発揮できる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

**○菊地正文議長**　泉田晴平企画振興課長。

**○泉田晴平企画振興課長**　ご質問にありました女性の起業関係でのビジネスチャンス等への認識というところについてお答えをしたいと思います。そもそも新地町におきましては女性の就業率というのは県あるいは全国と比較をいたしましても、非常に高い就業率を誇っております。平均いたしますと全国平均などと比べますと特に子育て世代30代以降の女性の就業率というものは全国と比べても15ポイント程度高い非常に女性が就業、働きやすい町ということで考えております。

そんな中で女性の起業につきましては、県等で起業セミナー等が開催をされておりますので、これは女性には限りませんけれども、起業を目指している女性につきましても適宜情報発信に努めながら支援をしてまいりたいというふうに考えております。また、民間企業への啓発でありますけれども、こちらのほうも企業立地推進室を中心に企業訪問を町内の各企業へ訪問を定期的に実施しておりますので、その中で就職への雇用の支援とか協力とか、あるいは企業そのものの女性登用への意識の啓発、これらをその都度求めていっておりますので、引き続き町としても続けていきたいと考えております。

以上でございます。

**○菊地正文議長**　10番、井上和文議員。

**○10番井上和文議員**　それぞれご答弁いただきました。

まず、平和の問題からお話をしたいと思います。町長も我々も認識は同じだろうと思います。それで、これから夏に近づくにつれ町長の今のそういった考え方をやはりトップセールスではありませんけれども、常に新地町として発信をしていく。挨拶なんかで平和の問題に触れるとか、そういったことを意識的にやっていただく、そういったことがやはりより全体に発信する一つの主眼になってくるのかなと思います。そういった町長が先頭に立てば総務課長あたりは、これは町長が先頭になっているので何かしなくてはいけないな、こういうような話になるのかもしれません。全体でそういった平和の思いをいかに共有していくのか、こういう点では率先していろんな取り組みをしてほしいと思います。挨拶の中に取り入れてほしいと思います。あわせて女性参画、女性が活躍する問題についても同様に触れてもらう、そういったことの積み重ねが町全体の雰囲気づくりにもつ

ながるのだろうと思いますので、この辺についてお考えをお聞かせください。

女性参画の関係で、最初教育長答弁の話からしますが、夜なかなかやろうとしても難しいのだという話もございました。でも、まさにそこが女性が活躍する社会、参画する社会の一番の根源なのだろうと。旦那さんあるいは周りが援助をして、働いている方々が月に１回とか何カ月に１回ですから、この日は私が見るからおまえ会議に行ってこいみたいな方向になれるかどうかなのだろうと思うのです。あるいは土曜日とか日曜日ということでもいいのでしょうけれども、そういったことができるのか。本来でいけば日中やるから会社で休み下さいと言うのが当たり前になれば、これはもっともっと進んだ世界なのでしょうけれども、ではやめてくださいみたいな話になりますので、やっぱり百歩進んで女性が参画する社会づくりとはどういうものなのか。これはやっぱり男性の協力なくしてはあり得ないし、男性がやっぱり長時間労働、俺は絶対休めない云々かんぬんと言っているようでは、100年たってもこれは実現しないと思います。やはり少しずつ変えていくためにも、そういった審議会に女性の比率を本来なら男と女は半々ですから、50、50でもいいかとは思うのですけれども、比率を上げていく、同時に発言してリーダーシップをとってもらうみたいな、会議をリードするような環境づくりができるかどうかというのが問われているのだろうと思います。これについてやっぱり女性の意見ももちろん強制もできませんけれども、本当は出たいのだけれども、出れないというような人もいるのだろうと思いますから、そういったことを町全体の雰囲気として醸成していくということなのです。

あわせて、推進体制をやはり推進本部みたいなのをつくって、これは民間にも入ってもらって、やはり町長とか教育長とか入って全体で進めるのだよというような方向、体制づくりもやっぱり計画だけつくって魂入れずでもしようがないので、体制をしっかりみんなでやっていきましょうと、それがひいては町の復興、地域づくり、これに資してくると思うのです。企画課長どうやって企業を誘致するか、都市計画課長なかなか交渉大変だ、いろんな悩みを抱えながらやっている。そこにあらゆる女性の視点とかあらゆる角度の考え方を取り入れて総合的にそこを考えていくような捉え方が、やはりこれからの時代には求められてくるのかなと思いますので、この点についての再答弁をお願いします。

もう一つは、先ほどちょっと教育長の答弁で正規、非正規云々かんぬんという話もありましたが、やっぱり非正規がこれだけふえてきたという認識です。本来は国の労働のほうの改悪が一番の問題なのですけれども、やはり正規職員でないと結婚もできないという現実が厳然としてある。今同一労働同一賃金ということがあれだけ声高に叫ばれているわけですから、非正規でもいいよというようなことはやはりいかんのだろうと思う。やっぱり正規をいかにふやしていくのかと、これがやはり行政サイドも同様ですが、県なり国なり地域全体にあるいは民間に対しても持っていってもらわなければ、いつまでたっても若い者は結婚もできない、子供もできないという話になりますから、やはり正規職員が当たり前の社会になっていくようなスタンスをとってほしいと思います。これに

ついていただければと思います。

さらに人材育成でスポーツ担当の指導者、本来はスポーツ推進員というのがあるのですけれども、やはり今教育委員会は２人の指導主事がいらっしゃいますけれども、そういった方々が方向全体を掌握して指導の問題であるとかあるいは部活動もスポーツ庁の範疇になって、休日を今後つくっていったらどうかというような話も出ているようですけれども、こういったこととかあらゆる情報を入れながら議論をして町のスポーツ政策に資していただきたいと思いますが、この辺について再答弁をもらって終わりたいと思います。

○**菊地正文議長**　加藤憲郎町長。

○**加藤憲郎町長**　再々質問にお答えしたいと思います。

平和の尊さはどの機会にというか、あらゆる機会に町民に対して訴えていきなさいということでありますけれど、その場面、場面もありますので、そういう場面に応じた使い方をしながら本当に戦争の悲惨さ、そして平和の尊さというのを町民の皆さん方にも機会があれば訴えていきたいというふうに思っております。

そして、女性の参画できる社会、どうしても社会的に弱い。今ＮＨＫの朝のドラマでも戦争が大変厳しい状況になってきた。そういう中でとと姉ちゃんが途中で解雇されてしまう。そういう今朝の場面もあったようですけれども、我々男女が共同でそしてお互い家庭においても社会においてもあるいは企業においても、それぞれの持っている能力、資質、そういうものを充分に発揮しながらまちづくりにおいてもあるいは家庭においても企業においても対等にやっていける、そういう社会を実現していかなければいけないと思っております。そういう面では我々が町において女性の皆さん方が活躍できる場を、そしてこれからのまちづくりに生かしていただけるようなそういうものをお互い理解、協力し合ってこれからのまちづくりに取り組んでいきたいと思っております。

○**菊地正文議長**　これで10番、井上和文議員の一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○**菊地正文議長**　以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前１１時４４分　　散　会

# 第 3 回 定 例 町 議 会

(第　4　号)

# 平成２８年第３回新地町議会定例会

議　事　日　程　（第４号）

平成２８年６月１５日（水曜日）午前１０時開議

第　１　議案第３２号　新地町若者定住促進住宅条例の制定について
第　２　議案第３３号　新地町税特別措置条例の一部を改正する条例について
第　３　議案第３４号　新地町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について
第　４　議案第３５号　新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
第　５　議案第３６号　新地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
第　６　議案第３７号　新地町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
第　７　議案第３８号　新地町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
第　８　議案第３９号　新地町定住促進住宅条例の一部を改正する条例について
第　９　議案第４０号　土地改良事業の計画変更について
第１０　議案第４１号　相馬方部衛生組合規約の変更について
第１１　議案第４２号　相馬地方広域市町村圏組合規約の変更について
第１２　議案第４３号　公の施設の指定管理者の指定について
第１３　議案第４４号　新地町災害公営住宅中島地区建築工事請負契約について
第１４　議案第４５号　町道路線の認定について
第１５　議案第４６号　町道路線の変更について
第１６　議案第４７号　平成２８年度新地町一般会計補正予算（第１号）について
第１７　議案第４８号　平成２８年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
第１８　議案第４９号　平成２８年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第１号）について
第１９　陳情審査委員長報告
第２０　意見書（案）審議

第２１　閉会中の所管事務等調査の申し出

出席議員（１１名）

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １番 | 齋 | 藤 | 充 | 明 | 議員 | ２番 | 吉 | 田 | | 博 | 議員 |
| ３番 | 三 | 宅 | 信 | 幸 | 議員 | ４番 | 寺 | 島 | 浩 | 文 | 議員 |
| ５番 | 八 | 巻 | 秀 | 行 | 議員 | ７番 | 目 | 黒 | 靜 | 雄 | 議員 |
| ８番 | 森 | | 一 | 馬 | 議員 | ９番 | 鈴 | 木 | | 利 | 議員 |
| １０番 | 井 | 上 | 和 | 文 | 議員 | １１番 | 遠 | 藤 | | 満 | 議員 |
| １２番 | 菊 | 地 | 正 | 文 | 議員 | | | | | | |

欠席議員（１名）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ６番 | 八 | 巻 | | 孝 | 議員 |

---

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 町長 | 加 | 藤 | 憲 | 郎 |
| 副町長 | 佐 | 藤 | 清 | 孝 |
| 教育長 | 佐 | 々木 | 孝 | 司 |
| 総務課長兼会計管理者 | 岡 | 崎 | 利 | 光 |
| 復興推進課長 | 小 | 野 | 好 | 生 |
| 企画振興課長 | 泉 | 田 | 晴 | 平 |
| 税務課長 | 渡 | 部 | 和 | 秋 |
| 町民課長 | 菅 | 野 | 正 | 浩 |
| 健康福祉課長 | 小 | 野 | 和 | 彦 |
| 農林水産課長兼農業委員会事務局長 | 八 | 巻 | | 隆 |
| 建設課長 | 岡 | 田 | 健 | 一 |
| 都市計画課長 | 加 | 藤 | 伸 | 二 |
| 教育総務課長 | 佐 | 藤 | 茂 | 文 |

---

職務のための議場出席者

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 事務局長 | 平 | 間 | 正 | 光 |
| 主幹兼次長 | 目 | 黒 | 佳 | 子 |
| 書記 | 佐 | 藤 | 大 | 樹 |

午前１０時００分　　開　議

◎開議の宣告

○**菊地正文議長**　これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名であります。

なお、６番、八巻孝議員は病気入院中のため欠席です。

---

◎議事日程の報告

○**菊地正文議長**　本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第３２号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長**　日程第１、議案第32号　新地町若者定住促進住宅条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

10番、井上和文議員。

○**10番井上和文議員**　全協でも説明がございましたが、公営住宅法によらない住宅ということで、新地町これ初めてなのです。本会議の中でおただしをしていきたいと思います。まず、私のイメージとしては、若者定住促進住宅ということになっていますが、一番の背景にはやはり福田地区を何とかしたいと、こういった政策誘導の観点から出てきたのかなという思いもございます。そういった点で、全協でもいろいろ小学生がいる場合は４万円、１万円補助で３万円ですよと。いなくなれば７万7,000円ですよということとかあるいはきちっと子供がいなければ、出生していなければ、妊娠中でもこれは認められないというようなことがあるようですから、しっかりとした広報、周知のあり方が大事なのだろうと思っています。単に広報に載せました、インターネットに載せましただけでは、やはり主旨がよくわからないということもあると思いますので、この点をどのように考えているのかというのが１点であります。

２点目は、昨日も定住関係で今後土地の分譲等々を図っていきたいということがありますが、こういった２段階の家賃設定の中で、ややもするとそこの地域に住んでもらえればいいわけですけれども、どこか他町村に越す場合もあるのかもしれません。そういった意味では、やはりいろんな定住施策とセットにしながら、そこの人たちがそこの地域に溶け込む、愛してもらうあるいは地域としても一体的な居住生活、こういったものを送ってもらうことをやっぱり地域もあるいは居住者にも一緒になって理解をしてもらうことも大事なのかなと思いますが、この辺についての考え方をお聞かせください。

○**菊地正文議長**　加藤憲郎町長。

○**加藤憲郎町長**　まさに新地町の若者定住促進住宅条例というものは、政策誘導という意味で今回提

案させていただいております。議員皆さん方もご承知のとおり、震災以降、新地地区、駒ケ嶺地区は、圧倒的にアパートの建設とかあるいは新しい戸建ての住宅、大分進んできております。町内の住宅軒数も大分多くなってきておりますけれども、いかんせん福田地区においてはなかなか建築のほうが進まない。そういう意味では、それぞれ福田小学校も今年10名を割った入学児童、新入生の児童という状況の中で、何とか地域全体がバランスよく発展していってほしい、そういう思いの中での政策誘導であります。そういう意味では、今ご指摘のようにしっかりと、今回特別なこういう条例なのですよというものを関心を持っている人たちあるいは多くの町民、町外の関心を持っている人たちに対する周知徹底、広報をしっかりとやっていきたいというふうに思いますし、またそこにある程度子供たちが成長して住めなく、そのときまた他に出るということではなくて、今お話ありましたように、これから8,700人の定住人口を進めていく、そういう中においては、町内駅前に限らずあるいは福田のエリアに限らず、町内全域において新たな民間で開発するのとは別に、また町の政策的な中での開発を今後進めていかなければいけない。そういう中では、きのうの一般質問にも一応答えておきましたけれども、新しくその地に建築する人たちに対する支援策というものをセットで今後考えていく、そのような取り組みも進めていきたいと考えております。

**○菊地正文議長**　10番、井上和文議員。

**○10番井上和文議員**　政策誘導と、特に福田地区、これ第１弾で、これから全体にこれを波及していきたいというお話がございました。その方向はよろしいと思います。ただ、あくまでも町が行う方向はやっぱり起爆剤という考え方が大事だと思います。要するにこれをいろんなことをやりながら今後まちづくり、こういう方向でいきますよと。ＬＮＧ関係、パイプライン関係、いろんな形でこういう方向になりますから、どんどん福田地区も便利になりますよというような情報を発信しながら、やっぱり民間ディベロッパーといいますか、民間業者などにもいろいろ情報を提供しながら誘導していく、こういった方向が、これ企画の仕事になるのか、都市計画の仕事になるのかちょっとわかりませんけれども、行政全体でやっていきませんと、何でもかんでも町がやるのではいかんので、やっぱりある程度の起爆剤の方向は大事なのですけれども、これをやることによって次にどういう方向で進むのか、こういったことで民間の活力もやっていく努力が必要だと思いますが、この辺についてご答弁をいただきたいと思います。

**○菊地正文議長**　加藤憲郎町長。

**○加藤憲郎町長**　ご質問にお答えしたいと思います。

今議員がおっしゃるように、あくまでも行政が全て手だてをしてやるということだけではなくて、やっぱり起爆剤として行政側がやる、そこに若者を含め定住人口がふえてくる。それによって民間も、いや、あのエリアも投資効果があるのだ、メリットがあるのだ、そういう行政があそこに手をつけたことによって、民間も、いや、あのエリアも魅力ある地域になっていくなと、そういうことで民間のほうにも広く広がっていただきたい、広がっていってほしい、そういう思いでの行政がま

ず先鞭をつけるという役割を担っていきたいと考えております。

○**菊地正文議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　これで討論を終わります。

これから議案第32号について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第32号　新地町若者定住促進住宅条例の制定については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第３３号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長**　日程第２、議案第33号　新地町税特別措置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　これで討論を終わります。

これから議案第33号について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第33号　新地町税特別措置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第３４号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長**　日程第３、議案第34号　新地町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　これで討論を終わります。

これから議案第34号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第34号　新地町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第３５号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長**　日程第４、議案第35号　新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　これで討論を終わります。

これから議案第35号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第35号　新地町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第３６号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長**　日程第５、議案第36号　新地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　これで討論を終わります。

これから議案第36号について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第36号　新地町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第３７号の質疑、討論、採決

**○菊地正文議長**　日程第６、議案第37号　新地町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　これで討論を終わります。

これから議案第37号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第37号　新地町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第３８号の質疑、討論、採決

**○菊地正文議長**　日程第７、議案第38号　新地町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　これで討論を終わります。

これから議案第38号について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第38号　新地町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第３９号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長**　日程第８、議案第39号　新地町定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　これで討論を終わります。

これから議案第39号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第39号　新地町定住促進住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第４０号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長**　日程第９、議案第40号　土地改良事業の計画変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　これで討論を終わります。

これから議案第40号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第40号　土地改良事業の計画変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第４１号の質疑、討論、採決

**○菊地正文議長**　日程第10、議案第41号　相馬方部衛生組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　これで討論を終わります。

これから議案第41号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第41号　相馬方部衛生組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第４２号の質疑、討論、採決

**○菊地正文議長**　日程第11、議案第42号　相馬地方広域市町村圏組合規約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　これで討論を終わります。

これから議案第42号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第42号　相馬地方広域市町村圏組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第４３号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長**　日程第12、議案第43号　公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　これで討論を終わります。

これから議案第43号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第43号　公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第４４号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長**　日程第13、議案第44号　新地町災害公営住宅中島地区建築工事請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　これで討論を終わります。

これから議案第44号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第44号　新地町災害公営住宅中島地区建築工事請負契約については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第４５号の質疑、討論、採決

**○菊地正文議長**　日程第14、議案第45号　町道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　これで討論を終わります。

これから議案第45号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第45号　町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第４６号の質疑、討論、採決

**○菊地正文議長**　日程第15、議案第46号　町道路線の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　これで討論を終わります。

これから議案第46号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第46号　町道路線の変更については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午前１０時２０分　　休　憩

---

午前１０時３５分　　再　開

○**菊地正文議長**　再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議案第４７号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長**　日程第16、議案第47号　平成28年度新地町一般会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

４番、寺島浩文議員。

○**４番寺島浩文議員**　補正予算の中の新地駅周辺地域エネルギー事業がございますけれども、これ常任委員会でも一部説明はあったのですが、これはＬＮＧを活用して熱ですとか電気、これを供給して、その会社を立ち上げるということですが、これ具体的な規模、どういった形で立ち上げていくのか、我々ある程度は聞いていますが、全員そろっていますので、ある程度ちょっと説明いただいて。特に規模です、どういった活用の仕方をするのかというのを説明願えればと思いますが。

○**菊地正文議長**　泉田晴平企画振興課長。

○**泉田晴平企画振興課長**　地域エネルギー事業の関係で、エネルギー会社の具体的な役割とか内容とかというご質問だと思います。今、今回補正でも上げさせてもらいましたけれども、先行して高圧管から減圧設備等の設計費用、あとは先行して行う熱導管の設計と施工費用、これら先行して行う部分もありますけれども、全体とするとエネルギーセンター、いわゆるコジェネシステムを活用して、特定の大規模の需要家、温浴施設とか宿泊施設とか植物工場とか、こういうところに熱と電気を供給するという仕組みでありますけれども、これの供給するもとがエネルギー会社ということでご理解をいただければと思います。

事業の仕組みでございますけれども、高圧管から天然ガスを仕入れてくるというか、買ってきて、これをコジェネで発電をして、熱と電気を今申し上げた大口の需要家に売るということで収益を上げる。これの管理運営をエネルギー会社が行って、この地域のエネルギー事業を将来的にわたって運営をしていくと、このような事業の仕組みでありますので、具体的に採算をきちっととられるようなことがないと、なかなかうまくいかないということがありますので、熱あるいは電気の需要をきちっと算定をして、あとは天然ガスの仕入れの単価、これをきちっと、これは石油資源開発さんになりますけれども、きちっと協議をして、コジェネの発電設備の大きさ等をきちっと決めて、将来にわたって事業が成り立つ採算をきちっと確保していくというふうなことで考えております。

以上でございます。

**○菊地正文議長**　４番、寺島浩文議員。

**○４番寺島浩文議員**　説明いただきまして、特定目的会社になるのだと思いますけれども、前に聞いた話ですと温浴施設、宿泊施設、植物工場、あとは交流センター、これに特定した会社と考えてよろしいのか、その規模でしかつくらないということなのか、エネルギーセンターは。その規模にしか提供できないようなものにするのか、あるいはこれは恐らく安く仕入れることができると今の話ありましたけれども、具体的にはどのぐらいのメリットがあるのかわからないのですけれども、メリットもちょっとわかれば聞かせてもらえればと思うのですけれども。メリットがあるのであれば、もっと企業の誘致などに活用もできないのかと、そういうふうに思うのですけれども、どうでしょうか。

**○菊地正文議長**　泉田晴平企画振興課長。

**○泉田晴平企画振興課長**　供給先でございますけれども、今申し上げた特定の供給先、大口需要家、温浴施設、宿泊施設、植物工場、それと町でつくる、整備をする交流センター、ここが主な供給先でありまして、それ以外、例えば一般の住宅等に熱とか電気とかということも計画の最初の段階では検討はいたしましたが、今後の事業の採算性とかそういうところで見ますと、やはりなかなか個人の住宅まで熱導管をはわせるとかということでの初期の投資費用がかなり大きくなると。それを回収するのが非常に困難であるというような、そういう検討をしたところでありまして、将来的には何とも言えないところがありますけれども、今現在では今申し上げた大口の需要家を一応供給先として事業運営をしていくということで考えております。

あと、需要家側のメリットでございますけれども、当然のことながらエネルギー会社もきちっと採算にのっけないと運営ができませんが、需要家は需要家として熱とか電気料とかこれのメリットがないと、当然のことながら進出というのもどうなのかということもありますので、そこは今の電気料あるいは油代とかそういうエネルギー費用、これを個別に今協議もしておりますけれども、何とか今の費用よりも５パーセントあるいはできれば10パーセントぐらいまで安価に提供できる、このようなことで今協議をしながら、また内部の計画もつくっておるところでございます。

以上でございます。

**○菊地正文議長**　５番、八巻秀行議員。

**○５番八巻秀行議員**　10ページですが、復興推進のほうの補助金ですけれども、今回756万6,000円上がっておりますが、中身はキッズ耕せプロジェクト、それからものづくり震災記録風化防止事業、あとは子育て考えたい、それから地域交流・心の復興事業補助金、これについて詳しくご説明いただきたいと思います。

**○菊地正文議長**　小野好生復興推進課長。

**○小野好生復興推進課長**　それでは、お答えいたします。

この事業は、まずその前に当初委託料の中に2,900万円ほど予算化しておりまして、その中身が今復興が生活再建の部分で一定の成果を上げているという中で、一部ではありますけれども、ステージが移行しているという部分もございます。ステージ移行によりまして、その地域、防集団地とかで移動して新たなコミュニティーが形成されているという、そういうステージが変わったという中で、その地域間の交流でありますとか、あとは東日本大震災を風化させないというところの部分をカバーするために復興庁が100パーセントの補助でありますけれども、被災者支援総合交付金というものを創設しております。その中の一部を使いまして、団体に、４つの団体でありますけれども、その団体に一翼を担っていただくという事業を当初は2,940万円という委託料の中に計上しておりました。今回の補正の中でそれぞれ補助金であるとか報償費、普通旅費とかそういう部分の組み替えを行っております。今ご質問ありました補助金の部分につきましては、まちづくりに対して一生懸命やっていただいている４つの団体が復興庁のほうに申請をします。申請をして、それが認められて100パーセント補助ということで、間接補助みたいな町としては役割を果たしております。その内容につきましては先ほど申し上げましたとおり、地域間のコミュニティーとか東日本大震災を風化させない、後世に残すという部分のソフト事業になります、内容的には。具体例を申し上げますと、一番上のキッズ耕せプロジェクトなどはＮＰＯさんが事業を実行しておりまして、子供たち相手に野菜づくりを通じてコミュニティーの形成を図っていくといったような事業であります。そのほかは、この４つの団体のうちＮＰＯは１団体、あとほかの３つについては任意の団体がそれぞれ事業を実施しているところでございます。

以上です。

○**菊地正文議長**　10番、井上和文議員。

○**10番井上和文議員**　今度の補正予算、161億円に１億7,700万円で162億7,700万円ということでございます。前段と申しましょうか、議会にいわゆる27年度の繰越明許が提出されておりますので、これ全体で55億2,400万円、下水道が3,000万円強入れますと55億5,000万円強になって、最終的には220億円弱ぐらいの予算規模になるのですが、執行の見通し、改正も含めて、これをどのように執行部のほうでは見ているのか、お聞かせをいただきたいと思います。補正の中身見てあるいは繰越明許の中身を見てみますと、都市計画関係がかなり多いのですが、やはり執行するに当たって、今回も補正予算を組んだわけですが、やはり行政報告で当初ありましたが、17人ぐらいお手伝い来ていただいていると。これもなかなか来てもらうのが大変だということなのだが、まだまだ人員が不足をしているのかということなのです。さらには、復興庁等々の対応がなかなかスムーズにいかないというようなことがあるのかどうなのか、この辺の状況についても含めてお答えいただきたいと思います。

２点目、今回本当に目玉的な中身が先ほど質問もありましたけれども、駅前のエネルギー会社です。2,880万円の加速化交付金を投入して、パイプライン、設計、配管等合わせて6,650万円という

ことです。エネルギーセンターで2,880万円ということですが、何キロワットの発電をするのか、能力というものがどういったことを想定しているのかということだろうと思います。いろいろ当初同じ配管、インフラ整備は１回で、何回も後からしないように、なるべくなら余裕のあるような発電能力を保持するといいなというような思いもあったわけですが、この辺でのご説明をお願いしたい。あわせて運営会社、今説明ありましたが、民間などからいろいろ出資金を募って民間会社を入れるのかなというイメージ私持っていますが、お話をずっと聞いていますと、企画サイドが全ていろんな今後のあれもやっているということでありますが、この会社は新地町長とか副町長が社長になるようなイメージなのか、どういった方向でこれをやるのか。やはりどうしても会社となるならば利益を出さなければ、町として補填していくようなイメージも出てくるということもリスクとして考えているのかということも含めて、やはり今年度予算をとってもう始まる、29年度でしたか、あれを運開するまではもうスタートするわけですから、どのような方針でそれを考えているのかもお聞かせいただきたいと思います。

最後に、ＩＣＴ活用教育におけるまちづくり事業ということで1,300万円。聞きますと、小中のネットワーク工事に700万円、電子黒板500万円、光回線40万円というような中身のようですが、私の記憶ではたしかかつて１億数千万円をかけてイントラネットという工事をしていると思いました。これは役場、各学校、公民館もあったですか。これは、全て回線でつながっているということだと思います。これを見ますと、まるっきり別回線ということなのかどうなのか。これは、情報のあれだということで、イントラネットでも閉鎖環境ということもありますのであれなのですが、また新たなネットワークを構築する中身についてお聞かせをいただきたいと思います。さらに、電子黒板もやるということですが、私どももいろいろ学校を見させていただきました。光の関係で非常に見にくいというイメージを持ったのです。できることであればモニターというのですか、ああいうのでテレビのようにぱっとやるのならばもっといいのかななんて思ったのですが、その辺のご検討がなされたのかどうなのかも含めてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○**菊地正文議長**　岡崎利光総務課長。

○**岡崎利光総務課長兼会計管理者**　私のほうからは、明許に伴う工事の発注関係、次に復興に伴う人員の状況といった２点のほうでお話、答弁させていただきたいと思います。

まず、明許の部分でございますが、３会計の部分で今回提出をさせていただいております。その主なものに関しましては、工事に伴う委託工事費が主なものになってございます。そういった部分におきましては早発を目指して、今各担当課長のほうで設計を行い、発注に向けて鋭意努力しているところでございます。こちらの部分に関しましては、年度末の完成を目指して早急に発注をさせてまいりたいと考えてございます。

続いて、復興に伴う人員の状況でございますが、繰越明許の部分にもございますとおり、設計を

伴う監督員などのマンパワーのほうが実質上、不足している状況と私のほうでは考えてございます。そういった意味で派遣していただいている職員の皆様には、大変ご苦労をかけておると思いますけれども、その辺の部分におきまして今後とも28年度の大きな目玉となる工事の部分を乗り切った中で、今後事業量の精査を行うなどして対処していきたいと考えております。

以上でございます。

○**菊地正文議長**　泉田晴平企画振興課長。

○**泉田晴平企画振興課長**　ご質問にありましたエネルギー関係、２件についてでございますけれども、まずコジェネの発電の規模でございますけれども、これは先ほど申し上げましたが、供給先の施設でどのくらい熱を使うかあるいは電気を使うか、こういうところから計算をして発電の能力規模を検討をしております。今回のエネルギー事業でありますけれども、熱を中心とした事業と考えておりますので、これを電気中心で考えますと、なかなか大きなコジェネの設備が必要になってくるということがあります。ただ、余り大きなものをつけても、なかなか電気の供給に合わせると熱が逆に今度余ってしまうとかこういうことも出てきますので、考え方とすると熱を中心としたエネルギー事業ということでご理解をいただきたいと思いますので、そういう考え方からコジェネの設備の規模というものを最終的に今調査事業をやっておりますので、ここで規模を出していくということで考えております。大まかな今イメージというか、規模になりますけれども、大体200キロワットぐらいにおさまるぐらいの発電設備になるものと考えております。ただ、これも１基だけではなくて数基、当然のことながらバックアップも含めてになりますけれども、設置するようなことで考えております。総出力で数基を合わせて200キロワット程度の発電設備があれば間に合うのではないかなというような計算をしております。

あと、新会社の構成でございますけれども、当然のことながら町が中心となって設立をすると。そこに今いろいろ調査をしていただいておる事業所あるいはガスの供給元であります石油資源開発さんなどにも入っていただいて、新エネルギー会社を構成をしたいと考えております。当然のことながら町が中心ということで考えておりますので、町のほうからしかるべき役員等、責任のある立場の者を出して運営していくということになるかと思っております。

以上でございます。

○**菊地正文議長**　佐藤茂文教育総務課長。

○**佐藤茂文教育総務課長**　私のほうからは、ＩＣＴ活用教育関係についての説明をしたいと思います。

初めに、ネットワーク関係というようなことでのお話ですが、こちらは新たにネットワークを構築するというものではなく、今現在ＩＣＴを活用しての授業の中でネットなどを使っております。そちらの回線の維持管理の部分での費用となっております。あと、電子黒板のほうが見えにくいというようなことでありますが、今回この事業でも購入を計画しています。その中で今まで購入したメーカーなどによって見えにくいということもありますので、そういったものも考えながら、機種

の選定のほうをしていきたいと思います。

以上です。

**○菊地正文議長**　10番、井上和文議員。

**○10番井上和文議員**　ただいま答弁にもありましたように、圧倒的にマンパワーが不足しているというお話もございました。この数年、予算規模がふえたということもありますが、繰越明許が半ば当たり前のように毎年来ております。やはりそういう点では、町としても臨時の職員、任期つき職員でしたか、そういう条例もつくったということもありますし、時期的にやっぱり忙しい時期はもうそういった戦力態勢で即戦力の態勢で臨めないかと。事業課であと何人足りないというようなことを常に担保しながらやるということも大事なのかなという思いもございます。人手不足ということもあるのか、技術者不足ということが顕著なのかどうなのか、そういったことも含めて状況も含めながら、さらには県に派遣職員をもう少しお願いできないかということもあります。こういった点について要請方もしていただきたいと思いますが、この辺について再答弁をお願いします。

今新地町を中心としてやっていく、200キロワットぐらいだということです。加速化交付金で、いわゆるエネルギーセンターの事業費全体を担保するというようなことなのか、あるいはもっといろんな、環境未来都市関係のいろんな補助メニューなんかもそれに投入して今後レベルアップしていくということがあるのか、まだまだこの事業そのものは6,600万円ぐらいではないよと、もっと長期、二十何年度までには１億円とかもっともっとレベルの中で順次計画していくのですよというような現況なのか、この枠の中で全て解決するのかどうなのか、そこら辺についてご説明いただければと思います。

教育委員会のほうではいろいろ検討されているというのですが、モニターなんかもっと大きいモニターで安くなればきれいに出ますし、光の関係もないのだろうと思います。よく遮光のカーテンなんかやりながら苦労してやっているようなこともあるようなので、これもいろいろ単価、値段のこともあるかと思いますが、しっかり精査をして検討していただければと思います。

以上です。

**○菊地正文議長**　岡崎利光総務課長。

**○岡崎利光総務課長兼会計管理者**　それでは、私のほうからは人員に関する部分でお答えいたします。先ほどの技術者の不足ではないかといった部分でございますが、こちらの部分に関しまして来年度の職員採用におきまして、土木、建築の部分の採用の部分で広報などで周知をいたしておるところでございます。また、県の派遣といった部分に関しましては、各担当課が必要となる部分につきまして調査を行いまして、要望をかけている状況であります。あと、６月４日でございましたが、当町職員が東京のほうに出向きまして、再雇用に関する部分で県並びに被災市町村の方々と一緒になって、各方面からの人員に対する再雇用のアピールをしてきたといった部分がございます。

以上であります。

**○菊地正文議長**　泉田晴平企画振興課長。

**○泉田晴平企画振興課長**　エネルギー会社についてのご質問でありますけれども、今回エネルギー会社の立ち上げ費用以外にも各種の設計あるいは施工の費用も入っておりますが、基本的に今後コジェネの設備を整備するあるいは本格的に熱導管等を敷設、整備をすると、こういう費用につきましては別の補助事業で整備をして、これは町の事業として実施をしたいと考えております。でありますので、エネルギー会社の事業としてそれらのインフラ整備と申しますか、当初の初期の整備費用をこの会社の中で賄うということでは考えておりません。エネルギー会社は特別目的会社、いわゆるＳＰＣというような形態をとってエネルギーのガスを買って、熱、電気を供給すると、この目的のみの会社ということで運営をしていきたいと考えておりますので、今申し上げたとおり当初の整備費用等については町で別な事業、補助メニュー等を活用しながら整備をしていくと、このような形で考えております。

以上でございます。

**○菊地正文議長**　８番、森一馬議員。

**○８番森　一馬議員**　大分時間も経過したので、簡単にお尋ねします。先ほど５番議員に対する答弁もございましたが、款の８の項の５のところです、10ページのところで、実は復興課長のほうからＮＰＯあるいはその他で４つの団体があるというふうな説明がございました。団体と言われてあるいはＮＰＯと言われて、我々全く想像も何もつかないのですが、その辺の団体の長なりＮＰＯの組織の長なり、どういうところがそこに該当しているのか、その詳細をお聞かせいただきたいと、こう思うのです。

**○菊地正文議長**　小野好生復興推進課長。

**○小野好生復興推進課長**　お答えします。

キッズ耕せプロジェクトにつきましては、ＮＰＯのみらいとさんが実施をしております。その下のものづくり震災記録の風化防止事業というものは、町内のバイクの愛好家でありますリバイバルＦという団体名ですが、そこのリバイバルＦという団体が任意団体でありますが、そこが事業を行っております。その下のしんちの子育て考えたい事業、これにつきましても新地の雁小屋に今再建をされました、伊藤さんという方が若いお母さん方の団体をつくりまして、事業を展開しております。最後の防集団地移転団地での地域交流・心の復興事業につきましては、これも雁小屋のうみみどりという、これは震災後活動、うみみどりという団体がありまして、そこで活動されていたのですけれども、それ引き続きパワーアップしながら活動をするということで手を挙げていただきまして、代表は村上さんですか、今事業のほうを展開しております。

以上です。

**○菊地正文議長**　８番、森一馬議員。

**○８番森　一馬議員**　今詳しく４つの団体は聞いたのですが、そのうちの１つだけしか団体の長、出

なかったのです、組織の名前は出たのですが。あとの３つ、３箇所お知らせください。

**○菊地正文議長**　小野好生復興推進課長。

**○小野好生復興推進課長**　キッズ耕せプロジェクトにつきましては、ＮＰＯみらいとの目黒代表。ものづくり風化防止の事業は……済みません、ちょっと名字が出てまいりませんけれども……失礼しました、松浦さんという方、尚英中学校の入り口のところにお住まいの松浦さんという方が代表であります。あと、しんちの子育て隊は伊藤佳枝さんです。あと、最後の地域交流・心の復興は村上美保子さんであります。

以上です。

**○菊地正文議長**　８番、森一馬議員。

**○８番森　一馬議員**　それぞれこれから活動する団体、もう既に活動されている団体あるのだと思うのですが、この４つの団体に分かれながら、少なくともこの事業を、このプロジェクトをきちっとやっぱり中身そのものが我々があるいは一般町民が理解のできるような方法でやられていくのかどうなのかも含めて、もう少し目に映るような、そういう案内をしていただきたいなと、こう思います。

それともう一つは、実はこれ全協の中でも説明あったのですが、これは農林水産課長にお尋ねをしたほうがいいのかなと、こう思いますが、三貫地の耕作放棄地の解消に対する事業の補助金が124万5,000円という微々たる予算なのです。したがって、桑の木を切るのだと、こういう説明だけだったのですが、それはどの辺までどうなるのか、詳細は全くあのときは説明なかったし、相当数のまだ面積もありますし、本数もある。どのぐらいでどこまでの作業内容が事業として計画をされていくのか、年度事業の内容の中で詳しく説明をいただきたいというふうに思います。

**○菊地正文議長**　八巻隆農林水産課長。

**○八巻　隆農林水産課長兼農業委員会事務局長**　ただいまの耕作放棄地解消支援事業補助金ということで124万5,000円、補正として計上させていただいております。こちらにつきましては、三貫地貝塚のところの耕作放棄地になっている面積でありますが、おおよそ2.5ヘクタールございます。こちら桑の木等あるわけですけれども、こちらの伐採をしていくというふうに考えてございます。耕作放棄地を使える畑にしていくためには、まずは上物の木の伐採をする必要があります。こちらのほうをこの金額の中で考えておりまして、三貫地貝塚につきましては史跡にもなっております。当然木を切れば根っこの部分もございますので、根っこの除根につきましては教育委員会のほうと協議している中で、除根については教育委員会のほうで発掘です、こちらの調査の中でしていただくということで、農林水産課のほうでは2.5ヘクタールのところの桑の木の伐採、そして抜根した根っこの処分というふうに考えているところでございます。

以上です。

**○菊地正文議長**　８番、森一馬議員。

○**８番森　一馬議員**　今抜根まで話出たからあれですが、教育委員会等の関連、これ密にあるべきだと思いますが、いずれにしても、農林水産課のほうで伐採をする、伐採した木をどのように片づけるのか、片づけの部分が全く出てきていない。あわせて抜根したやつは片づけるのだと、こういう話出たのですが、抜根は一番最終になるのだと、教育委員会のほうで発掘調査をしながら、邪魔になる根っこは抜いていくよと、こういうふうなことなのでしょうから、その辺もあわせて、聞くところによると３年計画だというふうには聞いているのですが、いずれにしてもその辺をどのようにしていくのか、やっぱりもう少しわかるように決めるところはきちっと決めたというふうに知らせていただきませんと、我々もよそに口を開く、何物もできませんので、しっかりしたことをお聞かせをいただきたいと思います。

○**菊地正文議長**　八巻隆農林水産課長。

○**八巻　隆農林水産課長兼農業委員会事務局長**　まずは伐採する、そして抜根する、そして最終的には木の処分ということになりますけれども、なかなか抜根、伐採した木の処分という部分で、それをどこに処理をするかというのが問題があります。廃棄物として処分するとなると膨大な費用もかかりますので、当面伐採をした中で小さく切り刻んだところで乾燥させて減量するというようなことで、あとは周辺の空き地のところを借りるような形にはなってしまうかもしれませんけれども、こちら耕作放棄地を解消した後に利用する団体さん等が主流となって作業をしていただくような形になりますので、そこのところと詳細については今後また協議をしていきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○**菊地正文議長**　８番、森一馬議員。

○**８番森　一馬議員**　今最終的には、全て処分の方法を考えながらやるということなのですが、あれだけの桑の木の処分を最終的には枯らしてまでということなのですが、そうであっても抜根したのを枯れるまで、土のついたのが軽くなるまでということになると、少なくとも四、五年置かなくてはならない。そういうことも含めれば、いずれにせよ、この作業をするのに124万5,000円という算出をする根拠、農林水産課だけで担当する部分、充分これで対応できるのかどうなのか。抜根は、教育委員会のほうにお願いするからいいのだということであっても、処分のほうは農林水産課のほうで処分するというふうになれば、その辺もこの数字で果たしていいのか、その辺の算出根拠すらなかなか理解のできない状況なので、充分これでやれるという予算の数字になっているのかあるいは年度計画で来年は来年でまた考えるよと、再来年はまた次の部分で考えるよというふうな予算のとり方になっているのか、その辺を確認しておきたいと思います。

○**菊地正文議長**　八巻隆農林水産課長。

○**八巻　隆農林水産課長兼農業委員会事務局長**　この事業につきましては2.5ヘクタールの面積についての抜根して、そこを農地として使っていただくというようなことで、伐採、抜根の部分の費用

というふうに考えてございます。こちらにつきましては、県の耕作放棄地対策協の金額として10アール当たり５万円というような単価出てきているところでありますけれども、そこのところを参考にしながら出している金額でございます。この事業につきましては、全てが町、そういうところで支出するものだけではなく、やはりその後耕作する方の負担というか、労働力等も提供していただくという部分でございますので、実際にここの金額を算出するに当たっては、県のほうのそういった単価のほうを採用させていただいているところでございます。

以上です。

**○菊地正文議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　これで討論を終わります。

これから議案第47号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第47号　平成28年度新地町一般会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第４８号の質疑、討論、採決

**○菊地正文議長**　日程第17、議案第48号　平成28年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　これで討論を終わります。

これから議案第48号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第48号　平成28年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第４９号の質疑、討論、採決

○**菊地正文議長**　日程第18、議案第49号　平成28年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

５番、八巻秀行議員。

○**５番八巻秀行議員**　今回南工業団地Ｂ地区の造成工事を安いほうにシフトをしたということで委託料にとったわけでありますけれども、雑木の処理なのですが、当初と比較して精査したところ少なくなったとかそんなことはないのかどうか。そして、どのくらいの量があって、多分業者さんに委託をするのだろうというふうに思いますけれども、その処分の方法なんかについてお伺いをしたいと思います。

○**菊地正文議長**　泉田晴平企画振興課長。

○**泉田晴平企画振興課長**　今回の南工業団地Ｂ地区の造成に当たっての雑木処理の業務委託でございますけれども、当初は雑木処理も含めて工事請負費の中で一体として造成を行うということでご説明をしながら予算も計上させていただいたところでありました。しかしながら、一体的がいいのかどうかということをもう一度担当課の中で検討いたしまして、工期的な問題も当然ありますし、費用の問題もありました。当初と比較をいたしましてかなり安価に雑木処理ができるということで、今回それで組み替えをさせていただいているところでございますので、具体的には雑木の量でありますけれども、まだ一部伐採も含めてになりますが、大体6,500立米ぐらいの雑木があるということで考えておりますので、これを場内の中で破砕をいたします。いわゆるチップ化をいたしまして、それを１箇所に保管をして、この段階で全てまいてしまったりあるいは搬出をしてしまうということではなくて、１箇所に集めて保管をして、この業務が終わった後に本来の造成工事に入ると。それは今の計画でありますとあそこのＢ地区7.2ヘクタールあります。平場だと5.5ヘクタールぐらいの平場になると今考えておりますけれども、それを東西に２区画に分けまして造成をしようと考えておりますけれども、雑木処理チップ化をして１箇所に集めた後に、造成の中では最初に２区画に分けるうちの１区画を造成をして、こちらをまず売り出すと。残ったまだ造成をしない区画こちらのほうにチップ化したものをまいて処理をすると、このような流れで考えておりますので、費用的な面あるいは工期的な面も含めましてこれが最適な方法で処理できるということで今回上げさせていただきました。

以上でございます。

○**菊地正文議長**　５番、八巻秀行議員。

○**５番八巻秀行議員**　大体量は6,500立米くらいということですけれども、大分時間がたっていますので本当にぼろぼろといいますか、もう乾燥し切った状態だろうというふうに思います。場内で破

砕をするということですので、会社あたりに持っていくのかなというふうな考えをしていたのですが、そうではないのですね。場内で処分をするというようなことでありますので、周りにいろいろ影響のないような方策をとっていただきたいなというふうに思いますし、工事も造成工事なのですが、今２箇所に平場をつくるというようなお話ですけれども、これも大変現場はやっぱり傾斜がありますので、２箇所というのは大変きついのかなというふうに思っているのです。一番東端あたりで６メートルくらいというようなお話を、土手の高さですけれども、そんな状況も聞いておりますので、ひとつその辺再考を願って、地域住民の方の意見なんかも取り入れながら再考していただきたいなというふうに思います。

○**菊地正文議長**　泉田晴平企画振興課長。

○**泉田晴平企画振興課長**　今回の業務に関しまして、当然のことながら騒音とかあるいは破砕したチップが飛散するとか、いろんなことが考えられますので、そこのところはきちっと仕様書の中にもうたいながら地域住民の迷惑にならないようなこういう措置を当然のことながらとっていきながら業務を進めていくということで考えております。

あと造成の仕方でございますけれども、いろいろ担当課のほうで検討いたしてきました。大変広い区画で、東西に傾斜がついております。そこをどう活用するか、区画割りをするかということもありますし、造成のやり方あるいは費用の面も含めましてなるべく場内で切り土、盛土を何とか有効に行いながら造成をしたいと考えておりますので、当然のことながら今のところ２区画東西に分けてということで考えておりますが、それぞれ2.5ヘクタールあるいは2.7ヘクタールくらいの区画になるかなと考えておりますけれども、一気にそれらの区画全て売却できるということにもなかなか困難なことも考えられますので、そこは再区画割りとかそういうことも含めまして今後具体的な検討をして早期に企業立地も図れるようなこんなことで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○**菊地正文議長**　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　これで討論を終わります。

これから議案第49号について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、議案第49号　平成28年度新地町新地南工業団地整備事業特別会計補正予算（第１号）については原案のとおり可決されました。

---

◎陳情審査委員長報告

○**菊地正文議長**　日程第19、陳情審査委員長報告を議題とします。

平成28年陳情第２号　国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情について、平成28年陳情第３号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての陳情及び平成28年陳情第４号　給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出についての陳情について、審査結果の報告を求めます。

目黒静雄総務文教常任委員会委員長。

〔目黒静雄総務文教常任委員会委員長登壇〕

○**目黒静雄総務文教常任委員会委員長**　それでは、審査の結果を３件まとめて報告をいたします。

まず、陳情第２号

平成28年６月15日

新地町議会議長　菊　地　正　文　様

総務文教常任委員会委員長　　目　黒　静　雄

陳情審査報告書

本委員会は、平成28年６月10日付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条及び第95条の規定により報告します。

受理番号、平成28年陳情第２号、件名、国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情、審査の結果は採択です。意見書として関係機関に送付すべきである。

次に、陳情第３号

平成28年６月15日

新地町議会議長　菊　地　正　文　様

総務文教常任委員会委員長　　目　黒　静　雄

陳情審査報告書

本委員会は、平成28年６月10日付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条及び第95条の規定により報告します。

受理番号、平成28年陳情第３号、件名、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての陳情、審査結果は採択であります。意見書として関係機関に送付すべきであります。

次に、陳情第４号

平成28年６月15日

新地町議会議長　菊　地　正　文　様

総務文教常任委員会委員長　　目　黒　静　雄

陳情審査報告書

本委員会は、平成28年６月10日付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条及び第95条の規定により報告します。

受理番号、平成28年陳情第４号、件名、給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書提出についての陳情、審査結果は採択であります。意見書として関係機関に送付すべきである。

以上でございます。

**○菊地正文議長**　委員長の報告が終わりました。

これから平成28年陳情第２号、平成28年陳情第３号及び平成28年陳情第４号について委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　これで質疑を終わります。

これから平成28年陳情第２号について採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、平成28年陳情第２号　国からの「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出を求める陳情については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、平成28年陳情第３号について採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、平成28年陳情第３号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についての陳情については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、平成28年陳情第４号について採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。本件は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、平成28年陳情第４号　給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める

意見書提出についての陳情については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

◎意見書案第１号～意見書案第３号の上程、説明、質疑、採決

○**菊地正文議長**　日程第20、意見書（案）についてを議題とします。

意見書（案）第１号　「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書、意見書（案）第２号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書及び意見書（案）第３号　給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書について、提出者に説明を求めます。

目黒静雄総務文教常任委員会委員長。

〔目黒静雄総務文教常任委員会委員長登壇〕

○**目黒静雄総務文教常任委員会委員長**　それでは、３件まとめて意見書（案）を提案いたします。

まず、

意見書（案）第１号

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、復興大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

平成28年６月15日提出

新地町議会議長　菊　地　正　文　様

| | | |
|---|---|---|
| 提出者 | 新地町議会議員 | 目　黒　静　雄 |
| 賛成者 | 〃 | 八　巻　秀　行 |
| 〃 | 〃 | 遠　藤　　満 |
| 〃 | 〃 | 鈴　木　　利 |
| 〃 | 〃 | 寺　島　浩　文 |
| 〃 | 〃 | 三　宅　信　幸 |

意見書（案）第１号　「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書（案）、以下は記載のとおりです。提出先が復興大臣、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣宛てでございます。

続きまして、

意見書（案）第２号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

平成28年６月15日提出

新地町議会議長　菊　地　正　文　様

提出者　新地町議会議員　目　黒　静　雄
賛成者　〃　八　巻　秀　行
〃　〃　遠　藤　　満
〃　〃　鈴　木　　利
〃　〃　寺　島　浩　文
〃　〃　三　宅　信　幸

意見書（案）第２号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）、以下記載のとおりです。提出先が内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島県労働局長宛てです。

続きまして、

意見書（案）第３号

給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

平成28年６月15日提出

新地町議会議長　菊　地　正　文　様

提出者　新地町議会議員　目　黒　静　雄
賛成者　〃　八　巻　秀　行
〃　〃　遠　藤　　満
〃　〃　鈴　木　　利
〃　〃　寺　島　浩　文
〃　〃　三　宅　信　幸

意見書（案）第３号　給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書（案）、以下記載のとおりです。提出先が内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣宛てでございます。

以上３件です。

**○菊地正文議長**　提出者の説明が終わりました。

これから意見書（案）第１号、意見書（案）第２号及び意見書（案）第３号について提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　これで質疑を終わります。

これから意見書（案）第１号について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、意見書（案）第１号　「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書については原案のとおり可決されました。

次に、意見書（案）第２号について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、意見書（案）第２号　福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書については原案のとおり可決されました。

次に、意見書（案）第３号について採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、意見書（案）第３号　給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書については原案のとおり可決されました。

---

◎閉会中の所管事務等調査の申し出

**○菊地正文議長**　日程第21、閉会中の所管事務等調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の所管事務等の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○菊地正文議長**　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

◎町長の挨拶

**○菊地正文議長**　以上で提案された議案の全てが終了しました。

ここで町長に挨拶を求めます。

加藤憲郎町長。

〔加藤憲郎町長登壇〕

**○加藤憲郎町長**　閉会に当たりまして一言御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

本定例会６月10日に招集し、本日まで６日間にわたり18の議案に対しまして議員皆様方から慎重なご審議をいただき、提出しました全ての議案、原案のとおり可決いただきましたことを、心から

感謝を申し上げたいと思います。

新地町は現在復興まださなかであります。さまざま事業を抱えておりますけれども、魅力あるまちづくりを目指して新地に来ていただき、そして知っていただいて、住んでいただけるような、そういうまちづくりを目指し情報発信もしていきたいと、このように考えておりますので、議員各位の皆様方のなお一層のご支援、後押しをお願いしたいというふうに考えております。

今週に入りまして東北地方も梅雨入りとなりました。なかなか天候もこれから不順なときが続くと思いますけれども、議員皆様方にも充分健康にご留意されて議員活動をご精励されますことをご祈念いたしまして、御礼の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○**菊地正文議長**　以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。６月10日から本日までの６日間にわたり慎重にご審議をいただき、全議案を議決し、無事閉会の運びになりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。皆様には健康に充分留意され、今後ますますご活躍されますことを祈念いたしまして、閉会に当たっての御礼のご挨拶といたします。

以上で平成28年第３回新地町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午前１１時４２分　　閉　会

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成２８年　　月　　日

議　　長　　菊　　地　　正　　文

署　名　議　員　　目　　黒　　静　　雄

署　名　議　員　　森　　一　　馬

# 参　考　資　料

平成２８年　５月３１日

新地町議会議長　菊　地　正　文　様

総務文教常任委員会委員長　目　黒　静　雄

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

１　調査月日及び調査事項

４月２６日　○新新地駅周辺の各事業について

２　調査経過

副町長、企画振興課長及び関係職員の出席を求め、調査事項の資料提出及び説明を受け、審査を行った。

３　調査結果

○新新地駅周辺の各事業について

新地駅周辺のエネルギー事業について、地産地消型エネルギー利用を核とした復興まちづくりの概要、スマートコミュニティ導入促進事業マスタープラン策定事業の進捗、新地駅周辺市街地復興整備事業の進捗、地域エネルギー事業の今後のスケジュール、スマートコミュニティ構築事業における整備概要等について、推進の課題と考え方、推進体制づくりの説明を受けた。

特に、新地駅周辺市街地復興整備事業の進捗については、ホテル、温浴施設、交流施設、スマートアグリなどは町が主導的に誘致を進めており、平成２８年６月中には各事業者と基本協定締結を目指すとしており、

多目的交流センター、インキュベーションスクエア等については、平成２８年７月までに概要設計、平成２９年３月までに基本設計、実施設計を完了、平成２９年度整備の予定としている。

しかしながら、町が民間との交渉にあたって、しっかりした支援策を早期に決定し交渉にあたるべきであり、交流センター建設を平成３０年３月に合わせるとしているが、平成２８年１２月には電車が走るので政策調整会議等で早急に整備すべきである。特に、駅周辺のトイレについても仮設ということではなく、しっかりしたものを整備すべきである。

また、平成２８年６月中のホテル、温泉、スマートアグリ等の立地確定を目指しているようだが、復興交付金等、国県の補助金の関係もあるので、確実に実行できるよう努力されたい。

平成２８年　５月３１日

新地町議会議長　菊　地　正　文　様

産業厚生常任委員会委員長　八　巻　　孝

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

１　調査月日及び調査事項

４月２５日　○都市マスタープランの取り組み状況について

５月１９日　○介護福祉の現状と課題について

２　調査経過

町長、副町長、都市計画課長、健康福祉課長及び関係職員の出席を求め、各調査事項の資料提出及び説明を受け、審査、現地調査を行った。

３　調査結果

○都市マスタープランの取り組み状況について

都市マスタープランは、平成８年に策定、平成１５年に改訂をしてきているが、震災後、第２次復興計画、第５次総合計画後期基本計画に整合をとることで、平成２６年度に２カ年度の継続費を設定し、平成２８年度も国土交通省から新しい都市づくりの集約された都市計画の提示があり、作成作業を続けている。

内容は、①計画改訂の主旨及び計画概要

②まちづくりの背景と課題（都市計画）

③まちづくりの目標（基本理念）

④全体構想（土地利用の方針）　となる。

都市計画のメインは、駅周辺となってくるが、用途地域の指定やパブリックコメントのスケジュール等も含め、スピード感をもって進められたい。

また、時代に合わせたバランスのとれたまちづくりのために、住民や地権者との話し合いを積み重ね、各課連携のもと、情報収集を図り、計画策定に万全を期されたい。

○介護福祉の現状と課題について

５月１日現在における介護保険の第１号被保険者数は、６５歳以上７５歳未満が１，１５６人、７５歳以上が１，３１３人、計２，４６９人で、高齢化率は３０．８４％、ひとり暮らし世帯は１３２世帯、認定者は全体で４５６人となっており、対高齢者認定率は１８．４７％となっている。

認定者４５６人のうち、サービスを受けている方は３９５人、残りの６１人はサービスを受けていない方で、まだサービスを必要としていない方、入院などをしている方に分かれる。要支援１、２の認定者のうち約５０人がサービスを受けていない。

施設サービスは１００人おり、新地ホーム約６０人、なごみの里福田約２０人、残り２０人は老人保健施設に入所しており、特別養護老人ホームの待機者は約２２０人、町内で６０人、町外で１６０人という状況となっている。

介護予防・日常生活支援総合事業は、平成２９年４月１日から開始する準備を進めており、包括的支援事業（地域支援事業）は、平成３０年４月１日には移行を完了することとなっている。

要支援１、２の方が、介護保険から地域支援事業に移行する。訪問介護、通所介護の利用者のうち専門的なサービスを必要とする人には、既存の介護事業所のサービスが提供されるが、その他は、ＮＰＯ、民間企業、ボランティア等、地域の多様な主体を活用して高齢者を支援することになる。十分な準備を進め、利用者に不満を持たれないような体制を整え、遺漏のない万全の対応をされたい。

なごみの里福田は、４月より体制を整え５０床満床となったが、介護職員不足が顕著になっている。常時約１０名募集をかけているほど不足している状況がある。マンパワー人材をしっかりと確保し、保健、医療、福祉の連携を図りながら、総合事業に移行するための取り組みを強化されたい。

平成２８年　５月３１日

新地町議会議長　菊　地　正　文　様

総務文教常任委員会委員長　目　黒　静　雄

平成２８年度総務文教常任委員会行政視察研修について（報告）

このことについて、別紙のとおり報告します。

# 平成２８年度　総務文教常任委員会行政視察研修報告書

１．研修日程　　平成２８年５月２４日（火）～２６日（木）

２．視察地及び研修内容

（１）島根県邑南町

〇日本一の子育て村構想について

（２）鳥取県日南町

〇「生き抜く力」を育む保小中一貫教育について

〇自ら考え、動く地域自治組織ついて

（３）鳥取県大山町

〇移住定住促進プロジェクトについて

３．行政視察研修参加者　７名（議員６名、随行職員１名）

| | | |
|---|---|---|
| 〇総務文教常任委員会 | 委員長 | 目黒静雄 |
| | 副委員長 | 八巻秀行 |
| | 委員 | 遠藤満 |
| | 委員 | 鈴木利 |
| | 委員 | 寺島浩文 |
| | 委員 | 三宅信幸 |

随行　町民課生活環境係長　　佐藤武伸

## １．島根県邑南町

### （１）町の概況について

邑南町は、平成１６年１０月１日に、羽須美村と瑞穂町と石見町が合併し、人口約１万２千人、面積４１９.２㎢の新しいまちとして誕生した。

広島県との県境に位置し、中山間地に代表的な盆地の多い地形で、そのほとんどは標高１００ｍから６００ｍの地域で、中国山地の１,０００ｍ級の急峻な地形も分布している。地域の８６％が森林で占められ、中国地方最大の江の川が流れていることから、洪水や土砂災害の被害も多く、治山治水に多くの努力がなされている。雄大な自然が広がり、多様な資源を活用した農林業が行われている。

### （２）日本一の子育て村構想について

子どもへの支援、子育て家庭への支援に重点を置き、町民・地域・行政が一体となって「地域で子育て」をキーワードに事業を展開、子どもたちを安心して生み育てられる環境の整備や、子育ての経済的負担を軽減する具体策を「日本一の子育て村構想」と名付け、住みよい町づくりを目指している。

主な施策として、①町内に公立邑智病院があり小児科医・産婦人科医の常勤による医療体制が整えられている。②中学校卒業まで医療費自己負担分を無料にしている。③第２子目以降の保育料を無料にしている。④病児保育室を設置し、看護師と保育士が看護対応し、子どもが病気でも保護者は仕事へ行くことができる⑤保育所入所児に地元産米による米飯給食を提供し、お米代は町が全額負担している等がある。

### （３）研修所見

人口約１２,０００人に対し９保育所・８小学校・３中学校があり、町内面積が広いため、スクールバス・町営バスを運行、給食のセンター化などにより、施設の統廃合を抑えている。町営の保育所は無く、全て社会福祉法人が運営し、町から補助金を支出している。

子育て事業に係る財源は、過疎地域の自立促進による「過疎地域対策事業債」を活用したもので、地方交付税では６８億円の歳入があり、平成３２年度まで財源確保されており、ソフト事業にも充当されている。町内の人口減少が進んでおり、定住人口の確保と自主財源の確保が課題となっている。

地元病院と連携した病児保育や、農家と連携した米飯給食の無償提供など、特色のある子育て支援事業が展開されており、当町においても見習うべき子育て支援策があると感じた。

２．鳥取県日南町

（１）町の概況について

日南町は、昭和３４年に伯南町・高宮村・多里村・石見村・福栄村の５町村が合併して誕生。面積は３４０．８７㎢で、中国山地のほぼ中央に位置し、広島県・岡山県・島根県の３県に隣接し、鳥取県の最西南端にある。南部は中国山地の背梁線である 1,000m 級の山がそびえ、北部はなだらかな準平野台地が広がっている。県３大河川のひとつ日野川が町の中央部を流れ、谷間から大小の河川がこれに合流している。これらの河川の流域を中心に田園が広がり、標高 280m から 600m の間に大部分の集落と耕地が集まっている。

面積の９割を森林が占める中山間地域で、人口は５，０３１人。過去１０年間で１，０００人以上減少し、高齢化率は４７．５％で、過疎高齢化が進んでいる。

（２）「生き抜く力」を育む保小中一貫教育について

子どもの確かな学力の定着と「生き抜く力」の育成を目指し、保小中一貫教育の取組を進め、児童生徒・教員の交流を行っている。また、小中学校に電子黒板・タブレット端末を導入し、次世代に対応した児童生徒の学力向上と、海外派遣によるグローバル化に対応した児童・生徒の育成を図っている。

（３）自ら考え、動く地域自治組織ついて

住民参画による協働のまちづくり推進のため、住民組織「まち（むら）づくり協議会」による活動が町内全域（７地域）で行われており、活動は１０年を経過している。地域資源の掘り起こしと保全、交流人口の拡大、コミュニティビジネスと産業振興、生涯学習など、それぞれの特色のある活動を展開し地域の活性化につながっている。

（４）研修所見

平成２１年度に小学校を１校に統合したのを機に、保小中を同一敷地に配置

した一貫教育を開始した。３４０．８７㎢の面積に小中学校が各１校のため、通学バスやデマンドバスを運行するなど、通学に課題が見られるが、教員の交流により、同一教員による継続した指導が行われ、児童生徒の安心感を生んでいる。児童生徒の交流活動も行われ、子どもどうしの関わりも深くなっていると感じた。

まちづくり協議会は、当町の行政区にあたるもので、交付金を支給して協議会運営に充て、自ら考え、動く地域自治組織をつくり、福万来のヒメボタルを全国に発信したり、特産品を通じて他地域との交流活動を行ったり、地域の特色ある事業活動を盛んに行っている。町企画課に地域づくりアドバイザーを、活動拠点となる地域振興センターに地域振興選任職員（事務長）をそれぞれ配置し、支援を行っていることが、良好な自治会活動の支えとなっていると感じた。

３．鳥取県大山町

（１）町の概況について

大山町は平成１７年３月２８日に、大山町と名和町と中山町が合併し、人口約１万８千人、面積１８９.８㎢の新しいまちとして誕生した。

鳥取市へ約８０㎞、米子市へ１５㎞の地点に位置し、観光は、標高１,７２９ｍの国立公園大山が中心となっており、大山寺や大神山神社などの神社仏閣や名所旧跡、またスキー場や登山道・散策コースなど多様な観光資源がある。

日本海に面した地域では漁業も盛んで、沿岸漁業によりサザエ・ヒラメ・ハマチ・タイ・アジなどのほか、ウニ・板ワカメは特産品としても有名である。

（２）移住定住促進プロジェクトについて

町内人口の減少を抑制するため、「移住定住の促進」と「子育て支援」施策の充実により「家族で安心して暮らせる町」を目指し、地域の絆と活力が支援する町づくりに取り組んでいる。

主な施策として、①空き家・空き地所有者の情報を町に登録して、利用希望者に情報提供。②空き家購入による改修費用、新たに土地を購入して新築した費用、町外から転入した際の費用などに補助金を支給。③移住定住サポーターを委嘱して、移住希望者の相談や情報提供、移住後のサポートを行う。④就労サポートとして、職業紹介や、農業へ新たに取り組む方への新規就農者給付金

制度、漁業就業体験や研修受講・資金の融資・漁船機器のリースによる支援。
⑤中学生と赤ちゃんの交流を行い、命の大切さ・愛情の深さを学習している。
⑥家庭での読み聞かせを応援するため、６ヶ月・３歳・小学校入学前児童に絵本や童話を贈呈している。

（３）研修所見

空き家の件数は平成２７年度で９３件登録され、年間９件２４名が契約しており、利用者・登録件数ともに年々増加している。米子市まで１５㎞の位置にあり、米子市に勤めながら大山町に新たな住宅を求めるケースが多い。移住者への補助金制度や、相談サポーターの配置などの手厚い支援を行うことにより、制度を活用した移住者が増えている。

子育て支援については、保育所業務を教育委員会の幼児・学校教育課が所管している。このことにより、保育士が学校教育の研修を受講したり、小学校教員と保育士の交流や意見交換したりすることで、連携のとれた教育が進められている。

住環境と子育て環境の充実により、若い世代が魅力を感じる町づくりが進められており、当町においても検討すべき施策があると感じた。

意見書（案）第１号

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、復興大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

平成２８年６月１５日提出

新地町議会議長　菊　地　正　文　様

提出者　新地町議会議員　目　黒　静　雄

賛成者　新地町議会議員　八　巻　秀　行

〃　新地町議会議員　遠　藤　　満

〃　新地町議会議員　鈴　木　　利

〃　新地町議会議員　寺　島　浩　文

〃　新地町議会議員　三　宅　信　幸

意見書（案）第１号

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援を要請する意見書（案）

東日本大震災から５年が経過しました。平成23年度に創設された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となり２年目を迎えました。被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しています。

交付金での事業を受けている子どもの数は全国で、平成23年度67,639人、平成24年度57,948人、平成25年度52,287人、平成26年度47,463人となっており、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いています。

政府の基本計画により、被災地に対する「集中復興期間」は平成27年度で終了し、平成28年度からは「復興・再生期間」となりました。

平成28年3月11日に閣議決定された、『「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針』の「具体的な取組」の中にも「被災した子どもが安心して学ぶことができる教育環境の確保に取り組む」とあります。

福島県内外で避難生活を送る子どもたちには、これからも経済的な支援を必要とする子どもたちがたくさんいます。

また福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもの就学支援が行われています。「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援は非常に重要であり、平成29年度以降も「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な財政措置を行い、被災した子どもたちに継続した就学支援事業を実施できるようにする必要があります。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第９９条にもとづき、意見書を提出します。

１．東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、平成29年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

平成２８年６月１５日

《提出先》
復興大臣
文部科学大臣
総務大臣　　あて
財務大臣

福島県相馬郡新地町議会議長　菊　地　正　文

意見書（案）第２号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、内閣総理大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

平成２８年６月１５日提出

新地町議会議長　菊　地　正　文　様

提出者　新地町議会議員　目　黒　静　雄

賛成者　新地町議会議員　八　巻　秀　行

〃　新地町議会議員　遠　藤　　満

〃　新地町議会議員　鈴　木　　利

〃　新地町議会議員　寺　島　浩　文

〃　新地町議会議員　三　宅　信　幸

意見書（案）第２号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであり、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされております。

この最低賃金の引き上げについては、２０１３年に政府が決定した「経済財政運営と改革の基本方針」ならびに「日本再興戦略」において、引き上げの意向が示されているとともに、２０１０年に合意に至った、政労使の代表からなる「雇用戦略対話」において、２０２０年までの目標として「できるだけ早い時期に全国最低８００円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均１，０００円を目指す」こととされています。

最低賃金の引き上げは、全労働者の４割にも達しようとしている非正規労働者の所得の向上に直結し、内需の拡大に寄与することから、日本経済がデフレからの脱却をはかり持続可能な経済の好循環に結び付けるためには、最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠であります。福島県の復興を促進させるうえでも、最低賃金の引き上げにより、一定水準の賃金が確保されることは、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出に歯止めをかけるうえで非常に重要な事となります。

現在の福島県最低賃金は、時間額で７０５円となっておりますが、この金額は政労使が合意し、目標として掲げた最低額と大きく剥離しているとともに、その水準は２００７年からの８年間全国水準で３１位と低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低く、一般的な賃金の実態に見合った十分な水準の引き上げが極めて重要な課題となっております。

よって、本新地町議会は福島県の一層の発展をはかるため、最低賃金法の趣旨をふまえ、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望します。

１．福島県最低賃金については、2010年6月に行われた「雇用戦略対話」の合意に沿った引き上げを図る。
２．福島県の復興促進、労働人口の流失に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図る。
３．中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。
４．一般労働者の賃金引き上げが４月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２８年６月１５日

《提出先》
内閣総理大臣
厚生労働大臣　　あて
福島県労働局長

福島県相馬郡新地町議会議長　菊　地　正　文

意見書（案）第３号

給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書の提出について

地方自治法第９９条の規定により、内閣総理大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

平成２８年６月１５日提出

新地町議会議長　菊　地　正　文　様

提出者　新地町議会議員　目　黒　靜　雄

賛成者　新地町議会議員　八　巻　秀　行

〃　新地町議会議員　遠　藤　　満

〃　新地町議会議員　鈴　木　　利

〃　新地町議会議員　寺　島　浩　文

〃　新地町議会議員　三　宅　信　幸

意見書（案）第３号

給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書（案）

「奨学金」利用者は年々増加し、現在、大学生の２人に１人が何らかの奨学金を利用している。その背景は、１つに、大学の授業料の値上げが繰り返され、我が国の学費は世界で最も高い水準になっている。２つに、経済の悪化や雇用制度の変化に伴い、非正規労働者が勤労者の４割となり、親の経済力の低下に伴い、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めるようになっている。

一方、卒業しても不安定雇用や低賃金により、返済に苦しむ若者が増加しており、延滞者は３３万人に及んでいる。はじめから「安定した収入を得て返済する」という制度の前提が大きく崩れているといわざるを得ない。

ＯＥＣＤ加盟国３４ヶ国の内、半数近くの国は大学の授業料は無償で、３２ヶ国に公的な奨学金制度があり、大学の授業料が有償で、国による給付型奨学金制度がないのは日本だけである。

持続可能な社会のために世代を超えて若者を社会全体で支援し、少子・高齢化、人口減少や地方の衰退に歯止めをかける上で極めて重要な課題となっている。

よって、新地町議会は、国に対して給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める次の事項について強く要望する。

１．速やかに大学等において、国として新たな制度運営を前提とした給付型奨学金制度導入と高等学校等含めて拡充を図ること。
２．貸与型奨学金制度の改善を図ること。
３．大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充を図ること。

以上　地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２８年６月１５日

《提出先》
内閣総理大臣
衆議院議長
参議院議長
財務大臣　　あて
文部科学大臣
厚生労働大臣

福島県相馬郡新地町議会議長　菊　地　正　文